

令和7年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)

岩内町再生可能エネルギーゾーニングマップ作成業務委託

報告書

令和8年2月

株式会社エックス都市研究所

目 次

1. 再エネゾーニングに関する基本的事項	1
1.1. 背景・目的	1
1.2. 再エネゾーニングマップに係る基本的事項の整理	2
1.3. 再エネゾーニングの位置づけ	6
2. 本町の再エネ賦存量・導入ポテンシャル	10
2.1. 再エネゾーニングにおいて再エネ賦存量・導入ポテンシャルを評価する意義	10
2.2. ゾーニングで対象とする再エネ種別の賦存量・導入ポテンシャル	11
3. 再エネゾーニングに関わる情報の整理	15
3.1. 再エネゾーニングに関わる情報の整理と活用方法	15
3.2. 条件別の法規制等と関連地図情報の整理	15
4. アンケート・ヒアリング・サウンディング調査の実施	20
4.1. アンケート・ヒアリング・サウンディング調査と再エネゾーニング検討等への反映	20
4.2. 町民アンケート調査	21
4.3. 関係者へのヒアリング調査	30
4.4. サウンディング調査	32
5. 岩内町ゼロカーボン推進協議会	35
6. ゾーニングマップ	36
6.1. 前提となる考え方・エリア設定の方針	36
6.2. エリア設定の条件	37
6.3. 岩内町ゾーニングマップ	39
6.4. 太陽光及び陸上風力のゾーニングマップと導入ポテンシャル	47
7. 再エネ施設の導入にあたっての環境配慮事項	51
7.1. 環境配慮事項(北海道基準の適用)	51
7.2. 岩内町独自の環境配慮事項	52
8. ゾーニングマップ活用の際の留意事項	56
資料編 I. 再エネゾーニングに係る上位・関連計画	58
資料編 II. 再エネゾーニングにおける各法規制等に基づく地図情報	62
資料編 III. 北海道の環境配慮基準	85

本 編



1 再エネゾーニングに関する基本的事項

1.1. 背景・目的

近年、地球温暖化が起因とされる気候変動の影響により、世界各地で記録的な猛暑や大雨、台風の強化、森林火災などの異常気象が多発し、今後も気温が上昇することによって、日常生活や産業活動、生態系などへの影響が危ぶまれており、温暖化対策は喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、2015年に採択された国際的な合意文書である「パリ協定」において、「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べ、1.5°C以内に抑える」という世界共通の目標が掲げられ、我が国では2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。あわせて、北海道においてもゼロカーボン北海道の実現に向けた取組が推進されています。

本町においても、2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言するとともに、岩内町総合振興計画の基本理念である「健やかなまちづくり」に向けて、環境にやさしい地域社会の形成と、地域が一体となって未来をはぐくむとともに、地域脱炭素を実現するための指針となる「岩内町ゼロカーボンビジョン」を策定しました。本ビジョンは、「人と自然にやさしい安心して暮らせる持続可能なゼロカーボンシティの実現」を基本理念とし、温室効果ガスをゼロとするだけでなく、地域の課題解決とゼロカーボンに向けた対策を有機的に連携・推進することにより、社会の好循環を促し、住んでいる人達が快適に暮らせて地球環境にもやさしい社会の実現を目指しています。

ゼロカーボンの実現には、化石燃料に依存せず、地域内で創出する再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という）の最大限の導入が求められています。再エネを導入し、エネルギーを地域で自給自足できることにより、地域内経済循環の促進、災害時の強靭性の向上など、地域課題の解決、持続可能なまちづくりにつながっていきます。ただし、無秩序に大規模な太陽光や風力発電施設などの設置を進めると、自然環境や町民の暮らしに悪影響を及ぼすだけでなく、災害リスクを高めてしまう恐れがあります。

このため、再エネの導入にあたっては、自然環境や生態系への影響、騒音等の生活環境への影響、土砂災害など災害による影響、漁業や農業など産業への影響などを考慮し、適した場所に、適した手法で、地域の皆様との合意形成を図りながら、再エネを導入していくことが重要です。

これらのこと踏まえ、本町では、関連する法規制や、専門家や町民からの意見に基づき、町内の再エネの導入を適切に誘導していくための「再エネゾーニングマップ」を作成します。また、この「再エネゾーニングマップ」を作成することにより、町民や事業者があらかじめ町内の再エネ導入が可能なエリア、回避すべきエリアなどについて理解を深めることで、環境との調和が図られた再エネの導入を促進します。



Image generated by AI

1.2. 再エネゾーニングマップに係る基本的事項の整理

(1)再エネゾーニングの基本方針

本町では、以下の考え方に基づき、再エネの導入促進と環境や景観の保全の両立によって地域の活性化を目指します。

本町における再エネゾーニングの基本方針 地域の活力につながる再エネの導入促進と環境や景観保全の両立

本町における再エネ導入促進により、エネルギー地産地消、地域産業の稼ぐ力の拡大、新たな産業と雇用の創出と共に移住促進、観光振興や交流人口の増加、並びに防災性の向上につなげます。その際に、あらかじめ本町において再エネ導入を促進すべきエリアや原則回避すべきエリアなどを設定する再エネゾーニングマップを作成し、併せて再エネ導入の際に配慮すべき「環境配慮事項」を設定することで、本町の豊かな自然環境や生活環境、里海・里山における人々の活動、歴史や文化、景観を保全し、地域活性化との両立を図ります。

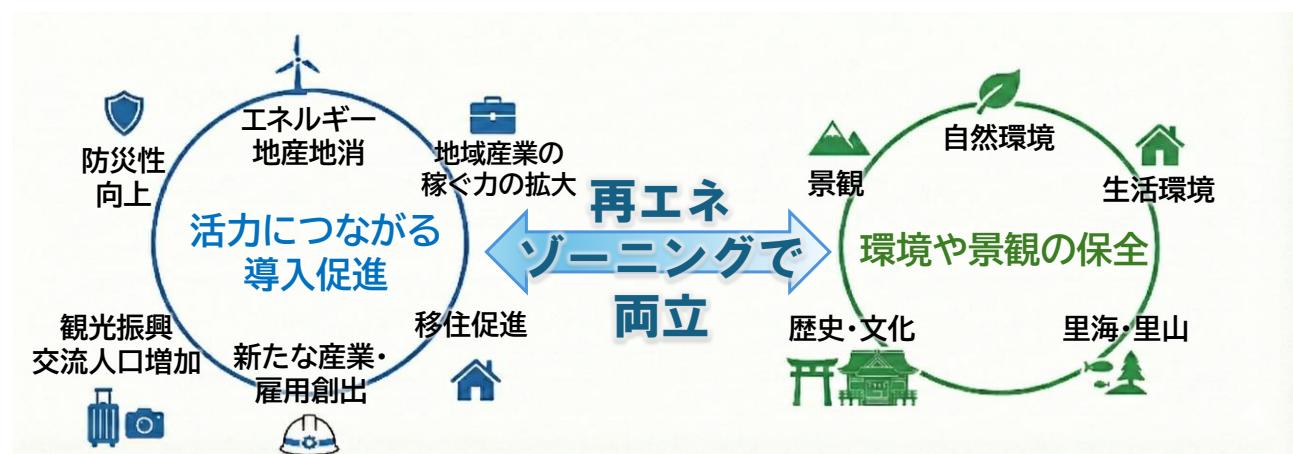


図 1 再エネゾーニングによる地域の活性化と環境や景観保全との両立

本節では、次頁以降に再エネゾーニングマップや環境配慮事項、本町においてゾーニングの対象とする再エネ、並びに再エネゾーニングの手順等に係る概要を示します。

(2) 再エネゾーニングマップの概要

前頁の考え方を踏まえて、自然環境、防災、土地利用、景観・観光、事業性などに関する地図情報を重ね合わせ、地域の関係者や関係機関、専門的知見を有する学識経験者等と協議しながら、本町の地図を下記の3区分で色分けし、本町におけるゾーニングマップを作成します（下図参照）。

【再エネゾーニングマップの3区分】

- ・ 促進エリア：現状、法規制等の制約がなく再エネの導入が可能なエリア
- ・ 法的調整エリア：再エネ導入に当たって、環境保全や防災等に支障がないよう関係者等との調整が必要なエリア
- ・ 保全エリア：環境保全や防災の観点から再エネの導入を原則回避するエリア

※促進エリアと法的調整エリアは再エネ導入が可能であるため、事業計画を検討する際には環境配慮事項を踏まえることが必要

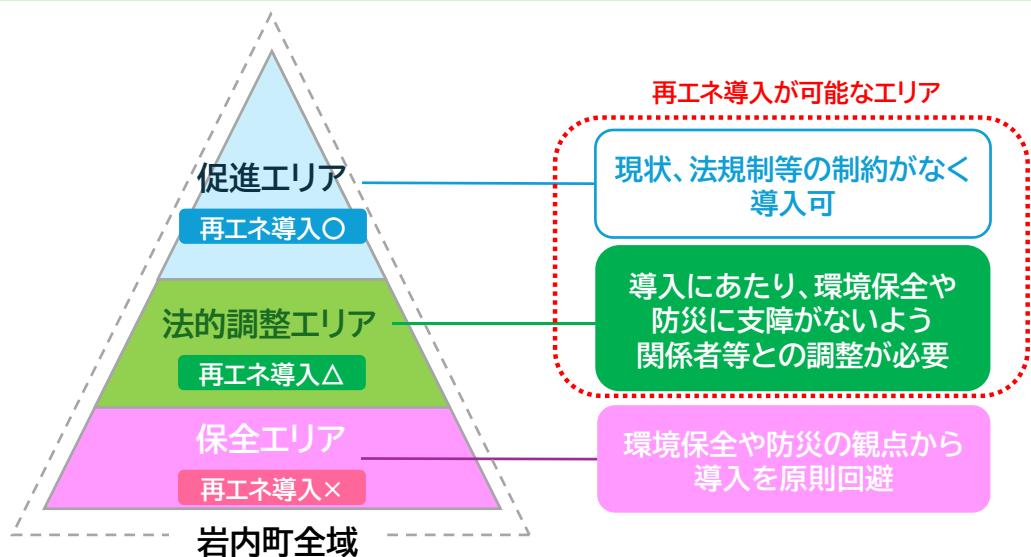


図 2 本町における再エネゾーニングマップの概要

(3) 環境配慮事項

再エネゾーニングマップの作成に合わせて、上記の促進エリアや法的調整エリアにおいて事業計画を検討する際に考慮が必要となる「環境配慮事項」を設定します。再エネゾーニングマップと環境配慮事項を組み合わせることで、再エネの無秩序な導入を防ぎ、地域の理解を得ながら開発を進める仕組みを構築します。環境配慮事項の基本となる考え方を下図に示します。ここでは国や道の基準に加えて、本町独自の配慮事項も設定します。



図 3 「環境配慮事項」の基本となる考え方

(4) 本町においてゾーニングの対象とする再エネ

ここでは以下の考え方に基づき本町のゾーニングの対象とする再エネを設定します。

【ゾーニングの対象とする再エネ設定の考え方】

- ・ 本町内の自然資源等を活用して得られる再エネであること(洋上風力の場合、本町沖の水深200mまでのエリアを対象とする)
- ・ 岩内町ゼロカーボンビジョンの重点施策に寄与するものであり、且つ比較的導入ポテンシャルが見込まれる再エネであること
- ・ 岩内町ゼロカーボンビジョンの重点施策に掲げられているもののうち、導入ポテンシャルとして大きくないが、地域の活性化等に寄与する再エネであること

下表に本町においてゾーニングの対象とする再エネ及びその条件を示します。

表 1 本町においてゾーニングの対象とする再エネとその条件

対象とする再エネ	条件など
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none">・ 市街地：10kW 以上の太陽光発電施設（規模の設定については、太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省 令和2年3月）にならう）・ 市街地外：50kW 以上の太陽光発電施設・ 建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものを除く・ 公共施設や事業所等の敷地内に設置するものを除く
風力発電（陸上・洋上）	<ul style="list-style-type: none">・ 陸上風力は、敷地内設置などの影響が小さいものを除く（風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版、環境省 令和2年3月）に設備規模に係る明確な記載なし）・ 陸上風力では既存文献や関係者へのヒアリング等から住宅等からの距離を500m 以上とすることを設定・ 洋上風力は全ての規模を対象とする
木質バイオマス発電・熱利用	<ul style="list-style-type: none">・ 木質バイオマス発電では、自家消費用の数kW 規模の設備を除く・ 热利用では未利用材を活用した小規模のストーブ・ボイラーを除く（家庭用、事業所内利用など）
温泉熱利用	<ul style="list-style-type: none">・ ポテンシャルとしては大きくないが、地域活性化の観点から対象とする・ 既存の温泉水送水管の周辺や今後温泉水送水管の整備や利用を検討しているエリアを促進エリアとして設定

なお、その特性から本町において導入場所が限られるもの、再エネゾーニングの主旨（促進エリアへの誘導によるネガティブな影響の排除）などから、以下の再エネは検討対象外としています。

【本町においてゾーニングの検討対象外とする再エネ】

- ・ 中小水力発電、地熱発電、雪氷熱利用、下水熱利用、地中熱利用

(5) 再エネゾーニングの手順(概要)

本町では再エネゾーニングの対象エリアを本町全域とします。また前頁で示したとおり、洋上では本町沖の水深200mまでのエリアを対象とします。これを前提条件として、下図に示す手順により、再エネゾーニングマップの3区分（保全エリア、法的調整エリア、促進エリア）を設定します。

まず、本町の自然条件、防災、土地利用、生活環境、景観観光、空域・水域利用、事業性その他に係る地図情報を国土数値情報（国土交通省）や自然環境調査Web-GIS（環境省）などから取得し、これを重ね合わせ、既存文献やデータから導き出される保全エリア、法的調整エリア、促進エリアを設定します。

次に、町民向けアンケート、関係者へのヒアリング、再エネ事業者向けのサウンディング調査を通じて、既存文献等から設定した上記の3つのエリア設定の妥当性を確認し、主に景観配慮や事業性の観点などから必要な箇所について地図情報を更新します。

これを踏まえ、岩内町ゼロカーボン推進協議会において専門家からの助言等に基づき内容を精査し、本町における再エネゾーニングマップを作成します。

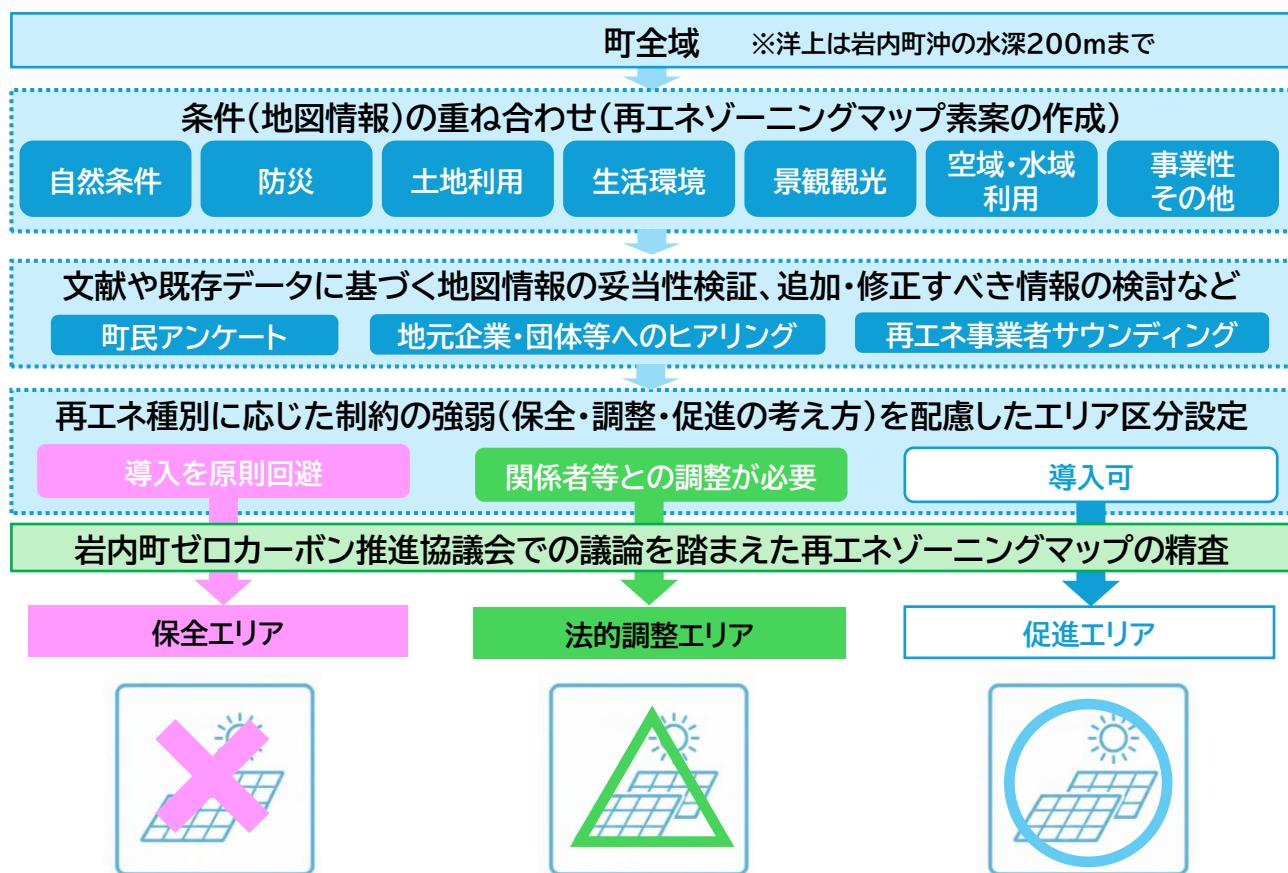


図 4 本町における再エネゾーニングの手順(概要)

1.3. 再エネゾーニングの位置づけ

(1) 主な上位・関連計画の整理

本町の再エネゾーニングは、岩内町総合振興計画や、国及び道の地球温暖化対策計画に基づき策定された岩内町ゼロカーボンビジョンとの整合を図りつつ実施します。

計画体系図を以下に示します。本町の再エネゾーニングを通じて整理された情報や今後の再エネ導入可能性などを踏まえ、岩内町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定する予定です。

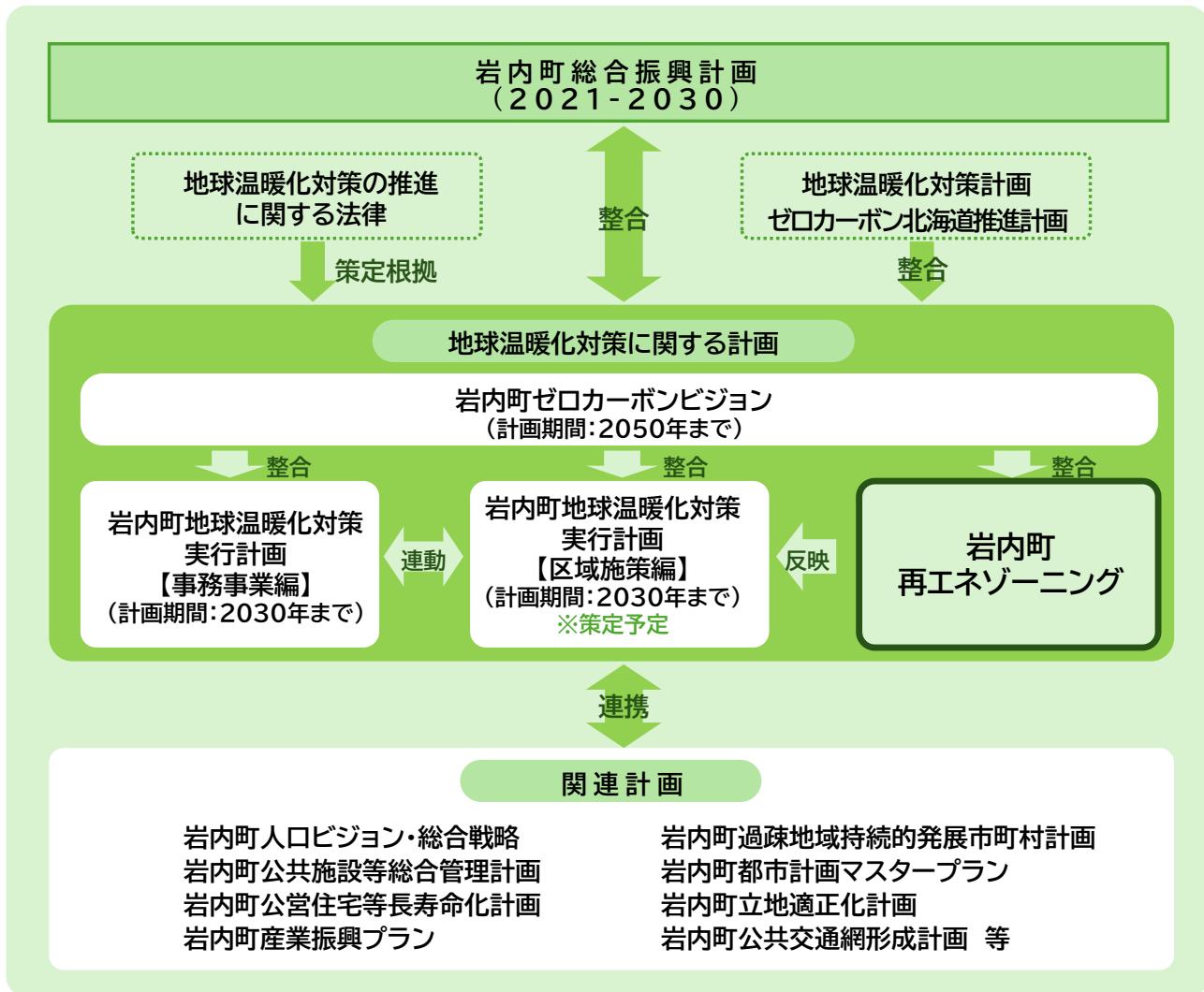


図 5 計画体系図

次頁表に本再エネゾーニングにおいて考慮した関連計画等の内容を整理します。個別の計画のうち、特に関連性の高い計画等については資料編 58~61 頁に示します。

冒頭に示した本町における再エネゾーニングの基本方針「地域の活力につながる再エネの導入促進と環境や景観保全の両立」を図ることで、総合、都市計画、公共施設、建築物、産業、防災、地球温暖化対策などの各分野における計画の適切な進捗管理、目標達成等に寄与します。

表 2 上位・関連計画まとめ

分野	計画	反映した内容
総合計画等	○岩内町総合振興計画 ○岩内町人口ビジョン・総合戦略	○2050年カーボンニュートラル達成 ○自然との共生、経済と環境の好循環、グリーン社会の実現
都市計画関連	○岩内町都市計画（岩内町・共和町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ○岩内町都市計画マスター・プラン ○岩内町立地適正化計画 ○岩内町地域公共交通網形成計画 ○北海道景観計画 ○岩内町住生活基本計画	○低炭素型都市構造への転換（コンパクトな市街地、公共交通ネットワーク） ○農林漁業と健全な調和 ○豊かな自然環境や歴史的景観の保全 ○公営住宅など用途廃止した跡地の有効活用 ○本町の地域資源である自然環境を保全・活用していくための「特定用途制限地域」の指定 ○風力・太陽光発電整備時の届出対象行為・眺望景観への配慮 ○ZEH・ZEB化の推進（再エネや高効率設備の導入、断熱性向上等）
公共施設マネジメント	○岩内町公共施設等総合管理計画 ○岩内町公営住宅等長寿命化計画	○公営住宅等の公共施設の集約化、用途廃止に伴う跡地など遊休地の活用 ○公共施設への再エネ導入推進
産業	○岩内町過疎地域持続的発展市町村計画 ○岩内町産業振興プラン	○ホワイトアスパラガスやホップなど岩内らしい農業の振興 ○漁業の振興や海洋深層水の活用など地域産業の稼ぐ力の拡大 ○本町の自然環境や歴史的資源を生かした観光振興による交流人口の増加 ○新たなツーリズムやエネルギーなどの産業創出による雇用創出 ○観光や第1次産業の脱炭素化と産業振興 ○温泉熱活用システムを用いた脱炭素地域の構築
防災	○岩内町国土強靭化地域計画	○災害時の電源確保、エネルギー自給自足など防災対策の充実 ○森林の整備保全による山地災害防止機能等の強化
地球温暖化対策	○ゼロカーボン北海道推進計画 ○岩内町ゼロカーボンビジョン ○岩内町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	○2050年カーボンニュートラル達成 ○再エネの最大限導入 ○エネルギーの地産地消（温泉の排湯熱回収型ヒートポンプ導入、ホテルや水産加工業から発生する食物残渣のエネルギー利用等） ○EVなど次世代自動車の導入、再エネ電力利用 ○ZEH・ZEB化の推進（再エネや高効率設備の導入、断熱性向上等）

(2) 本町の再エネゾーニングマップの利活用に係る今後の展開

本町では、再エネゾーニングマップの3区分（保全エリア、法的調整エリア、促進エリア）を設定したのち、①促進エリア又は②法的調整エリアにおいて再エネ導入ポテンシャルが高いエリア等を中心に、下図に示す地域脱炭素化促進事業制度における「促進区域」設定に係る検討を実施します。

この促進区域内において再エネを設置しようとする事業者は、「地域脱炭素化促進事業計画」を作成します。本町がこれを地域に貢献する再エネ事業計画として認定した場合、認定を受けた事業は、再エネ設置にあたっての関係法令の許可手続きのワンストップ化の特例や、国の補助事業への申請にあたっての優遇措置等を受けられるなどのメリットがあります。

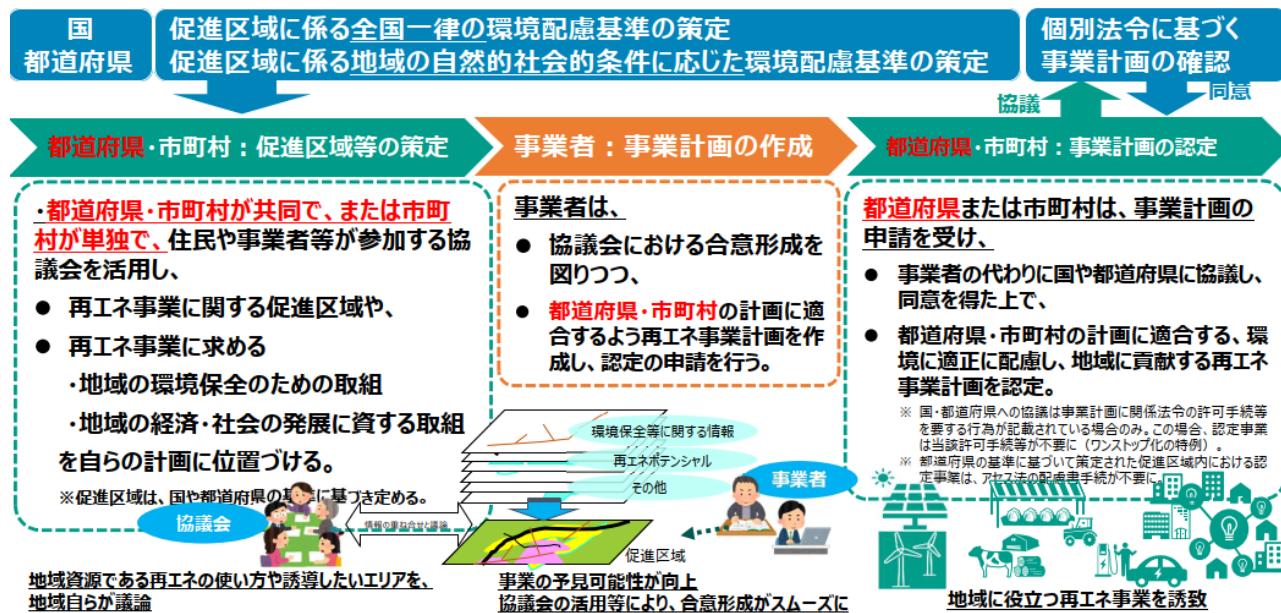


図 6 地域脱炭素化促進事業制度の全体像(令和7年4月1日以降)

[出典]環境省

再生可能エネルギー(再エネ)とは？

石油や石炭、天然ガスなどの有限な燃料をエネルギー源としたものではなく、太陽光、風力、水力、地熱など永続的に利用することができるエネルギーを総称して、再生可能エネルギー(再エネ)といいます。

エネルギー利用の際に温室効果ガス(二酸化炭素など)を発生させないことが、地球温暖化を抑制することができます。また、燃料代の節約や災害時の電力供給等、家庭や事業所にとってもメリットがあります。





よんでみよう！

自然と暮らしを守る「再エネゾーニング」とは？

私たちの町には、森林や川、動植物の生態系、山から海を望む美しい眺望などが存在しています。その一方で、日当たりが良く風の強い地域など、太陽光発電や風力発電といった再エネの導入に適した場所もあります。

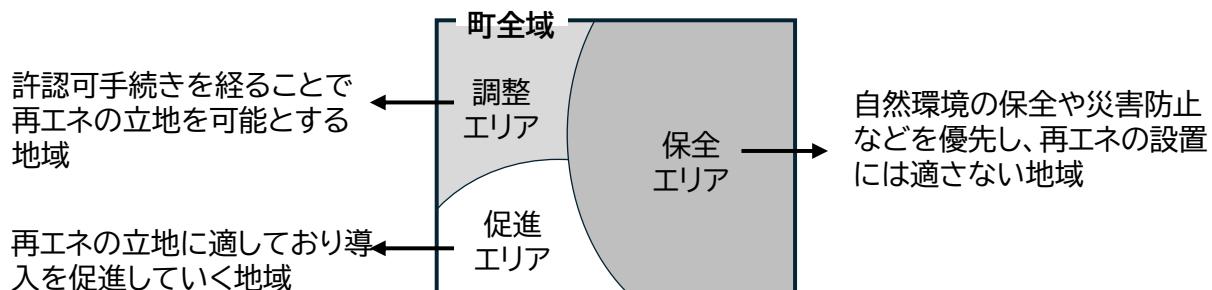
こうした地域の特性に応じて、

- 自然や景観などの保全を優先するエリア
- 再エネの導入を促進するエリア

などに区分することを「再エネゾーニング」といいます。

再エネゾーニングは、町民の皆さまをはじめ、農業・漁業・観光などの産業に関わる方々や、環境などの専門家のご意見を伺いながら、検討を進めています。

◎ゾーニングによるエリア区分のイメージ



再エネゾーニングを実施することによる効果

町民の皆さん

- ◎自然や景観を守る場所がはっきりし、安心できるまちづくりにつながります。



行政

- ◎再エネ施設の無秩序な開発を抑制できます。
- ◎再エネを積極的に導入し、地球温暖化対策や環境保全等のまちづくりにつながります。



再エネ事業者

- ◎再エネの導入がしやすい地域を事前に把握することができ、事業計画の検討に役立ちます。



2.1. 再エネゾーニングにおいて再エネ賦存量・導入ポテンシャルを評価する意義

再エネゾーニングを実施する際には、前述のとおり、自然条件、防災、土地利用、生活環境、景観観光、空域・水域利用、事業性その他に係る地図情報を重ね合わせて、再エネ導入を促進するエリアや原則除外するエリア等の検討を行います。

ここで示す再エネ賦存量・導入ポテンシャルは、特に「事業性その他」に関係します。下表に再エネゾーニングの3区分（保全エリア、法的調整エリア、促進エリア）における「事業性その他」の考え方を整理します。

本章で整理する内容は、第3章、第4章での検討を通じて第5章の再エネゾーニングマップに反映されます。

表 3 再エネゾーニングの3区分とそれぞれにおける「事業性その他」の考え方

再エネ導入ポテンシャルと「事業性その他」に係る考え方	
保全エリア	・ 再エネの導入を原則回避する「保全エリア」においては、仮に該当地域の再エネ導入ポテンシャルが高い場合においても、事業性より「保全」が優先される
法的調整エリア	・ 再エネ導入において関係者等との調整が必要な「法的調整エリア」では、仮に該当地域の再エネ導入ポテンシャルが高く且つ事業性が見込まれる場合、前向きに再エネ導入について検討する可能性がある
促進エリア	・ 「促進エリア」において、再エネ導入ポテンシャルが高く且つ事業性が見込まれる場合、本町では地域の脱炭素化に向けて積極的に再エネ導入を図っていくことになる（ポテンシャルが低い場合、事業性を重視して導入を見送る可能性あり）

下表に環境省の再生可能エネルギー情報提供システム（以下、「REPOS」という）より得られる本町の再エネゾーニングの対象とする太陽光（土地系）、風力（陸上風力）、木質バイオマスに係る導入ポテンシャルの一覧表を示します。木質バイオマスは本町の森林賦存量とこれに基づく発熱量が推計されています。

なお、REPOS に整理された再エネ導入ポテンシャルは、本町の自然条件や土地利用状況などの地域特性が反映されています。

表 4 本町における再エネ賦存量と導入ポテンシャル

再エネ		賦存量	導入ポテンシャル	単位
太陽光	土地系	-	86	MW
風力	陸上風力	526	214	MW
再エネ電気計		526	300	MW
木質 バイオマス	発生量（森林由来分）	2	-	千 m ³ /年
	発熱量（発生量ベース）	17,163	-	GJ/年

【出典】REPOS(環境省)の自治体再エネ情報カルテ Ver.3(2025年3月)より作成

2.2. ゾーニングで対象とする再エネ種別の賦存量・導入ポテンシャル

本町のゾーニングの対象とする再エネ（太陽光、風力（陸上、洋上）、木質バイオマス、温泉熱）の賦存量・導入ポテンシャル等について、環境省や本町の既存資料等に基づき再エネ種別に整理します。

(1) 太陽光発電

下図に REPOS による本町の太陽光発電（建物系・土地系）の導入ポテンシャルを示します。

図中の建物系は「官公庁」、「病院」、「学校」、「戸建住宅等」、「集合住宅」、「工場・倉庫」、「その他建物」における太陽光発電の推計合算値です。本町では市街地を中心に太陽光（建物系）は高いポテンシャルを有しています。この建物系は本町の再エネゾーニングの対象としていませんが、各建物において屋根や屋上などに太陽光発電の導入を促進することで本町の脱炭素化につながります。

図中の土地系は、「耕地／田・畠」、「荒廃農地／再生利用可能・再生利用困難」、「水上／ため池」、「最終処分場／一般廃棄物」における太陽光発電の推計合算値です。本町の再エネゾーニングでは野立ての太陽光（写真1参照）を対象としており、こうしたエリアを中心として設置の可能性を検討します。

なお、図中のMW（メガワット）は1,000kW（キロワット）を指します。太陽光発電は10kWの設備容量で面積が概ね100~150m²程度となりますので、1MWの場合、1~1.5haの設置面積が必要です。

(单位:MW/km²)

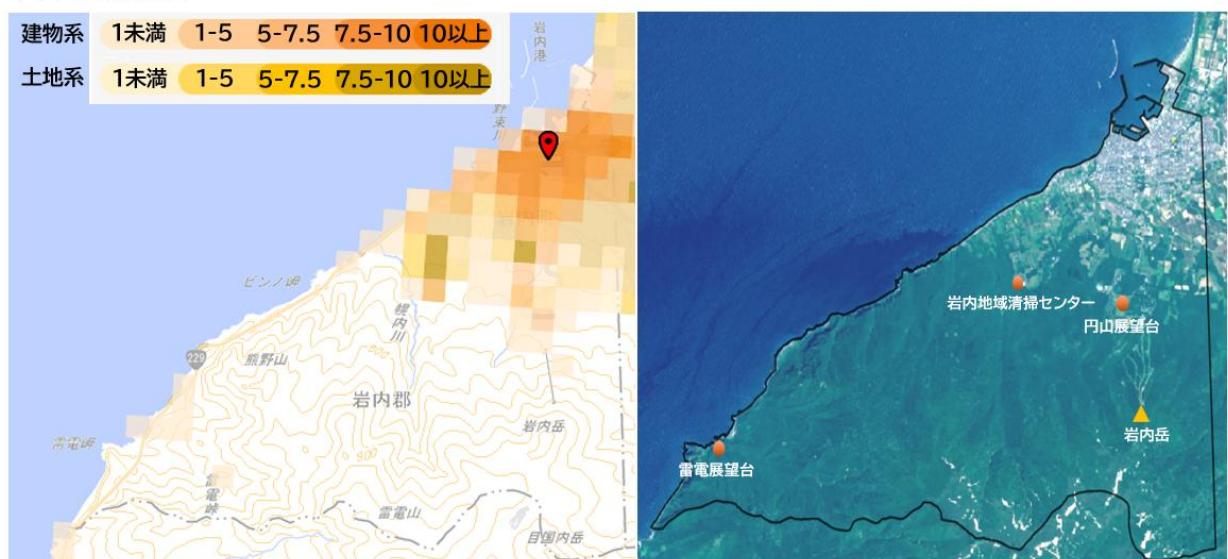


図 7 本町の太陽光発電(建物系・土地系)の導入ポテンシャル(左)と比較のための地図(右)
 [出典]環境省 REPOS 及び国土地理院地図より作成



写真1 太陽光発電の土地置きのイメージ(大規模)

[出典]環境省、農林水産省

(2) 風力発電(陸上・洋上)

下図に REPOS による本町の風力発電(陸上・洋上)のポテンシャルを示します。

本町の陸上風力は、森林エリアの広範囲に渡って風況が良く、特に雷電山や目国内岳の周辺においてポテンシャルが高くなっています。図中の洋上風力は、風速 6.5-7.0m/s からの表示となりますが、本町沖の南西方向に進むにつれて風況が良くなっていることが分かります。

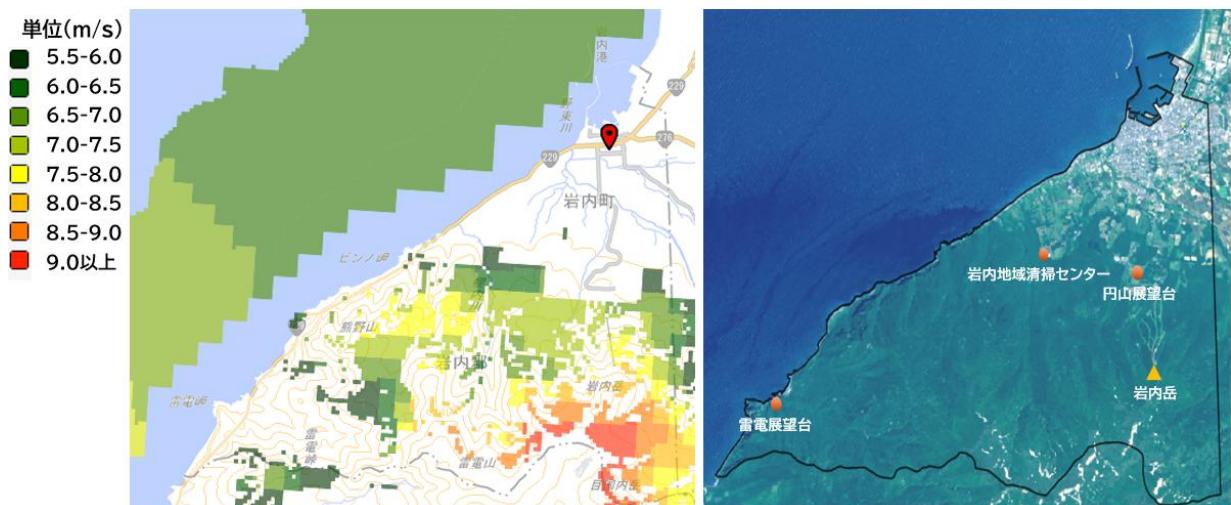


図 8 本町の風力発電(陸上・洋上)の導入ポテンシャル(左)と比較のための地図(右)

[出典]環境省 REPOS 及び国土地理院地図より作成

参考として、以下に小型・中型・大型の風力発電の規模のイメージを示します。最近では風車の大型化が進み 3,000kW 級が主流とされています。これは概ねさっぽろテレビ塔の高さに相当します。

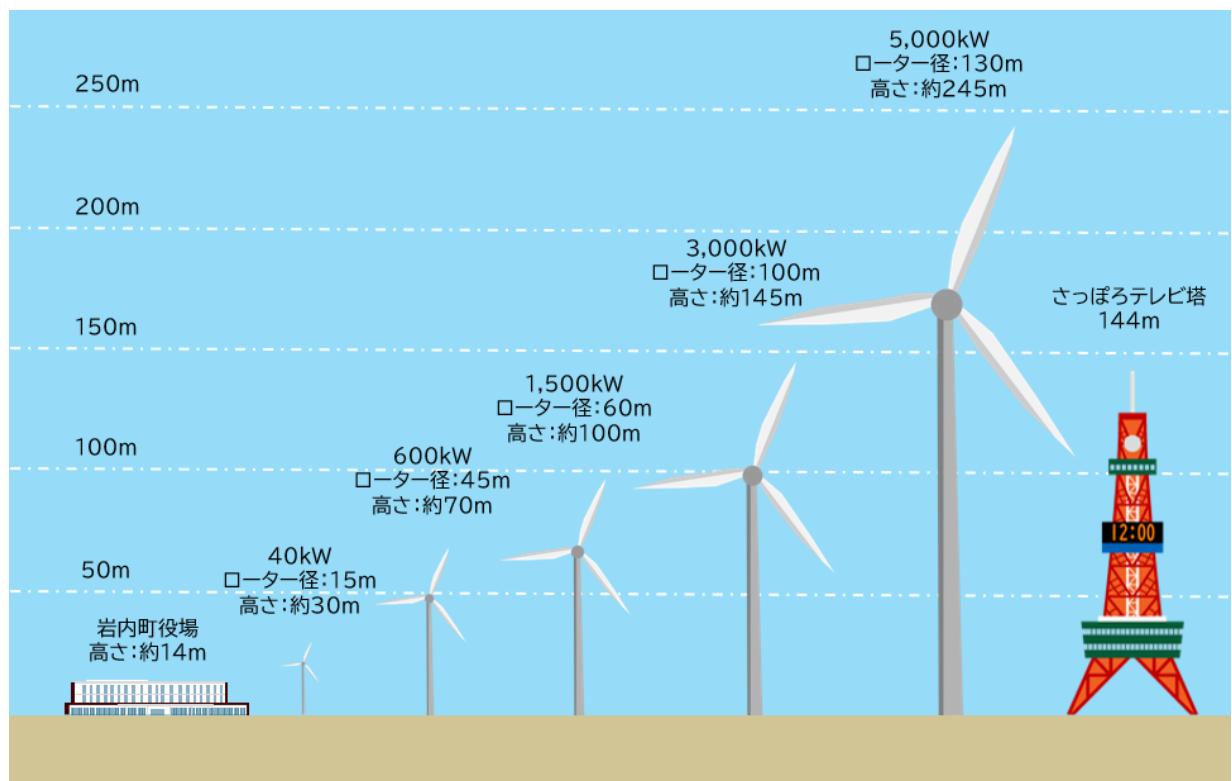


図 9 風力発電と岩内町役場及びさっぽろテレビ塔の比較

[出典]各種資料より作成

(3) 木質バイオマス発電・熱利用

REPOS では木質バイオマスエネルギーの推計対象範囲は、森林法に基づいた森林計画制度に規定される、国有林・民有林の人工林としています。また、樹種については人工林に含まれるすべての樹種を対象としています。

10 頁の表 4 に示したとおり、本町の木質バイオマスの年間発生量は、森林由来分として 2 千 m³／年であり、これを発熱量に換算すると 17,163GJ／年と推計されています。令和 3 年度北海道家庭用エネルギー消費実態調査（2021 エコファミリー省エネアンケート）報告書によると、道の一世帯当たりの年間エネルギー消費量の熱量換算値は戸建世帯で 71GJ／年、集合世帯で 35GJ／年となっています。このため本町の木質バイオマスを有効活用できれば、戸建住宅の 240 世帯（集合住宅では 490 世帯）に相当するエネルギー消費をカバーできることとなります。

ただし、本町では現状において林業が営まれていないことから、本再エネゾーニングでは、木質バイオマス資源を原料とした発電・熱利用施設について、主に海外を含む町外由来の資源を活用して運用されることを想定しています。

以下に大規模な木質バイオマス発電施設として、岡山県真庭市の例を示します（写真 2 参照）。自然エネルギー財団によると当該発電所は年間 7,920 万 kWh の電力供給が可能であり、2 万 2,000 世帯分の電力を賄うとされています。

また、本再エネゾーニングでは写真 3 に示すような施設内あるいは家庭で使用する木質バイオマスボイラーやペレットストーブを対象としていません。将来的に本町において林業が進展した場合に、本再エネゾーニングの木質バイオマスに係る条件等について見直しを検討します。



写真2 木質バイオマス発電施設の例(岡山県真庭市)

[出典]真庭市

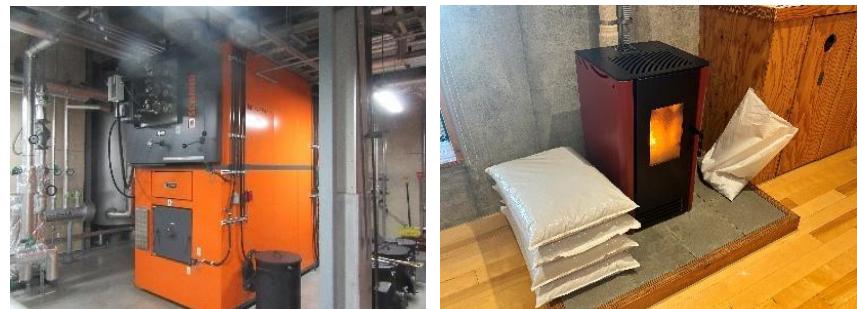


写真3 木質バイオマスボイラー(下川町、左)と木質ペレットストーブ(津別町役場、右)

[出典]農林水産省

(4) 温泉熱

令和3年度岩内町円山リゾートエリア再生可能エネルギー転換促進調査事業報告書によると、下図に示す熱エネルギーネットワークを円山リゾートエリアに導入した場合、エネルギーコスト削減とCO₂排出削減の経済性、環境性の両面において効果が得られることが確認されています。ここでは、温泉施設の浴室において、排水溝から流れ出る温泉の熱を回収して、ヒートポンプで温度を上昇させ、暖房やシャワーなどの給湯に利用し、化石燃料の使用を削減する排湯熱回収型ヒートポンプ等の導入を想定しています（同設備の蘭越町における導入事例として、写真4参照）。



図 10 円山リゾートエリアにおける熱エネルギーネットワークイメージ

[出典]令和3年度岩内町円山リゾートエリア再生可能エネルギー転換促進調査事業報告書



図 11 蘭越町交流促進センター幽泉閣(左)と同施設におけるヒートポンプ導入効果(右)

[出典]蘭越町交流促進センター幽泉閣(写真)、ゼネラルヒートポンプ工業株資料(図)

前述のとおり温泉熱利用については、地域活性化の観点から、本再エネゾーニングにおいて、円山リゾートエリアの既存温泉水送水管の周辺や今後温泉水送水管の整備や利用を検討しているエリアを促進エリアとして設定します。

なお、現時点では既存の温泉水送水管を活用するものを対象としていますが、将来的に新たな源泉の開発や温泉水送水管の整備などが計画・具体化する際には再度検討するものとします。

3.1. 再エネゾーニングに関する情報の整理と活用方法

再エネゾーニングのベースとなる「自然条件、防災、土地利用、生活環境、景観観光、空域・水域利用、事業性・その他」の各条件に係る法規制等の地図情報は、国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）、北海道が定める基準（地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準）に示されているもののうち、岩内町に該当する（基準や地図情報が存在する）ものについて収集・整理します。また、環境保全や社会的配慮の観点から、岩内町として考慮すべき内容を検討、地図情報に加えます。

得られた地図情報は、地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第5版）（環境省、2025年3月）や道内他自治体の再エネゾーニングに係る検討事例等を参考として、本町の再エネゾーニングマップの3区分（保全エリア、法的調整エリア、促進エリア）の検討に活用されます。

3.2. 条件別の法規制等と関連地図情報の整理

収集した地図情報のうちゾーニングマップの検討に用いたものを条件別に整理します。なお、各条件の項目別の出典は、国、道、本町に基づくものについて、それぞれ【国】、【道】、【町】を付しています。各表における個別の地図情報は資料編62～84頁に整理します。

（1）自然条件

自然条件では、国定公園、植生自然度、水域では藻場、重要海域、河口規制区域に係る地図情報を収集・整理します。下表に項目ごとの根拠法令等や地図情報の出典などを示します。

表 5 自然条件に係る法規制等

法規制等		根拠法令他	地図情報出典
国定公園	第1種特別地域	自然公園法	【国】国土数値情報、環境アセスメントデータベース（以降、EADASという）
	第2種特別地域		
	第3種特別地域		
	普通地域		
	普通地域かつ植生自然度8・9・10の地域		
植生自然度	植生自然度9・10の区域	環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）	【国】EADAS
藻場		第4回自然環境保全基礎調査（干潟調査）	同上
生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）	沖合海底域	生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省）	同上
河口規制区域（さけ・ます）		河口付近におけるサケ・マス採捕の禁止について（北海道後志総合振興局産業振興部水産課）	【町】北海道後志総合振興局HP

(2) 防災

防災では、砂防指定地、土砂災害計画区域、土砂災害特別計画区域、保安林、海岸保全区域等に係る地図情報を収集・整理します（下表参照）。再エネゾーニングマップ作成に当たって、主に土砂災害の影響が考慮されます。

表中の砂防指定地について、国土数値情報において都道府県別の地図データが利用できますが、道を含む一部の地域については現時点で公表されていません。このため本町の該当エリアをカバーできるよう河川データに基づき別途地図情報を整理しました。

表 6 防災に係る法規制等

法規制等		根拠法令他	地図情報出典
砂防指定地		砂防法第2条	【国】国土数値情報の河川データを活用
土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	【国】国土数値情報
土砂災害特別警戒区域			
保安林	国有林	森林法	同上
	民有林	森林法	【道】道有林管理区・林小班区画及び森林資源データ
地域森林計画対象森林		森林法	【道】ほっかいどう森まつぶ
土砂災害危険個所	急傾斜地崩壊危険個所、地滑り危険個所、土石流危険渓流	国土数値情報（土砂災害危険箇所）（国土交通省）	【国】国土数値情報、EADAS
山地災害危険地区（国有林）	山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区マップ（北海道水産林務部林務局）	【道】山地災害危険地区マップ（北海道水産林務部林務局）
山地災害危険地区（民有林）	山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区		
津波浸水想定地域		津波防災地域づくりに関する法律	【国】国土数値情報、EADAS
海岸保全区域		海岸法	同上

(3) 土地利用

土地利用では、河川、道路、都市公園などに加えて、本町の農業振興地域、居住誘導地域、都市機能誘導地域、リゾート地区、自然共生地区等に係る地図情報を収集・整理します（下表参照）。

本町の都市計画に係る具体的な情報は、本町の立地適正化計画等の関連計画やホームページから地図情報を取得しています。関連して、再エネゾーニングマップ作成に当たって、例えば太陽光発電の設置可能性について検討する場合、市街地内では 10kW 以上、市街地外では 50kW 以上の規模の設備容量が対象となるため、岩内町立地適正化計画の「居住誘導地域」がこの市街地内外の判断基準として利用されます。

表 7 土地利用に係る法規制等

法規制等	根拠法令他	地図情報出典
漁業集落境界	漁業センサス（農林水産省統計部）	【国】漁業集落境界データ（農林水産省）
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律、農地法	【国】国土数値情報 【町】岩内町都市計画マスタープラン
農用地区域		
農業振興地域外の農地	—	同上
用途地域	都市計画法	【町】岩内町都市計画マスタープラン、立地適正化計画
特定用途制限地域	リゾート地区	
	沿道地区	
	自然共生地区	
立地適正化計画	居住誘導地域	【国】国土数値情報
	都市機能誘導地域	
都市公園		【国】国土数値情報
河川区域	河川法	※国土数値情報において、河川の地図情報はライン（線）で表示されるため、当該線を軸に左右 50m 以内の範囲を「河川区域」として設定
道路	道路法	【国】国土数値情報 【町】町内地図より把握
住宅、学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設等	国土数値情報等（国土交通省）	
墓地	墓地埋葬法	【町】町内地図より把握

(4) 生活環境

生活環境では、騒音・振動規制地域、悪臭規制地域、避難所、ヘリポート、水源涵養保全区域に係る地図情報を収集・整理します（下表参照）。

再エネゾーニングでは、得られた情報に基づき、太陽光発電のパワーコンディショナーや風力発電の騒音・振動の影響、木質バイオマス発電等による臭気の影響などについて配慮します。また、ヘリポートの位置情報は、ヘリコプターの運航の妨げにならないよう、その周辺も含めた再エネ導入回避などに係る検討に活用します。水源涵養保全区域についても、同様に再エネ導入回避などの検討に役立てます。

表 8 生活環境に係る法規制等

法規制等	根拠法令他	地図情報出典
騒音・振動規制地域（北海道）	騒音規制法、振動規制法	【町】岩内町 HP
悪臭規制地域（北海道）	悪臭規制法	
避難所（指定避難所、福祉避難所）	岩内町「避難所について」	
ヘリポート	北海道地域防災計画など	【国】国土数値情報
水源保全地域・水源涵養保全区域	岩内町水資源保全条例	【町】岩内町 HP

(5) 景観観光

景観観光では、史跡、文化財、観光・景観資源に係る地図情報を収集・整理します（下表参照）。景観については文献情報だけでなく、次章で示す町民アンケート調査結果等を踏まえ、具体的に町内のどういった眺望を保全するべきかについて検討します。

表 9 景観観光に係る法規制等

法規制等	根拠法令他	地図情報出典
北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）	岩内東山円筒文化遺跡 北海道文化財保護条例	【道】北海道 HP
岩内町指定有形文化財等	一本柳（天然記念物） 岩内町文化財保護条例	
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	【道】北海道オープンデータポータル
観光資源	雷電海岸、いわないホースビレッジ 観光資源台帳（財）日本交通公社 観光資源評価委員会、岩内町観光ポータルサイト	【国】国土数値情報、EADAS 【町】町内地図より把握
自然景観資源	目国内岳、雷電山、雷電火山群、朝日温泉、岩内岳、雲間の滝、梯子滝、車滝、鳴神の滝、ピンノ岬海岸、刀掛岩 環境省（環境庁）第3回自然環境保全基礎調査（自然環境情報図）、岩内町観光ポータルサイト	【国】自然環境調査 Web-GIS 【町】町内地図より把握
キャンプ場	いわないオートキャンプ場 マリンビュー 岩内町観光ポータルサイト	【町】町内地図より把握
海が見える主要な眺望点	いわないオートキャンプ場 マリンビュー展望台、雷電展望台、円山展望台 平成31年度洋上風力発電等の円滑な導入に向けた環境基礎情報等調査委託業務	

(6) 空域・水域利用

空域・水域利用に係る地図情報（下表参照）は、主に洋上風力発電を対象として、ゾーニングの検討に活用されます。漁業権等の情報を再エネゾーニングに反映する際には、文献情報だけでなく、次章に示す関係団体等へのヒアリング結果なども考慮します。

表 10 空域・水域利用に係る法規制等

法規制等		根拠法令他	地図情報出典
漁業権	区画漁業権	漁業法	【国】海洋状況表示システム（海しる）、国土数値情報、EADAS
	定置網漁業権		
	共同漁業権		
漁港、漁港区域	敷島内漁港	漁港法	
港湾、港湾区域	岩内港	港湾法	
海底輸送管		海上保安庁（海洋状況表示システム、インフラ・エネルギー情報、海底輸送管データ）	

(7) 事業性・その他

下表は事業性・その他の関連項目と地図情報の一覧です。

本町における太陽光や風力発電などの導入ポテンシャルと事業性の関係性については前章で整理しています。

その他では、まず、洋上風力において泊発電所の半径 10km 圏内の海域での設置を原則回避することが求められています。また本町の再エネゾーニングでは洋上風力の対象エリアを水深 200m と設定しており、必要な地図情報を整理しています。さらに傾斜地における太陽光や陸上風力発電の設置に係る他自治体の再エネゾーニングの事例や次章で示す関係者へのヒアリング調査結果などから、太陽光発電は傾斜角が 20 度以上の斜面、陸上風力では 25 度以上の斜面において、それぞれ設置不可としました。

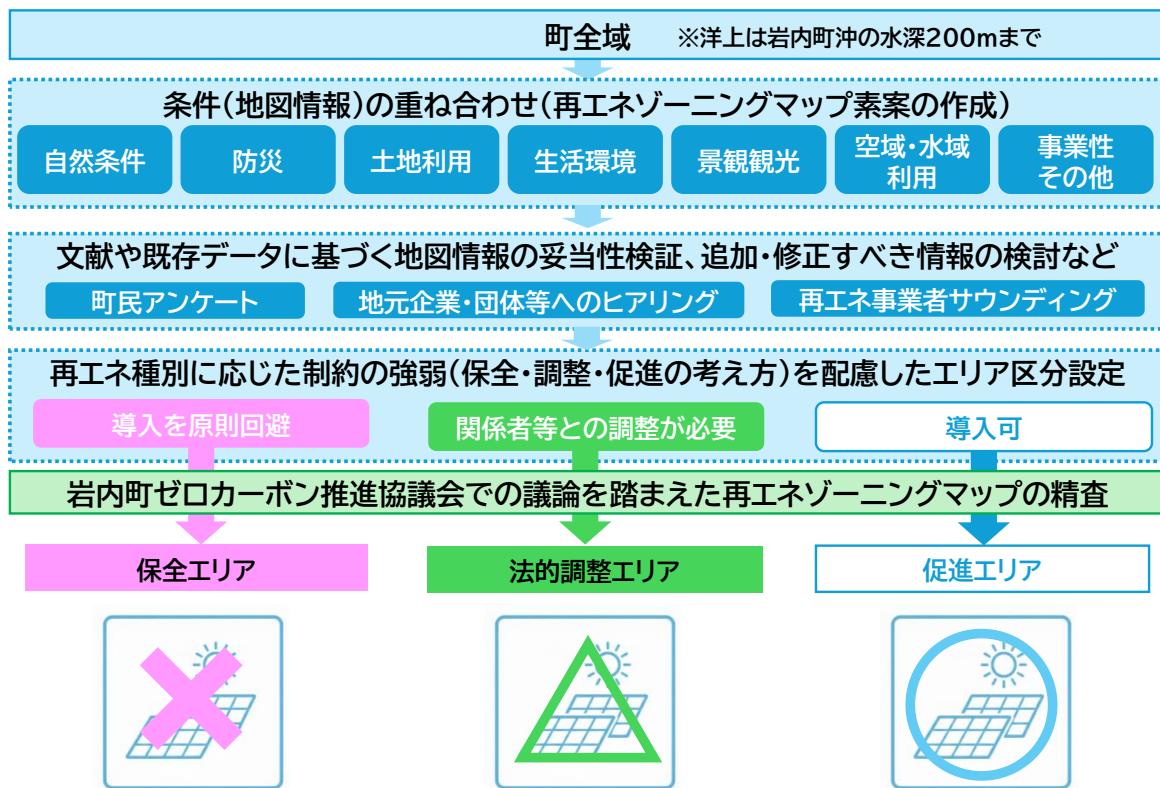
表 11 事業性・その他に係る法規制等

法規制等		根拠法令他	地図情報出典
事業性	太陽光（土地系）、風力（陸上、洋上）、木質バイオマスの賦存量、導入ポテンシャル等	再エネ特措法など	【国】REPOS
その他	泊発電所 10km 以内	—	【国】国土数値情報
	水深 200m 以内	—	【国】国土数値情報
	傾斜角 20 度以上	傾斜地における太陽光や風力発電の設置に係る他自治体の再エネゾーニングの事例他	【国】国土地理院
	傾斜角 25 度以上		

アンケート・ヒアリング・サウンディング調査の実施

4.1. アンケート・ヒアリング・サウンディング調査と再エネゾーニング検討等への反映

以下に本町における再エネゾーニングの手順を再掲します。図に示すとおり、アンケート・ヒアリング・サウンディング調査は、前章の条件別の地図情報を重ね合わせて作成した文献情報を中心とした再エネゾーニングマップ素案の妥当性検証、追加・修正すべき情報の検討などを目的として実施します。



アンケート・ヒアリング・サウンディング調査の対象、目的は下表のとおりです。各調査で得られた意見や助言等のうち、明確に地図情報として整備できるものについては再エネゾーニングの検討に反映します。また、地図情報として整理することは難しい場合においても必要に応じて環境配慮事項の充実に役立てます。次頁以降に各調査の内容等について示します。

表 12 アンケート・ヒアリング・サウンディング調査の対象と目的

	アンケート調査	ヒアリング調査	サウンディング調査
対象	町民 1,000 世帯 (無作為抽出) (回答数 : 283)	町内外の組合・団体等 (計 7 団体等)	民間事業者 (太陽光、風力発電各 3 社)
目的	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ導入に係る懸念事項、再エネゾーニングの留意事項や景観への配慮等に係る町民の意見を再エネゾーニング及び環境配慮事項の検討に反映 	<ul style="list-style-type: none"> 各組合や団体等に係する視点から、それぞれの専門的知見等に基づき再エネゾーニングマップ素案の妥当性検証 環境配慮事項として組み込むべき内容の精査等 	<ul style="list-style-type: none"> 主に各事業者の実績や経験等に基づく事業性の観点から再エネゾーニングのあり方に係る議論を実施 将来的な本町での事業化を見据えた場合の事業者側の要望等を把握

4.2. 町民アンケート調査

今後の町内における再エネ導入に係る町民の期待や懸念を把握し、これを本町の再エネゾーニング及び環境配慮事項の検討に役立てるべく、アンケート調査を実施しました。ここでは、アンケートの概要、結果及び後述する再エネゾーニングマップや環境配慮事項にどのように町民の意見を反映したかについて示します。

(1) 町民アンケート調査概要

町民アンケートは令和7年8月から9月にかけて本町内1,000世帯を対象に実施しました。ここでは本町の脱炭素や再エネに係る取組の認知度、太陽光や風力発電の導入が地域に与える良い影響と懸念点、再エネゾーニングを実施する際の留意すべき点等について伺っています。調査実施概要は以下のとおりです。

表 13 町民アンケート調査の概要

	内容
目的	<ul style="list-style-type: none">町民の本町の脱炭素や再エネに係る取組の認知度を把握したうえで、町民の再エネ導入に係る懸念事項、再エネゾーニングの留意事項や景観への配慮等に係る意見を再エネゾーニング及び環境配慮事項の検討に反映
調査項目	<ul style="list-style-type: none">回答者の属性（年齢、居住地区など）本町の脱炭素や再エネに係る取組の認知度太陽光や風力発電の導入が地域に与える良い影響太陽光や風力発電の導入によって懸念される点再エネゾーニング実施の妥当性再エネゾーニングを実施する際に留意すべき事項保全が必要と考える眺望景観
調査対象	<ul style="list-style-type: none">調査地域：岩内町全域母集団：町内住民1,000名（無作為抽出）
調査方法	<ul style="list-style-type: none">郵送とWebアンケートの併用
調査時期	<ul style="list-style-type: none">令和7年8月～9月
回収結果	<ul style="list-style-type: none">283件（回収率：28.3%）



Image generated by AI

町民アンケートの回答者（283名）の属性として、以下に年齢層、居住年数、居住地を示します。

回答者は40代以上が全体の85%を占め、70代以上の回答が最も多くなっています。また、居住年数では30年以上が全体の70%程度、居住地では東山、大浜、栄、相生、宮園、野束の6地区からの回答が全体の75%程度となっています。

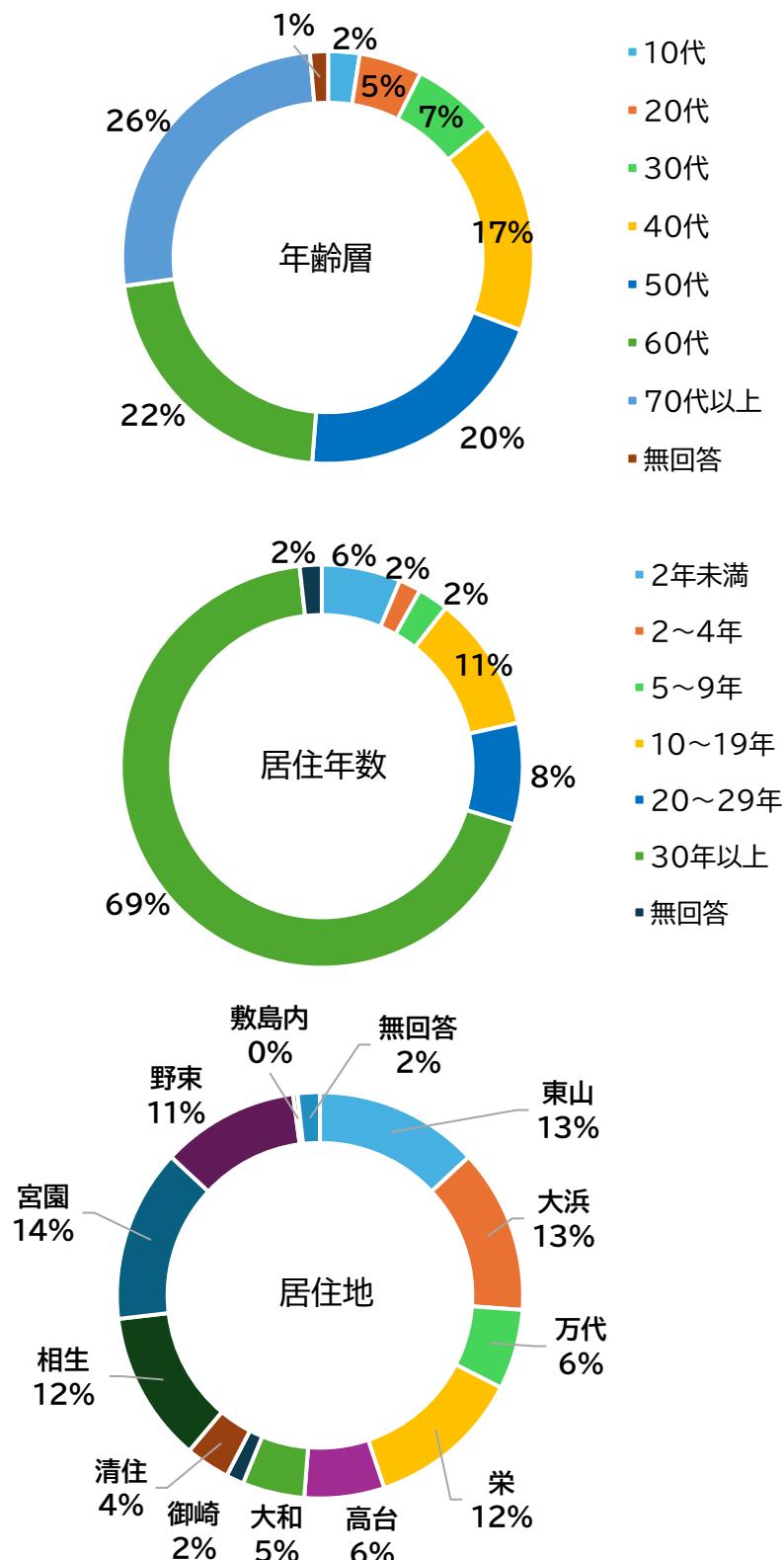


図 13 アンケート調査回答者の属性(年齢層、居住年数、居住地)
(回答数:283)

(2) 町民アンケート結果(その1:本町の脱炭素や再エネに係る取組と再エネゾーニング)

町民の本町の脱炭素の取組に係る認知度、再エネ導入に係る重要性と再エネゾーニングの必要性に係る意見を以下に示します。

図より、本町の脱炭素の取組に係る認知度は比較的低いものの、地域における再エネ導入や再エネゾーニングについては、それぞれ町民の6割以上、約半数がその重要性、必要性を感じていることが分かります。

今後、本町の脱炭素の取組と再エネ導入の重要性、再エネゾーニングの必要性に係るよりわかりやすい情報を発信していくことで、「地域の脱炭素化と環境配慮を踏まえたうえでの再エネを活用した地域活性化」に係る更なる町民の理解の促進を図ります。

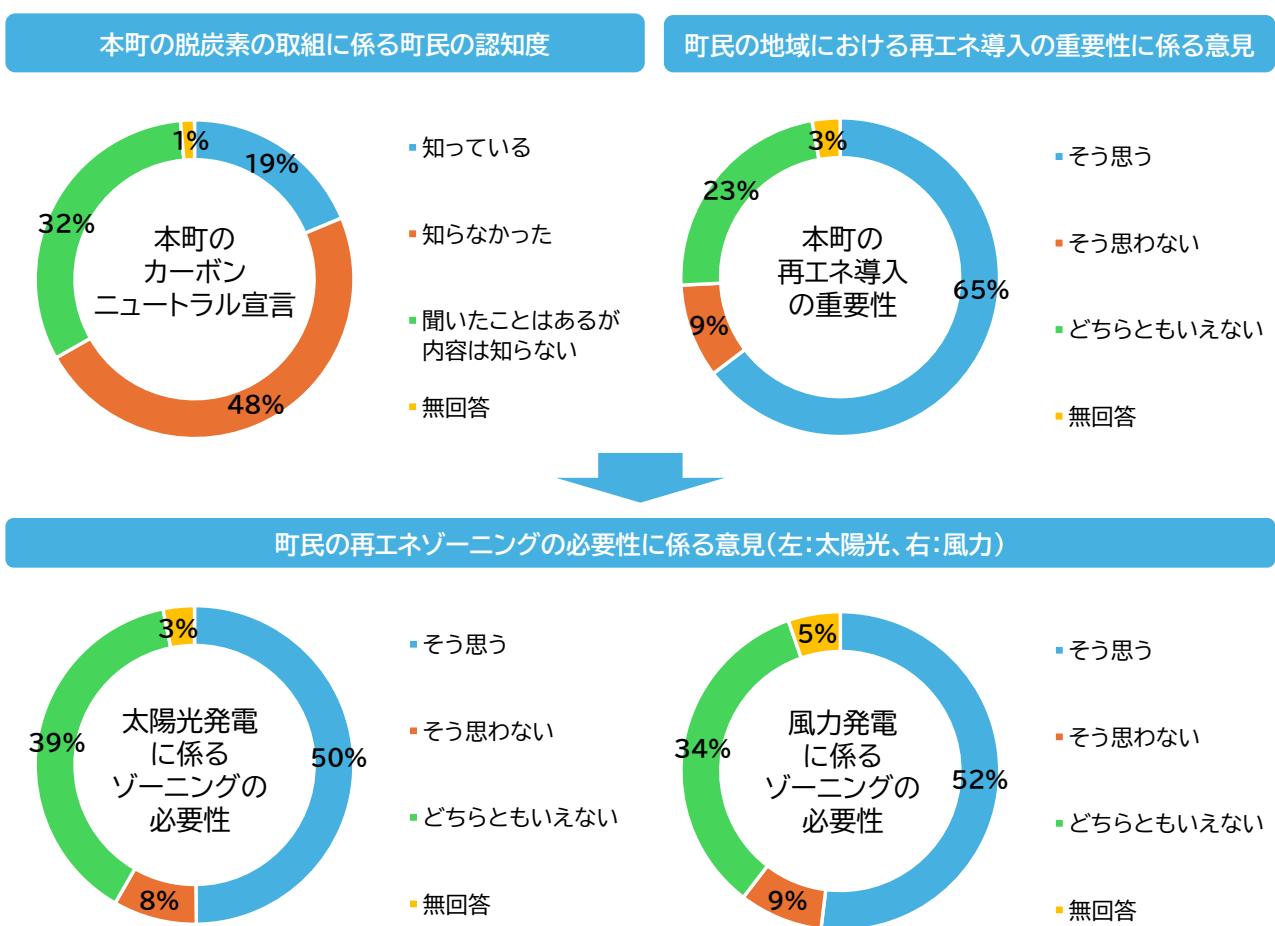


図 14 本町の脱炭素の取組と再エネ導入の重要性、再エネゾーニングの必要性に係るアンケート結果
(回答数:283)

(3) 町民アンケート結果(その2:太陽光のゾーニングに係る留意点等の整理)

太陽光発電の導入が地域に与える良い影響と懸念事項に係る町民アンケート調査結果を下図に示します。

良い影響として「地球温暖化対策やCO₂排出量削減に有効」「災害・停電時でも非常用電源が確保できる」といった点が評価されています。懸念事項に対する意見としては「自然環境や生態系への影響」が最も多くなっています。

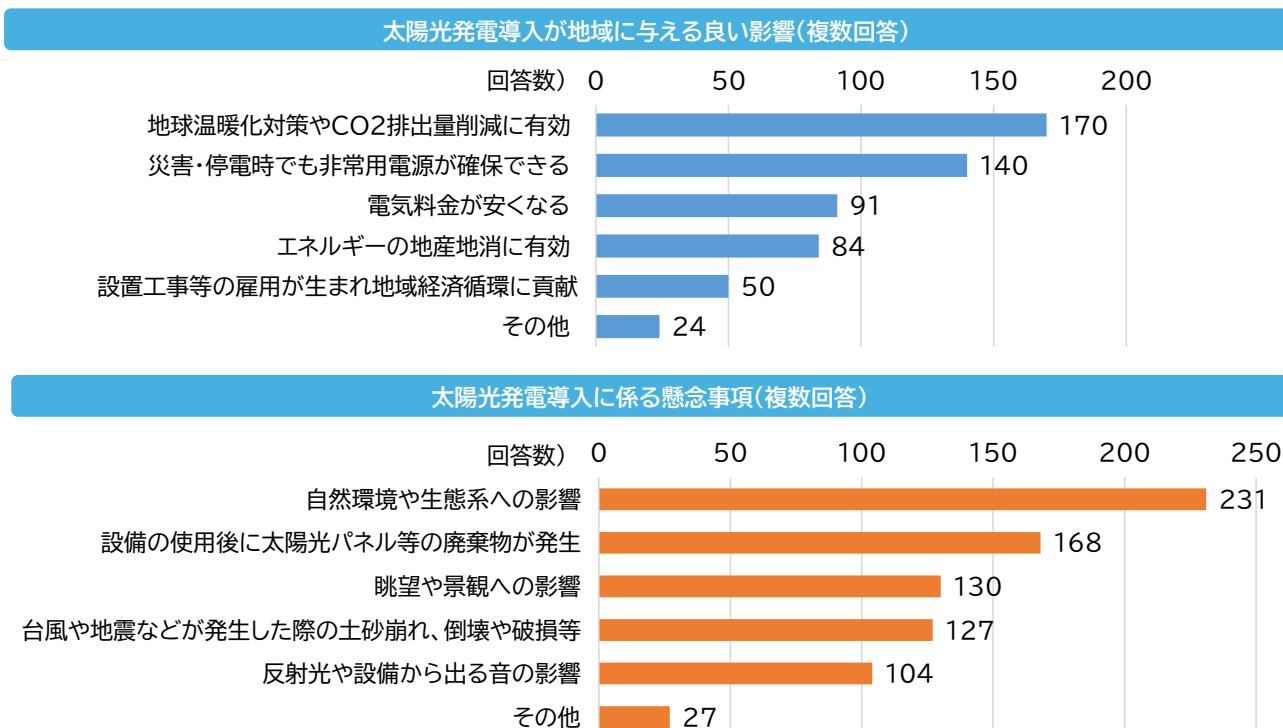


図 15 太陽光発電導入が地域に与える良い影響と懸念事項に係る町民の意見

上記の懸念事項を受けて、町民の太陽光発電のゾーニングにおいて留意すべき事項に係る意見を以下に示します。図より、自然環境保全、防災・安全性確保、景観配慮、十分な説明や合意形成の必要性、産業や生活環境への影響などについて関心が高いことが分かります。



図 16 太陽光発電のゾーニングにおいて留意すべきポイントに係る町民の意見(複数回答)

(4) 町民アンケート結果(その3:風力のゾーニングに係る留意点等の整理)

風力発電の導入が地域に与える良い影響と懸念事項に係る町民アンケート調査結果を下図に示します。良い影響として太陽光発電の場合と同様に「地球温暖化対策やCO₂排出量削減に有効」「災害・停電時でも非常用電源が確保できる」といった点が評価されています。懸念事項に対する意見では「自然環境や生態系への影響」が最も多くなっていますが、「設備から出る音の影響」や「台風や地震などが発生した際の土砂崩れ、倒壊や破損等」についても同程度の懸念が示されています。

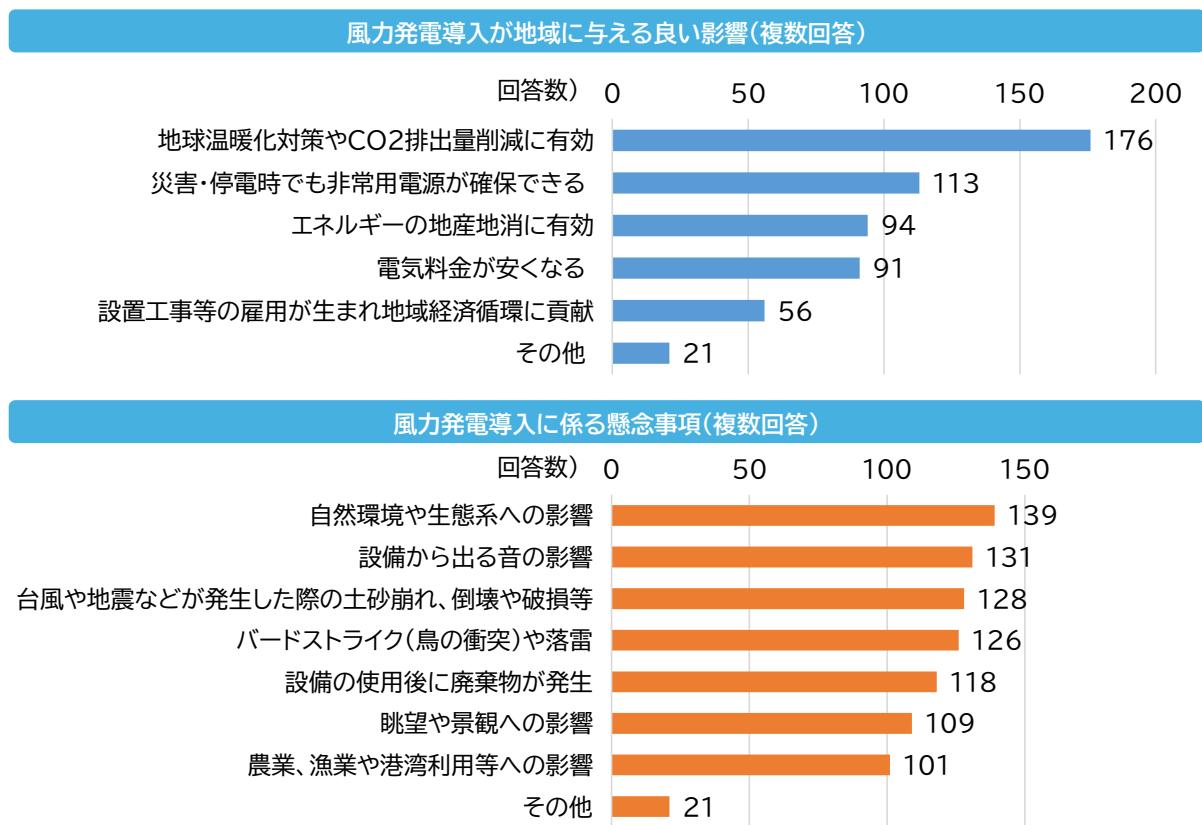


図 17 風力発電導入が地域に与える良い影響と懸念事項に係る町民の意見

上記の懸念事項を受けて、町民の風力発電のゾーニングにおいて留意すべき事項に係る意見を以下に示します。図より、太陽光発電の場合と同様、自然環境保全、防災・安全性確保、景観配慮、十分な説明や合意形成の必要性、産業や生活環境への影響などについて関心が高いことが分かります。

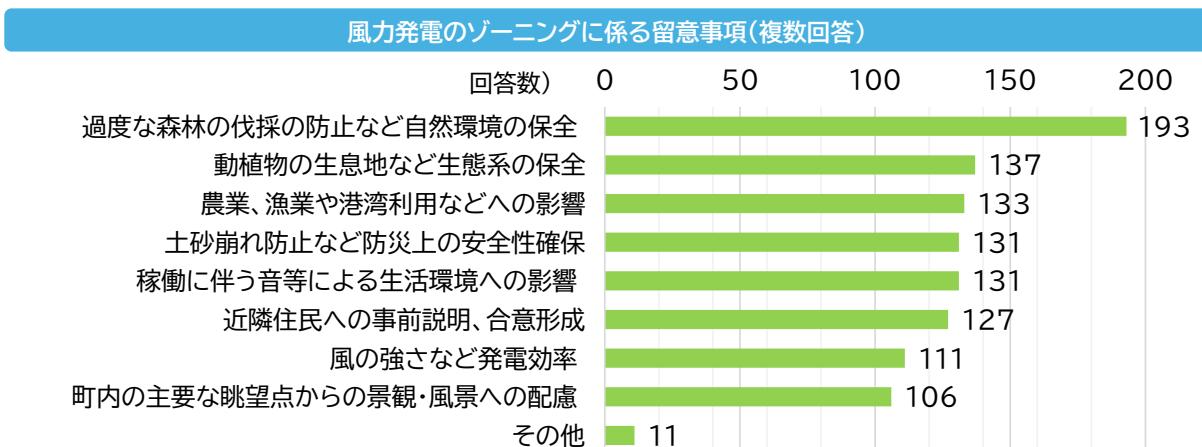


図 18 風力発電のゾーニングにおいて留意すべきポイントに係る町民の意見(複数回答)

(5) 町民アンケート結果(その4:景観への配慮)

前述のとおり太陽光、風力発電のゾーニングにおいて留意する事項として、一定数の町民が「景観や風景への配慮の必要性」を重視しています。

参考として以下に「特に配慮が必要だと考える岩内らしい眺望景観」に係るアンケート結果を示します。ここでは「円山展望台から望む日本海や積丹半島」の眺望景観を重要視する意見が最も多くなっています。例として環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」から展望施設からの景観を配慮した太陽光発電設備の設置イメージを示します(図19参照)。

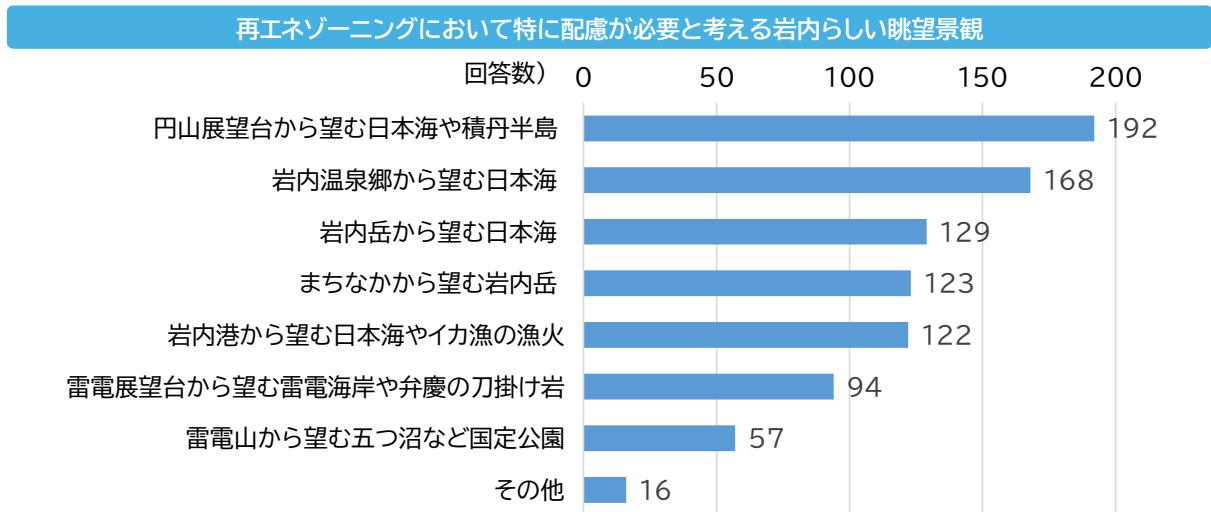


図 19 特に配慮が必要だと考える岩内らしい眺望景観に関する町民の意見(複数回答)

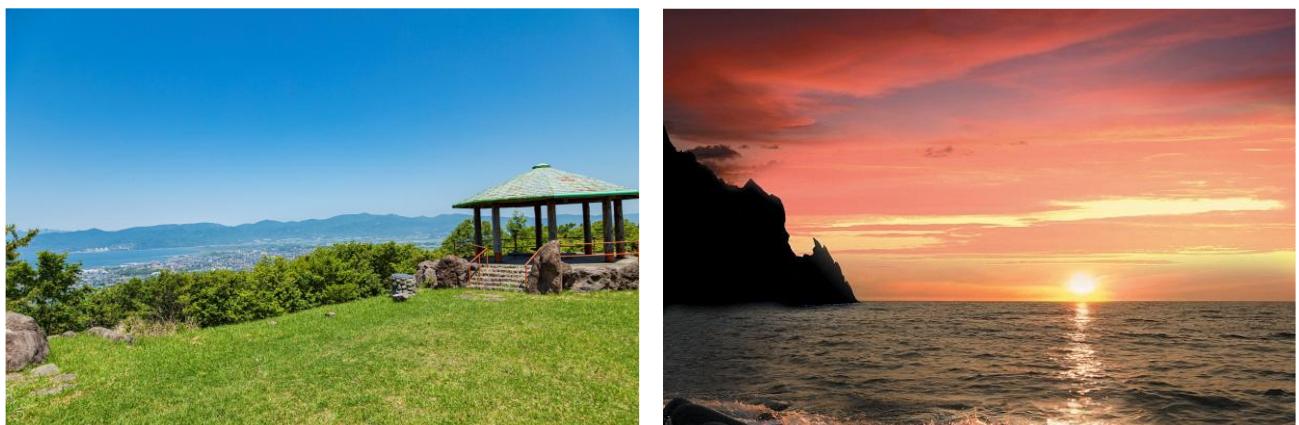


写真4 円山展望台(左)と弁慶の刀掛け岩(右)

[出典]岩内町観光ポータルサイト

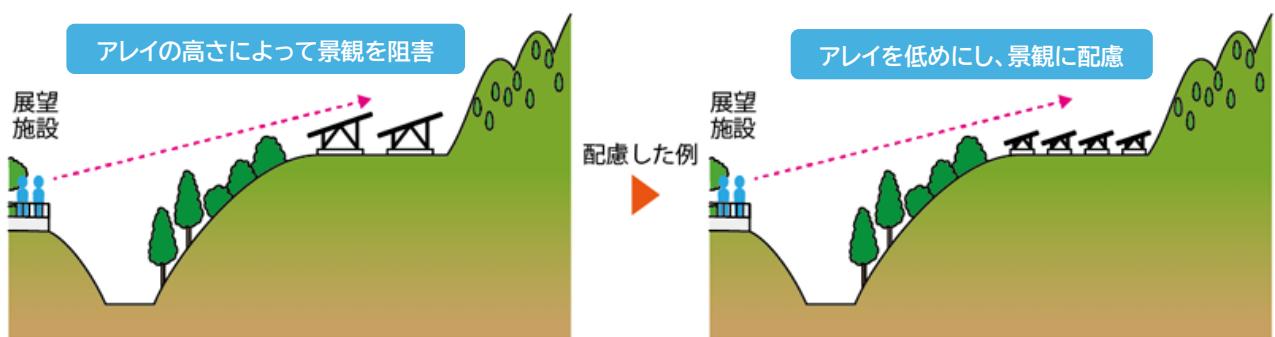


図 20 太陽光発電設置における景観への配慮の事例

[出典]環境省、太陽光発電の環境配慮ガイドライン(令和2年3月)より作成

(6) 町民アンケート結果(その5:本町の地球温暖化対策等に係る自由回答の整理)

本町の地球温暖化対策やエネルギー政策などについての自由回答(回答数82)の内容を項目ごとに類型化して整理します。再エネの導入に当たって、自然環境や生態系、騒音などの生活環境、岩内らしい景観、地域経済への貢献、地元との合意形成等への配慮が必要といった意見が多く見られました。

【再エネ導入に当たって配慮すべきポイントなどに係る自由意見】

① 自然環境や生態系

- ・ 森林の過度な伐採を回避し、希少生物を含む周辺の生態系や自然環境保全に対する配慮
- ・ 開発に伴う土地の改変(山林の掘削等)の最小化
- ・ 事業終了後の土地の修復(原状回復)や植樹などの事後の環境保全ルールの策定
- ・ これまでの自然保護活動等への配慮

② 生活環境

- ・ 発電機器の稼働音など、周辺住民の生活環境にストレスを与えないための方策実施
- ・ 設置場所における雨水処理の適正化および土砂流出などの災害防止対策
- ・ 既存施設(工場等)周辺での再エネ設備の設置における適切な維持管理
- ・ 太陽光パネル等の将来的な廃棄物処理問題への対策およびリサイクル体制確立

③ 岩内町らしい景観

- ・ 岩内町固有の景観や風致を損なわないための配慮
- ・ 開拓の歴史や先人の苦労など、土地の歴史的背景と地域住民の心情への配慮

④ 地元経済への貢献

- ・ エネルギーの地産地消の推進および町民の電気代など家計負担の軽減
- ・ 地元企業が発電事業の経営に参加できる仕組みなど、地域経済への波及効果に期待

⑤ 関係者合意形成

- ・ 地域住民の多様な意見を聴取し、それを踏まえたプラン変更など、対話型の合意形成推進
- ・ 事業計画に対する住民の不安や反対意見に対する丁寧な説明と傾聴

⑥ 事業性その他

- ・ 積雪や日照不足など、地域の気象条件による発電効率の低下リスクへの配慮
- ・ 発電時に二酸化炭素を排出しない再エネや原子力などの脱炭素電力の効果的な利活用推進 他

(7) 町民アンケート結果の再エネゾーニング及び環境配慮事項への反映(その1:太陽光)

太陽光発電を対象とした町民の留意事項に対する意見を受け、本再エネゾーニング及び環境配慮事項にこれらをどう反映したかについて下表に示します。

なお、表中のグレーの網掛け部分は、眺望点を中心として再エネ設置を避けるべき明確な距離規定等がなく、再エネゾーニングマップ作成への反映が難しい項目を示しています。こうした点については環境配慮事項において町独自の基準を設定する等により対応します。

表 14 町民の留意事項に係る意見の再エネゾーニング及び環境配慮事項への反映(太陽光)

留意事項	再エネゾーニングへの反映	環境配慮事項への反映
過度な森林の伐採の防止など自然環境の保全(回答数: 213)	<ul style="list-style-type: none"> 自然条件、防災等に係る法規制等に基づくゾーニングの実施 斜面地の傾斜角度により設置不可のエリアを設定 	<ul style="list-style-type: none"> 国、道の基準に加え、自然環境や防災等に対する町独自の環境配慮事項を設定
土砂崩れ防止など防災上の安全性確保(回答数: 162)	同上	同上
動植物の生息地など生態系の保全(回答数: 161)	<ul style="list-style-type: none"> 自然条件、土地利用(岩内町都市マスターplanにおける自然共生ゾーンなど)の法規制等に基づくゾーニングの実施 	同上
近隣住民への事前説明、合意形成(回答数: 138)	<ul style="list-style-type: none"> 住民説明時などにおける分かりやすい再エネゾーニングマップの提示は可能 	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮事項の基本となる考え方として「町民への十分な説明」を設定
町内の主要な眺望点からの景観・風景への配慮(回答数: 122)	<ul style="list-style-type: none"> 重要文化財周辺など、他自治体の事例からバッファーゾーンを設けるケースはあるが、再エネ設置に係る眺望点からの明確な距離設定は難しい状況 	<ul style="list-style-type: none"> 国、道の基準に加え、景観配慮に対する町独自の環境配慮事項を設定
無秩序な農地の転用などによる産業への影響(回答数: 121)	<ul style="list-style-type: none"> 本町の農業振興地域などの法規制等に基づくゾーニングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 町独自の環境配慮事項として、地域貢献など、産業振興につながる再エネ導入に係る事項を記載 耕作放棄地等の未利用地の活用の際も関係団体等との事前協議等の必要性を明記
稼働に伴う音や反射光等による生活環境への影響(回答数: 121)	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電のパワーコンディショナーの騒音の影響、太陽光パネルの反射光の影響については明確な影響排除に係る距離設定が難しい状況 	<ul style="list-style-type: none"> 町独自の環境配慮事項として、騒音・電磁波、近隣住宅等への反射光の影響への配慮について明記
日当たりなど発電効率(回答数: 71)	<ul style="list-style-type: none"> 事業性の観点から、太陽光発電の導入ポテンシャルの情報を整理 	—

(8) 町民アンケート結果の再エネゾーニング及び環境配慮事項への反映(その2:風力)

風力発電を対象とした町民の留意事項に対する意見を受け、本再エネゾーニング及び環境配慮事項にこれらをどう反映したかについて下表に示します。前頁の太陽光の場合と同様、町民の留意事項に係る意見を十分に配慮し、再エネゾーニング等の検討を実施します。

表 15 町民の留意事項に係る意見の再エネゾーニング及び環境配慮事項への反映(風力)

留意事項	再エネゾーニングへの反映	環境配慮事項への反映
過度な森林の伐採の防止など自然環境の保全（回答数：193）	<ul style="list-style-type: none"> 自然条件、防災等に係る法規制等に基づくゾーニングの実施 斜面地の傾斜角度により設置不可のエリアを設定 	<ul style="list-style-type: none"> 国、道の基準に加え、自然環境や防災等に対する町独自の環境配慮事項を設定
動植物の生息地など生態系の保全（回答数：137）	<ul style="list-style-type: none"> 自然条件、土地利用（岩内町都市マスターplanにおける自然共生ゾーンなど）の法規制等に基づくゾーニングの実施 	同上
農業、漁業や港湾利用などへの影響（回答数：133）	<ul style="list-style-type: none"> 本町の農業振興地域などの法規制等、定置網設置状況などに基づくゾーニングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 町独自の環境配慮事項として、地域貢献など、産業振興につながる再エネ導入に係る事項を記載 耕作放棄地等の未利用地の活用の際も関係団体等との事前協議等の必要性を明記 洋上風力の事業計画の具体化の段階において漁業資源の保全措置の実施を明記
土砂崩れ防止など防災上の安全性確保（回答数：131）	<ul style="list-style-type: none"> 自然条件、防災等に係る法規制等に基づくゾーニングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 国、道の基準に加え、自然環境や防災等に対する町独自の環境配慮事項を設定
稼働に伴う音等による生活環境への影響（回答数：121）	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電を設置する際の住宅地等からの距離を環境省ガイドラインや他の自治体の事例等に基づき500mと設定 	<ul style="list-style-type: none"> 町独自の環境配慮事項として、騒音・低周波音、風車の影の影響への配慮について明記
近隣住民への事前説明、合意形成（回答数：127）	<ul style="list-style-type: none"> 住民説明時などにおける分かりやすい再エネゾーニングマップの提示は可能 	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮事項の基本となる考え方として「町民への十分な説明」を設定
風の強さなど発電効率（回答数：111）	<ul style="list-style-type: none"> 事業性の観点から、風力発電の導入ポテンシャルの情報を整理 	—
町内の主要な眺望点からの景観・風景への配慮（回答数：106）	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電を設置する際の住宅地等からの距離を環境省ガイドラインや他の自治体の事例等に基づき500mと設定（主要眺望点からの距離についてもこれを適用） 	<ul style="list-style-type: none"> 国、道の基準に加え、景観配慮に対する町独自の環境配慮事項を設定

4.3. 関係者へのヒアリング調査

ヒアリング調査では、各組合や団体等に関係する視点から、それぞれの専門的知見等に基づき第2章、3章の文献情報等に基づき作成した再エネゾーニングマップ素案の妥当性検証と環境配慮事項として組み込むべき内容の精査等を行います。

(1)ヒアリング調査の実施概要

下表にヒアリング調査の実施概要を示します。

本調査における、北海道水産林務部、岩内商工会議所、岩内郡漁業協同組合、町内会自治会等あり方検討会、円山連携会議、岩内町農業委員会、海上保安庁の各担当者との意見交換を通じて、農林水産業、商工業、生活環境、景観観光等のそれぞれの専門的視点からの再エネゾーニング素案の妥当性チェック、環境配慮事項の精査に加え、本町の活性化に資する再エネ導入のあり方等について検討します。

表 16 関係者ヒアリング調査の実施概要

調査日	ヒアリング先	主なヒアリングの目的
令和7年11月17日	北海道水産林務部	<ul style="list-style-type: none">・ 森林エリアにおける再エネゾーニングの規程等の詳細確認
11月18日	岩内商工会議所	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の産業振興に資する再エネ導入のあり方、再エネゾーニング等における地域の景観への配慮等に係る意見交換など
	岩内郡漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none">・ 洋上風力発電に係るゾーニングマップ素案、環境配慮事項の精査
	町内会自治会等あり方検討会	<ul style="list-style-type: none">・ 岩内商工会議所と同様、地域の産業振興に資する再エネ導入のあり方、再エネゾーニング等における地域の景観への配慮等に係る意見交換など
11月19日	円山連携会議	<ul style="list-style-type: none">・ 同上・ 特に温泉熱の利用促進を目的としたゾーニングのあり方に係る意見交換
	岩内町農業委員会	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の産業振興に資する再エネ導入のあり方に係る意見交換・ 未利用地（耕作放棄地など）を活用した再エネ導入に係る環境配慮事項の精査など
11月27日	海上保安庁	<ul style="list-style-type: none">・ 洋上風力発電に係るゾーニングマップ素案、環境配慮事項の精査

(2) ヒアリング調査結果の再エネゾーニング及び環境配慮事項への反映

下表は、各団体等の担当者の意見とその再エネゾーニング及び環境配慮事項への反映状況について示しています。ここでは「地域活性化に資する再エネ導入のあり方」に続くヒアリング項目を、再エネゾーニングのベースとなる「自然条件、防災、土地利用、生活環境、景観観光、空域・水域利用、事業性・その他」の各条件の順で示し、項目別の再エネゾーニングマップや環境配慮事項の精査に係る対応について整理します。

表 17 関係者へのヒアリングとこれに基づく再エネゾーニング及び環境配慮事項の精査など

ヒアリング項目	再エネゾーニングの妥当性チェック	環境配慮事項の精査
地域活性化に資する再エネ導入のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 再エネゾーニングの基本方針として「地域の活力につながる再エネの導入促進と環境や景観保全の両立」を掲げる 	<ul style="list-style-type: none"> 町独自の環境配慮事項として、地域振興につながる再エネ導入について配慮するための記載内容を精査
再エネゾーニングの条件	自然条件	<ul style="list-style-type: none"> 文献情報等に基づく再エネゾーニングマップの妥当性を確認
	防災	<ul style="list-style-type: none"> 保安林に再エネを設置する際の「保安林解除」に係る規定は陸上風力に適用され、太陽光とバイオマス発電は対象外（太陽光とバイオマスでは、保安林を保全エリアに設定） 陸上風力発電を保安林に設置する場合、風況が良好で事業性が見込まれること、傾斜度が25度未満の斜面地であることが条件となり、これをゾーニングマップに反映
	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域、漁業集落境界等の状況を把握し、再エネゾーニングにおいて法的調整エリアとすることの妥当性を確認
	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> —
	景観観光	<ul style="list-style-type: none"> —
	空域・水域利用	<ul style="list-style-type: none"> 洋上風力のゾーニング検討に当たって、定位網だけでなく、これを固定するロープの影響等についてもゾーニングマップに反映
	事業性	<ul style="list-style-type: none"> 温泉熱のゾーニングでは、事業性を踏まえた現実的なエリアを促進エリアと設定する必要あり
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 洋上風力のゾーニングの検討に当たって、泊発電所から半径10km圏内への立地は不可能であることを確認 傾斜度については、上記防災において議論
		—

4.4. サウンディング調査

サウンディング調査では、主に太陽光や風力発電を実施する再エネ事業者の実績や経験等に基づき、特に事業性の観点から再エネゾーニングのあり方に係る議論を実施するとともに、将来的な本町での事業化を見据えた場合の事業者側の要望等を把握するために実施します。

また、本再エネゾーニングの今後の展開として、地域脱炭素化促進事業制度における「促進区域」設定に係る検討（8頁参照）を進める予定ですが、その際の参考情報としても役立てます。

(1) サウンディング調査の実施概要

下表にサウンディング調査の実施概要を示します。

本調査の対話期間は令和7年10月6日から16日までとし、1事業者当たり60分程度を目安に、本町における再エネ設置効果の高い立地条件、再エネ設置等を通じた地域貢献の提案、再エネ設置や維持管理等にあたっての課題等について対話を実施しました（下表参照）。

表 18 サウンディング調査実施概要

対話期間	2025年10月6日（月）～16日（木）
対話方法	WEB会議（個別、非公開）
対話時間	1参加者当たり60分程度
参加事業者数	6社（再エネの設置や運営に関する事業者）
再エネ種別ごとの提案者数	太陽光発電：3社、陸上風力発電：3社、洋上風力発電：2社
調査項目	・再エネ設置効果の高い立地条件 ・再エネ設置等を通じた地域貢献の提案 ・再エネ設置や維持管理等にあたっての課題 等



Image generated by AI

(2) サウンディング調査における対話内容の要旨と再エネゾーニングや環境配慮事項への反映

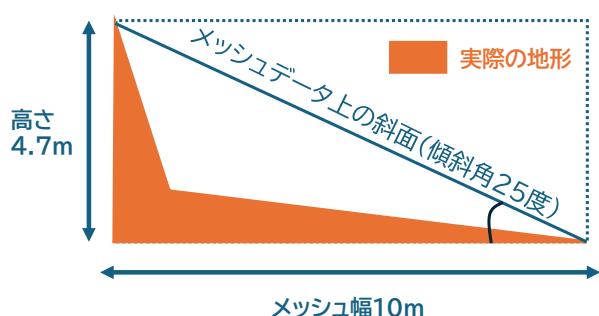
サウンディング調査の主な結果としては、太陽光発電設備は消費地に近い市街地周辺への立地が有望であること、再エネの種類を問わず採算性の確保という点でポテンシャルを踏まえたゾーニングが重要であることなどが確認されました。また、地域貢献や合意形成に対してはどの事業者も必要性を認識しており、地域への普及啓発の推進等を含めて前向きな姿勢がうかがえたことから、対話を踏まえて環境配慮事項の該当箇所を精査しました。

下表に対話内容の要旨を調査項目別に示します。

表 19 サウンディング調査:再エネ設置効果の高い立地条件に係る対話内容(要旨)

太陽光発電	
土地・地形	<ul style="list-style-type: none"> 日射量が多く、造成不要な平坦な土地であること（東西に長い土地が有効） 農用地区域外の耕作放棄地などは、転用が容易で造成費が抑えられる可能性 山林は土地取得コストが抑えられるが、影の影響が出ないよう伐採が必要であり、防災や景観への配慮が不可欠
系統・需要地への近接性等	<ul style="list-style-type: none"> 電力消費地が設置場所に近い方が望ましい 太陽光発電は容量の調整が容易であり、比較的導入コストが低いため岩内町では有望な選択肢の一つ
風力発電	
風況・事業性	<ul style="list-style-type: none"> 一定以上の安定した風況であること
輸送・インフラ条件	<ul style="list-style-type: none"> 風車の資材を陸揚げできる港湾が近傍にある、建設地までの輸送・搬入が可能な道路（林道含む）が存在すること 近傍に既存の送電網が整備されていること 系統の空き容量により風車の設置本数や発電量を調整
規制・制約	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電設置時の住宅地等からの距離：環境アセスメント等の実態から 500m ~1km 程度の確保が必要 自然公園（普通地域含む）や自衛隊レーダー、防災無線等の電波障害制限範囲外に設置すること 洋上風力においては、国が指定する「促進区域指定エリア」であること
ゾーニングマップの留意点	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜度が 25 度以上の斜面地において風力発電設備の設置は困難であるが、地図データは国土地理院の 10m メッシュに基づく傾斜度の情報であるため、事業計画策定の際には現地調査や空中写真等を活用しより 1m メッシュなどによって精査が必要（下図のようなケースがあるため、風況が良好で事業可能性があると判断されるエリアの地形については事業計画検討の段階で精査）

10mメッシュでの傾斜度の計算(イメージ)



現地調査、航空写真等での精査

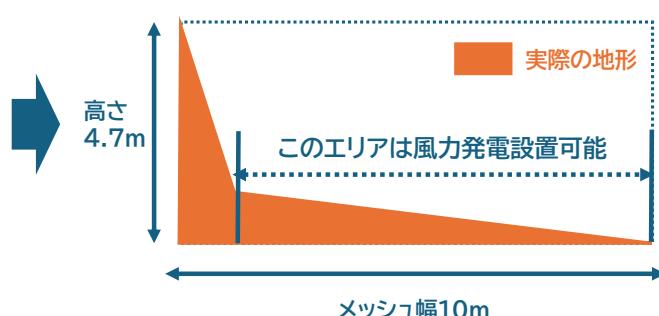


図 21 再エネゾーニングマップの傾斜度の計算状況と事業計画検討時の精査の必要性(イメージ)

表 20 サウンディング調査:再エネ設置等を通じた地域貢献に係る対話内容(要旨)

地域経済・雇用への波及	
地元企業の優先活用	・ 調査、建設工事、維持管理（除雪、草刈り、巡回等）における町内事業者への発注
技術移転と人材育成	・ メンテナンス技術を地元事業者に共有し、将来的に町内で保守が完結できる体制（雇用創出）の構築
地域への経済波及効果	・ 工事期間中の宿泊や資材購入による経済波及効果を見込む ・ 洋上風力では、岩内港を拠点とした維持管理活動による活性化に期待
地域インフラ・防災への貢献	
防災機能の強化	・ 災害時の非常用電源として活用（分散型電源として機能）
インフラ維持管理	・ 陸上風力の場合、風車管理用道路の整備・補修を、地域の林道整備や森林管理と合わせて実施
漁業支援	・ 漁場環境データの提供や、魚礁設置・藻場造成等による漁業支援
まちづくり・普及啓発など(特に、風力発電のケース)	
産業振興等	・ 固定資産税の納付、産業・環境振興基金や一時金の拠出（一次産業振興やインフラ整備への充当）
観光資源化	・ 展望台設置など再エネ設備を観光資源化
環境教育	・ 小中学校への出前授業や環境学習の機会の提供

表 21 サウンディング調査:再エネ設置や維持管理の課題に係る対話内容(要旨)

技術的・物理的課題	
系統連系	・ 送電線の空き容量不足や、連系点までの距離によるコスト増、自営線敷設にかかる土地利用調整
積雪対応（陸上風力）	・ 大型部材輸送のための道路拡幅や、冬季の維持管理（除雪体制、作業員の安全確保）
事業収支	
長期的なコスト負担（太陽光）	・ 事業終了後（20年後）の設備更新・撤去・廃棄費用や原状回復の責任分担の明確化（事業開始前、自治体・事業者間）
採算性確保	・ 送電コスト、資材高騰などの要因により、厳密な採算性の精査が必要
関係者の責任の分担	
地域の合意形成	・ 景観変化、騒音、環境への影響について、住民や関係者との対話と丁寧な説明が不可欠
環境保全	・ 生態系への影響分析等、環境配慮方法についての関係者における実施前の検討・決定・共有

5

岩内町ゼロカーボン推進協議会

前章までの取組内容の妥当性等について、岩内町ゼロカーボン推進協議会（以降、協議会という）における議論を通じて確認します。

協議会は、農業や漁業など各産業や町民の代表などのステークホルダー、エネルギーや環境政策に詳しい学識経験者、関連省庁等のオブザーバーによって構成されます（下図参照）。

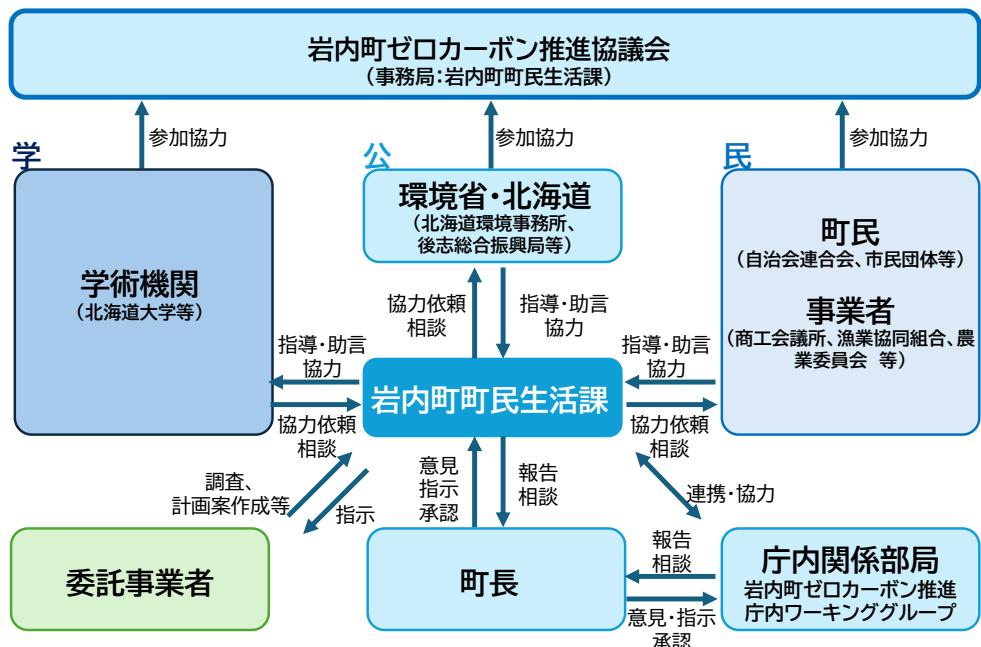


図 22 岩内町ゼロカーボン推進協議会の構成

下表に示す3回の協議会を通じて、主に以下の点について確認を実施し、本町としての再エネゾーニングマップ及び環境配慮事項をとりまとめます。

表 22 岩内町ゼロカーボン協議会の開催概要

開催日時	開催回	議題
令和7年 10月8日	第1回	(1) 再エネゾーニングの目的・今年度取組内容 (2) 町民アンケートの実施について
12月5日	第2回	(1) ゾーニングマップ(案)について (2) 環境配慮事項(案)について
令和8年 1月14日	第3回	(1) ゾーニングマップ(案)について (2) 環境配慮事項(案)について

【協議会での確認事項】

- ・ 本町における再エネゾーニングの基本方針の妥当性
- ・ 再エネゾーニングのベースとなる「自然条件、防災、土地利用、生活環境、景観観光、空域・水域利用、事業性・その他」の各条件に係る法規制等の収集・整理状況
- ・ アンケート、ヒアリング、サウンディング調査等を通じた再エネゾーニングマップ、環境配慮事項の更新状況

6.1. 前提となる考え方・エリア設定の方針

本町では、ゼロカーボンビジョンの基本理念に掲げているとおり、風・水・土地などを地域資源として有効活用し、将来的な地域の財産とするため、再エネの活用を推進するものとしています。町民アンケート調査や関係団体ヒアリング結果も踏まえ、ゾーニングにあたっての基本的な考え方を「地域の活力につながる再エネの導入促進と環境や景観保全の両立」と設定します。

方針としては、ポテンシャルを生かした展開が可能なゾーニングとし、自然・生活環境や景観の保全については、環境配慮事項で個別に求めていくものとします。具体的には、現状の法規制等において厳しい制約がかかっている地区等を「保全エリア」、制約がない地区等は「促進エリア」とするほか、許可等の必要な手続きを経ることで設置可能な地区については「法的調整エリア」とします。また、大型の風力発電設備・バイオマス発電設備等、周辺への影響が大きな設備については、住宅等から一定の距離を確保することとします。

また、今後策定予定の地方公共団体実行計画「区域施策編」において「促進区域」を設定する際には、本ゾーニングマップで設定した「促進エリア」の設定区域に加え、「法的調整エリア」のうちポテンシャルが高い地区や耕作放棄地等の未利用地の活用、導入を促進する公共施設の敷地内などを加えることを検討するものとします。

基本的な考え方

Basic concept

地域の活力につながる再エネの導入促進と環境や景観保全の両立

ゾーニングの方針

Zoning plan

ポテンシャルを生かした展開が可能なゾーニング

環境配慮事項により導入時に個別に配慮を求める

周辺への影響が大きいものは、住宅等から一定の距離を確保

エリア設定の方針

Area planning policy

上記方針を受けたエリア区分とそれぞれの考え方

区分	地区の条件	再エネ施設の導入方針
保全エリア	現状の法規制等において厳しい制限がある	導入を原則回避
法的調整エリア	現状の法規制等において制限はあるものの、必要な手続きを経ることで制限の解除が可能	許可等の手続きや関係者との調整を経ることで導入可能
促進エリア	現状、法規制等の制約がない	導入可能

6.2. エリア設定の条件

前章までの取組を踏まえて上記のエリア設定の方針に従い、各地図条件の「保全」「法的調整」「促進」の区分とその考え方を以下にとりまとめます。

表 23 再エネゾーニングのエリア条件の設定

	情報	地図 情報	再エネ種別のエリア条件			
			太陽光	陸上風力	洋上風力	バイオマス
自然 条件	国定公園 第1種特別地域	面	保全	保全	—	保全
	国定公園 第2種特別地域		保全	保全	—	保全
	国定公園 第3種特別地域		保全	保全	—	保全
	国定公園 普通地域		調整	調整	調整	調整
	国定公園 普通地域		保全	保全	—	保全
	かつ植生自然度8・9・10の地域		保全	保全	—	保全
	植生自然度9・10の地域		—	—	調整	—
	藻場		—	—	調整	—
	生物多様性の観点から重要度の高い海域		—	—	調整	—
	河口規制区域（さけ・ます）				保全	
防災	砂防指定地	面	保全	保全	—	保全
	土砂災害警戒区域		保全	保全	—	保全
	土砂災害特別警戒区域		保全	保全	—	保全
	保安林（国有林・民有林）		保全	調整	—	保全
	地域森林計画対象森林		調整	調整	—	調整
	土砂災害危険個所、急傾斜地崩壊危険個所、地滑り危険個所、土石流危険渓流		保全	保全	—	保全
	山地灾害危険地区		保全	保全	—	保全
	津波浸水想定地域		調整	調整	—	調整
	海岸保全地域	線	—	—	保全	—
土地 利 用	漁業集落境界	面	調整	保全	—	調整
	農業振興地域		調整	調整	—	調整
	農用地区域		調整	調整	—	調整
	用途地域		調整	保全	—	保全
	特定用途制限地域（リゾート地区、自然共生地区）		調整	調整	—	調整
	立地適正化計画の指定区域		調整 ^{※2}	保全		保全
	都市公園		調整	調整	—	調整
	河川区域（50m以内の範囲を面に変換）	線	保全	保全	—	保全
	道路（主要道路のみ）		保全	保全	—	保全
	住宅、学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設等	点 ^{※1}	—	保全	—	保全 ^{※3}
	墓地		調整	調整	—	調整

表 24 再エネゾーニングのエリア条件の設定

	情報	地図 情報	再エネ種別のエリア条件			
			太陽光	陸上風力	洋上風力	バイオマス
生 活 環 境	騒音・振動規制地域	面	調整	調整	—	調整
	悪臭規制地域		—	—	—	調整
	水源保全地域		保全	保全		保全
	水源涵養保全区域	点 ^{※1}	調整	調整	—	調整
	避難所（指定避難所、福祉避難所）		—	保全	—	保全
	ヘリポート		保全	保全	—	保全
景 觀 觀 光	岩内町指定有形文化財等	点 ^{※1}	保全	保全	—	保全
	観光資源		保全	保全	保全	保全
	自然景観資源		保全	保全	保全	保全
	埋蔵文化財包蔵地		調整	調整	—	調整
	キャンプ場		調整	調整	—	調整
	主要な眺望点		調整	調整	—	調整
空 域 水 域 利 用	区画漁業権	面	—	—	保全	—
	定置漁業権		—	—	保全	—
	共同漁業権		—	—	調整	—
	港湾区域 岩内港		—	—	保全	—
	漁港 敷島内漁港		—	—	保全	—
	海底輸送管	線	—	—	保全	—
事 業 性 他	泊発電所 10km 以内	面	—	—	保全	—
	水深	線	—	—	50m 以浅 : 着床式 50m 以深 : 浮体式	—
	傾斜度 傾斜角 20 度以上		保全	—	—	保全
	傾斜度 傾斜角 25 度以上 ^{※4}		保全	保全	—	保全

※1 点データは、太陽光発電では半径 100m 以内、陸上・洋上風力発電及びバイオマス発電では半径 500m 以内の範囲を面に変換

※2 太陽光発電（地面に設置）の設備容量：立地適正化計画の居住誘導地域内では 10kW 以上、同地域外では 50kW 以上

※3 バイオマス（木質バイオマス発電・熱利用）では住宅を除く

※4 本再エネゾーニングマップでは傾斜度を 10m メッシュのデータに基づき作成している。本再エネゾーニングマップで「傾斜度」のみを理由に原則「保全」と設定しているエリアにおいて、①陸上風力発電の事業計画段階において現地調査や詳細な航空写真等による調査を実施し、実際の傾斜度が 25 度以下であると判明し、②風況が良好で事業性が見込まれる場合、関係者との協議において該当エリア内の「保全」の設定を解除することができる。

なお、太陽光発電、バイオマス発電は本再エネゾーニングで対象とする施設規模から、10m メッシュでの傾斜度の把握に基づき「保全エリア」とすることで問題ないことが想定される。

6.3. 岩内町ゾーニングマップ

(1) 太陽光発電

本町における太陽光発電（地面に設置）のゾーニングマップは下図のとおりです。地図の青枠で示している市街地内（居住誘導地域）では10kW以上、市街地外では50kW以上の設備容量を対象とします。

本ゾーニングマップより、本町では太陽光発電の導入を原則回避する「保全エリア」が本町の面積全体の73.1%となっています。これは主に自然条件、防災に係る法規制等に基づいています。また、法的調整エリアは主に土地利用に係る法規制等に基づいて設定されており、促進エリアと合わせて本町で導入可能なエリアは全体の26.8%となっています。

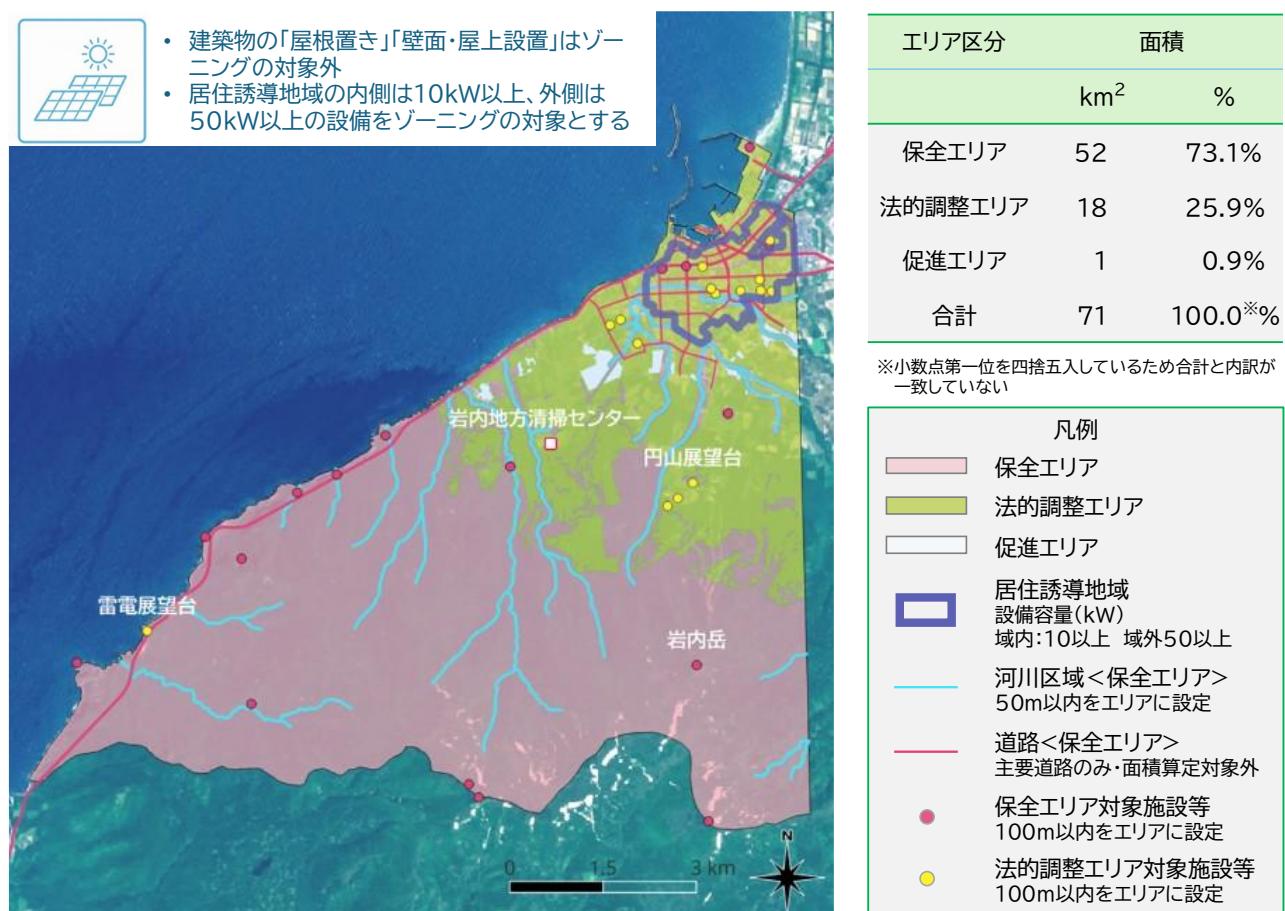


図 23 本町における太陽光発電のゾーニングマップ

次頁に参考として、太陽光発電ゾーニングマップの保全エリア内の国定公園第1-3種特別地域の状況と、促進エリアの拡大図を示します。

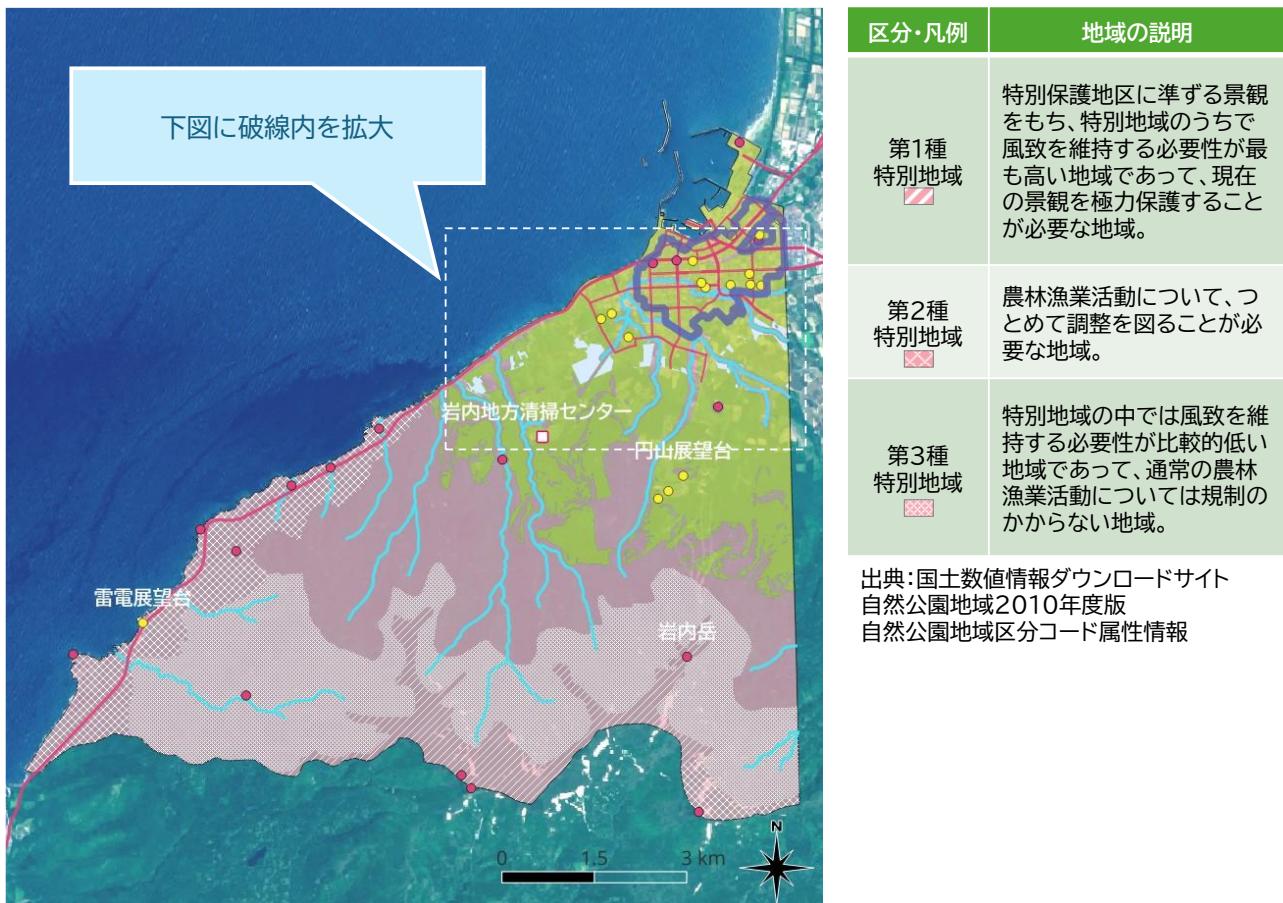


図 24 本町における太陽光発電のゾーニングマップ(保全エリア内の国定公園第1-3種特別地域区分)



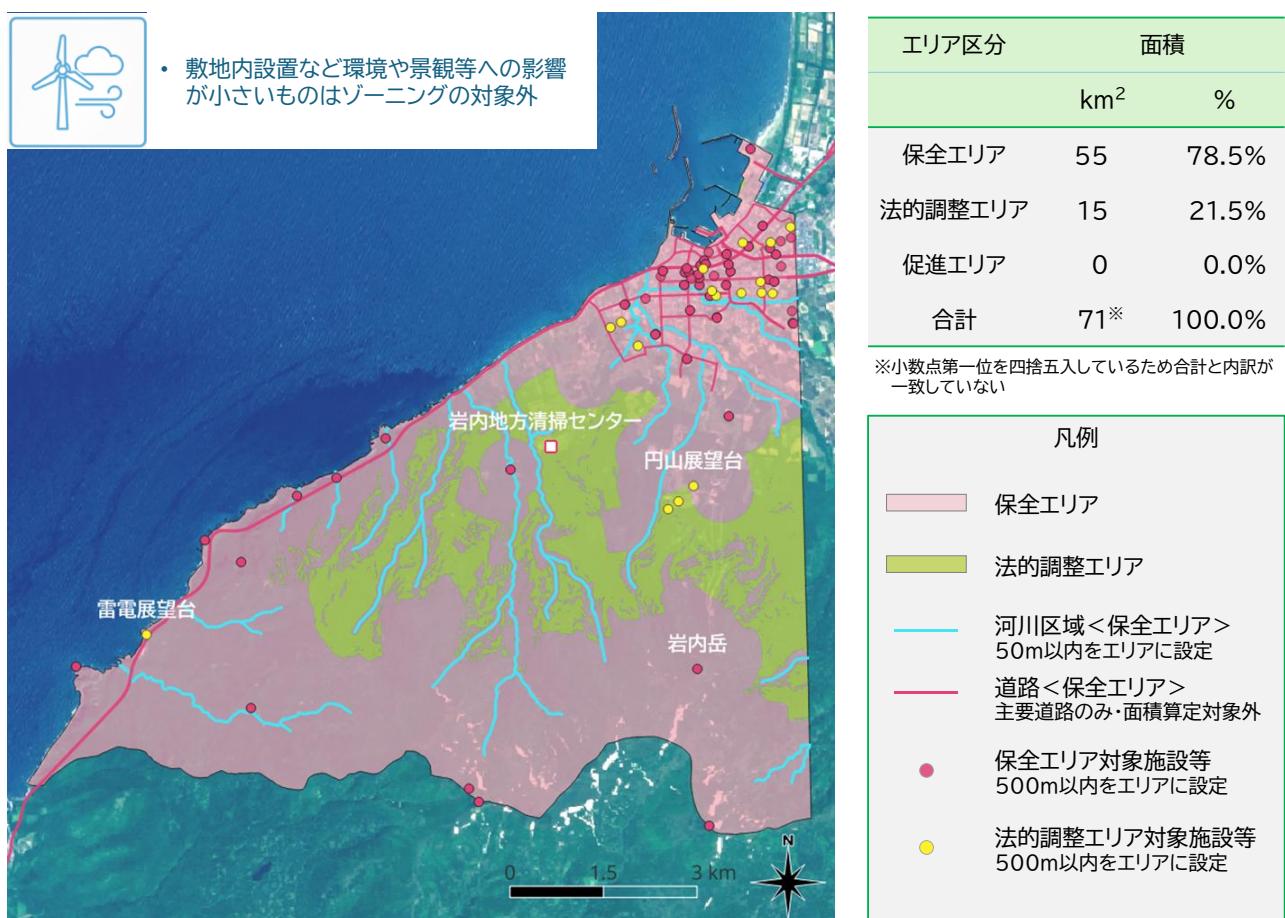
図 25 本町における太陽光発電のゾーニングマップ(促進エリア拡大図)

(2) 陸上風力発電

本町における陸上風力発電のゾーニングマップは下図のとおりです。

本ゾーニングマップより、本町では陸上風力発電の導入を原則回避する「保全エリア」が本町の面積全体の78.5%を占めます。陸上風力発電では住宅地周辺500mに該当するエリアへの設置を原則回避としているため、前頁の太陽光発電の保全エリアに比べて大きく、また「促進エリア」の確保が難しい状況です。

ただし、再エネ導入が可能な「法的調整エリア」は全体の21.5%となっています。陸上風力発電では太陽光発電やバイオマス発電と異なり「保安林解除」を可能とする規定があるため、保安林を法的調整エリアとして位置付けています。



上記に陸上風力発電施設設置における「保安林解除規定」について触れましたが、解除する際に「当該エリアにおいて風況が良く事業性が見込まれること」も要件の一つとなります。

今後、法的調整エリアの風況が良好な箇所について、本町の地域脱炭素化促進事業制度における「促進区域」設定に係る検討対象とします。

次頁に参考として、陸上風力発電ゾーニングマップの保全エリア内の国定公園第1-3種特別地域の状況と、法的調整エリアの拡大図を示します。

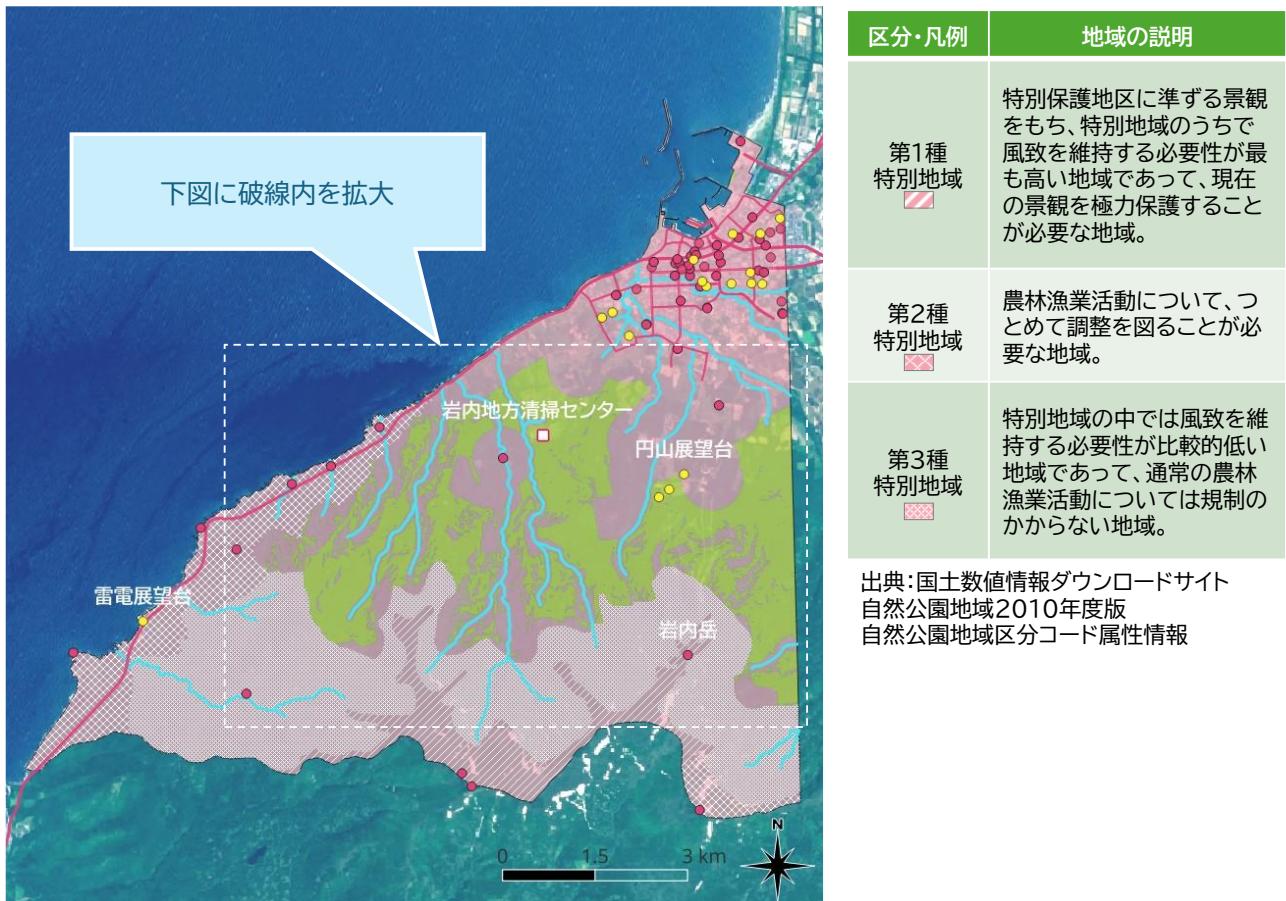


図 27 本町における陸上風力発電のゾーニングマップ(保全エリア内の国定公園第1-3種特別地域区分)

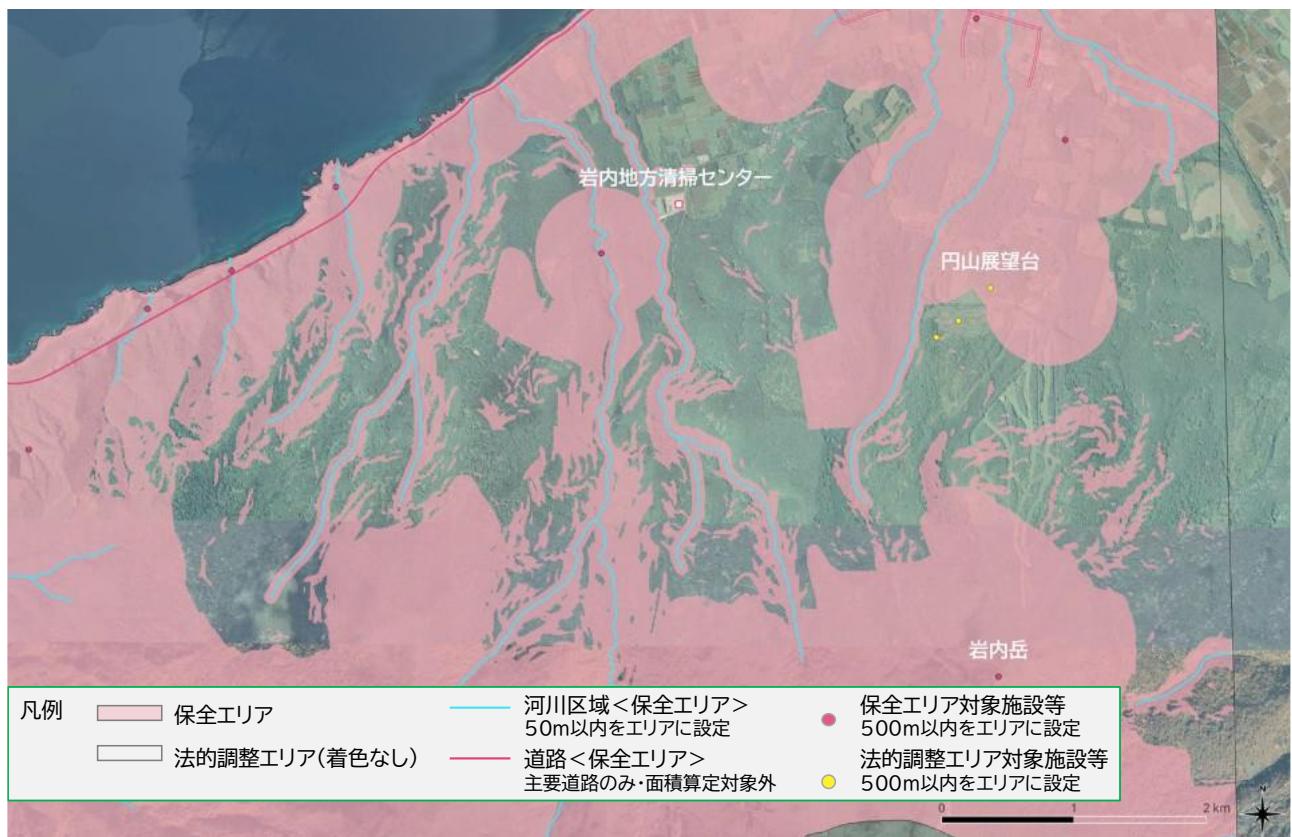


図 28 本町における陸上風力発電のゾーニングマップ(法的調整エリア拡大図)

(3) 洋上風力発電

本町における陸上風力発電のゾーニングマップは下図のとおりです。

本ゾーニングマップより、本町では洋上風力発電の導入を原則回避する「保全エリア」が水深 200mまでの海域面積全体の 51.9% となっています。自然条件や空域・水域利用等の条件から本町の海域では促進エリアは存在しません。このため保全エリア以外は全て「法的調整エリア」となりますが、水深 50m 以浅のエリアを対象とする着床式、水深 50m 以深のエリアを対象とする浮体式は、それぞれ面積が 4km²、52km² であり、浮体式の導入がより多く見込まれています。

なお本町の海域は経済産業省・国土交通省の「再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向けた有望区域及び準備区域の整理」(令和 7 年 10 月 3 日時点)において着床式の有望区域、浮体式の準備区域に指定されています(下表参照)。仮に将来において国がこの着床式の有望区域を促進区域とすることになった場合、本ゾーニングにおける水深 50m 以浅の「法的調整エリア」を地域脱炭素化促進事業制度に基づく「促進区域」とすることについて検討します。

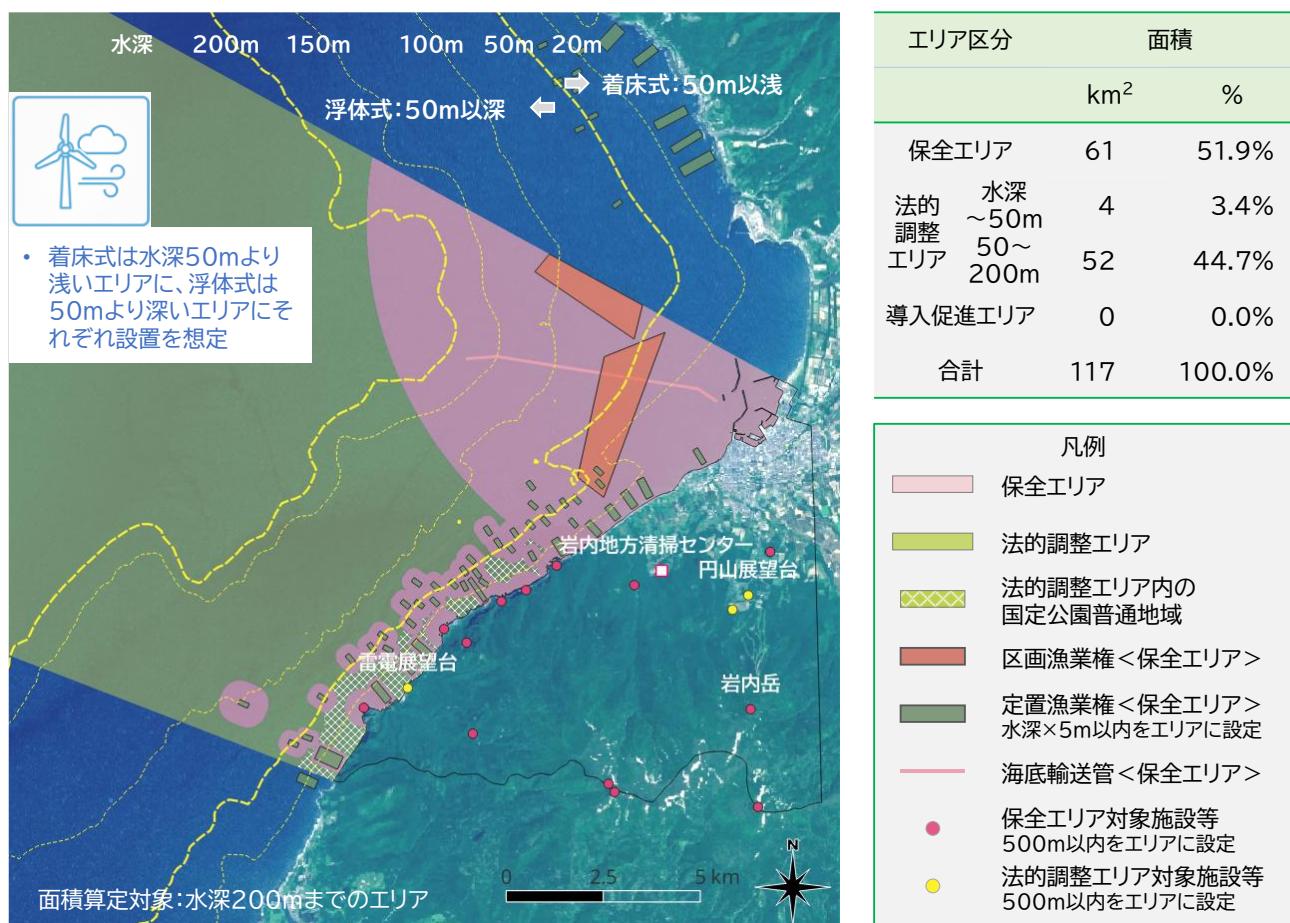


図 29 本町における洋上風力発電のゾーニングマップ

表 25 再エネ海域利用法における区域整理状況

促進区域	・ 経済産業省が定めた洋上風力発電の導入を促進するために特定された海域
有望区域	・ 既知情報を収集した上で、国が促進区域の指定に関する可否を判断するために、協議会を通じて具体的な協議を行うべき区域
準備区域	・ 有望区域の要件は満たさないものの、都道府県として、今後協議会を設置して具体的な協議を行うことを念頭に、利害関係者等との調整に着手している区域

[出典]経済産業省、国土交通省 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドラインより作成

(4) 木質バイオマス発電・熱利用

本町における木質バイオマス発電・熱利用のゾーニングマップは下図のとおりです。

本ゾーニングマップより、本町では木質バイオマス発電・熱利用施設の導入を原則回避する「保全エリア」が本町の面積全体の80%以上を占めます。

13頁に示したとおり、本町では現状において林業が営まれていないことから、本再エネゾーニングでは、木質バイオマス資源を原料とした発電・熱利用施設について、主に海外を含む町外由来の資源を活用して運用されることを想定しています。このため基本的には促進エリアを設定せず、保全エリアと法的調整エリアを設定しています。

将来的に本町において林業が進展した場合に、本再エネゾーニングの木質バイオマスに係る条件等について「促進エリア」の設定可能性を含めて見直しを検討します。

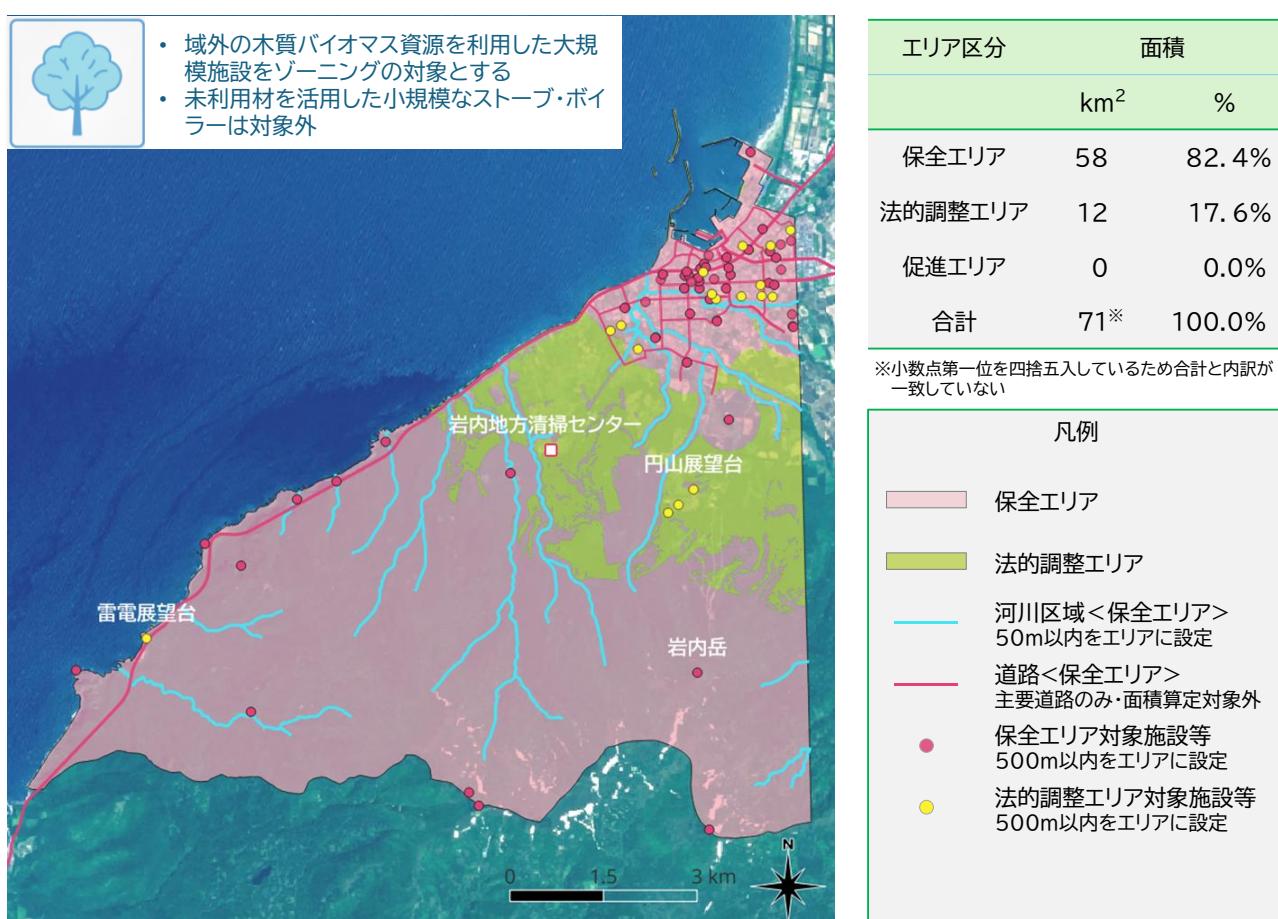
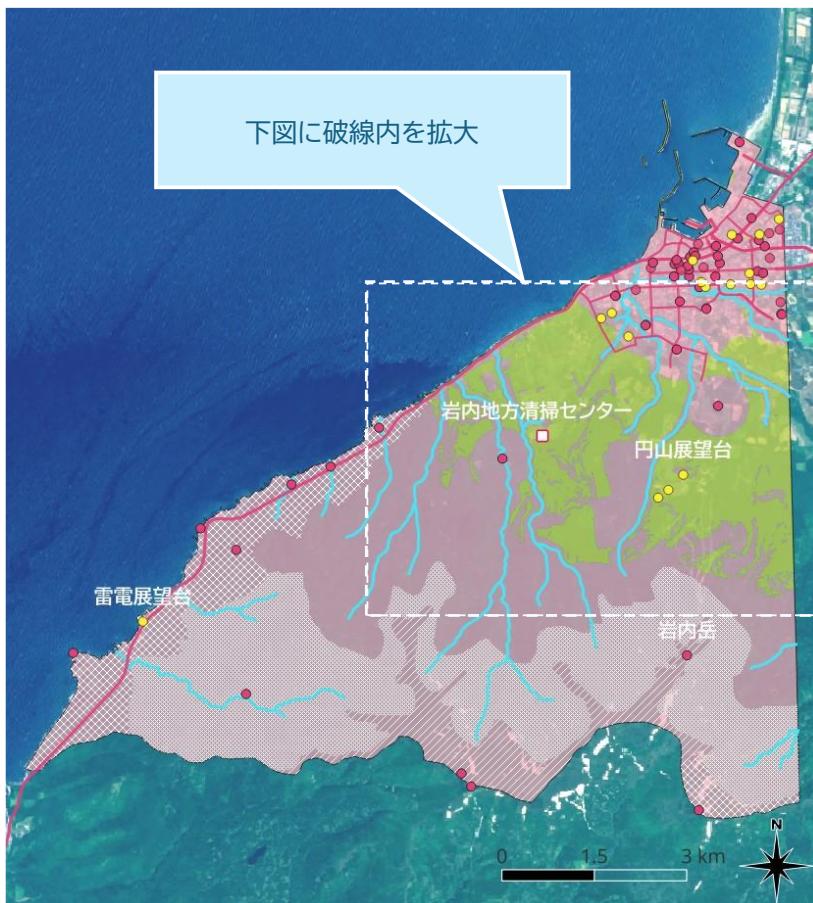


図 30 本町における木質バイオマス発電・熱利用のゾーニングマップ

次頁に参考として、木質バイオマス発電・熱利用ゾーニングマップの保全エリア内の国定公園第1-3種特別地域の状況と、法的調整エリアの拡大図を示します。



区分・凡例	地域の説明
第1種 特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。
第2種 特別地域	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。
第3種 特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

出典：国土数値情報ダウンロードサイト
自然公園地域2010年度版
自然公園地域区分コード属性情報

図 31 本町における木質バイオマス発電・熱利用のゾーニングマップ
(保全エリア内の国定公園第1-3種特別地域区分)

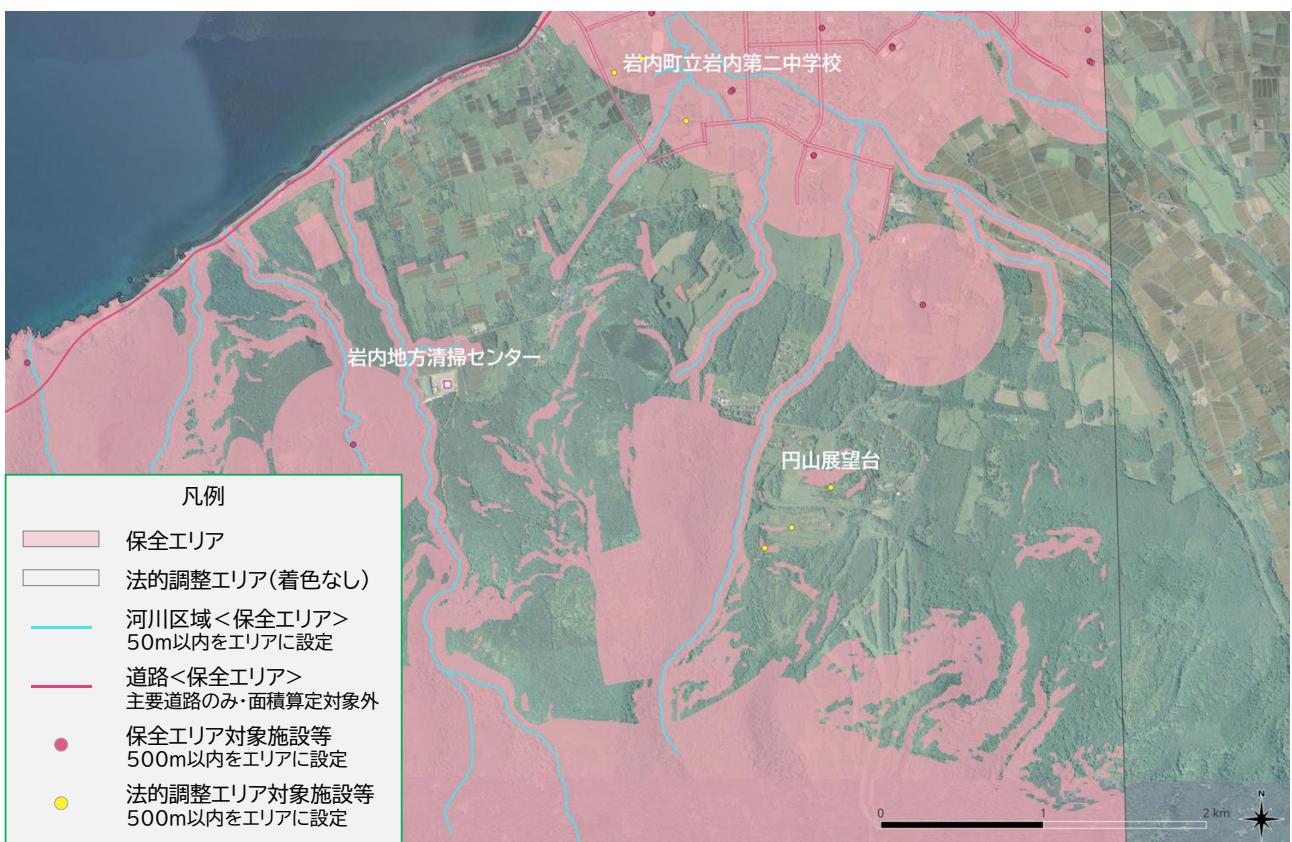


図 32 本町における木質バイオマス発電・熱利用のゾーニングマップ(法的調整エリア拡大図)

(5) 温泉熱利用

本町における温泉熱利用のゾーニングマップは下表の考え方に基づき作成します。

表 26 温泉熱利用のゾーニングに係るエリア条件の設定

項目	内容
対象・考え方	既存の温泉水送水管を活用できる範囲とする
促進エリア	既存温泉水送水管の周辺、又は今後温泉水送水管の整備や利用を検討しているエリア（本再エネゾーニングでは円山リゾートエリアを促進エリアとする）
法的調整エリア	設定せず
保全エリア	設定せず
留意事項	環境配慮事項（詳細後述）、温泉資源の保護に関するガイドライン（環境省）等に係る適切な手続きや措置

下図に円山リゾートを対象とする促進エリアの設定状況を示します。本ゾーニングマップに基づき、図中の温泉配管を軸として、温泉熱の有効利用促進により周辺地域の活性化を図っていきます。なお、このエリアは一部が本町の水源保護地域、全域が水源涵養保全地域に位置しますが、既存の温泉水送水管を活用し、水源保護に配慮しつつ、地域活性化に係る取組を実施するものとします。



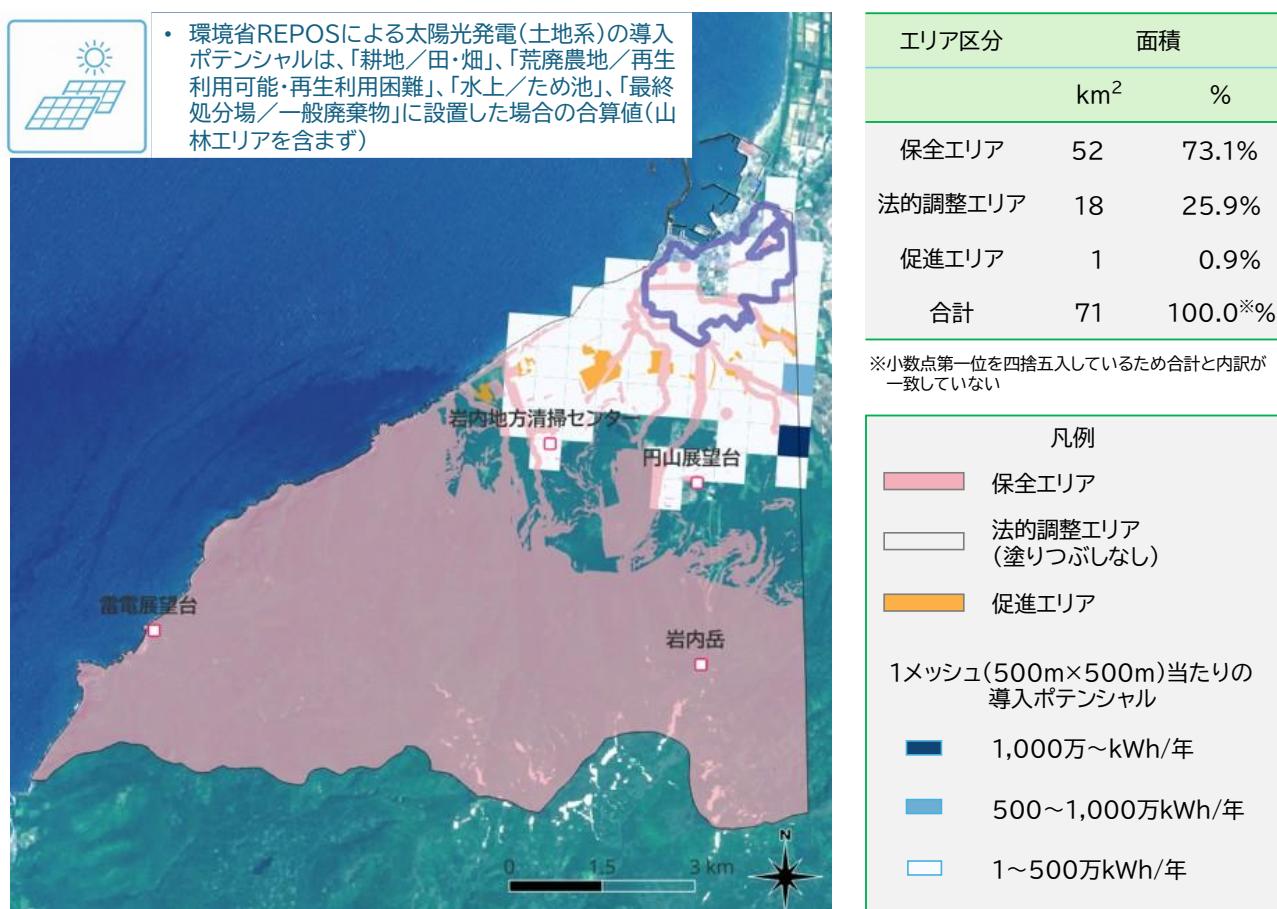
6.4. 太陽光及び陸上風力のゾーニングマップと導入ポテンシャル

ここでは環境省 REPOS データを活用し、これまでに作成した本町のゾーニングマップの促進エリア及び法的調整エリアにおける再エネ導入ポテンシャルの定量的な評価が可能な太陽光発電、陸上風力発電を対象として、それぞれの再エネ電力により本町の年間需要電力量をどこまでカバーできるかを明らかにします。

(1) 太陽光発電のゾーニングマップと導入ポテンシャル

本町の太陽光発電（地面に設置）のゾーニングマップにおける法的調整エリア内の太陽光発電設備導入ポテンシャルを下図に示します。図中のポテンシャルは環境省 REPOS に基づき推計されています。図より本町の東側に 1 メッシュ（500m×500m）当たりの導入ポテンシャルが 1,000 万 kWh/年以上となる区域が存在します。

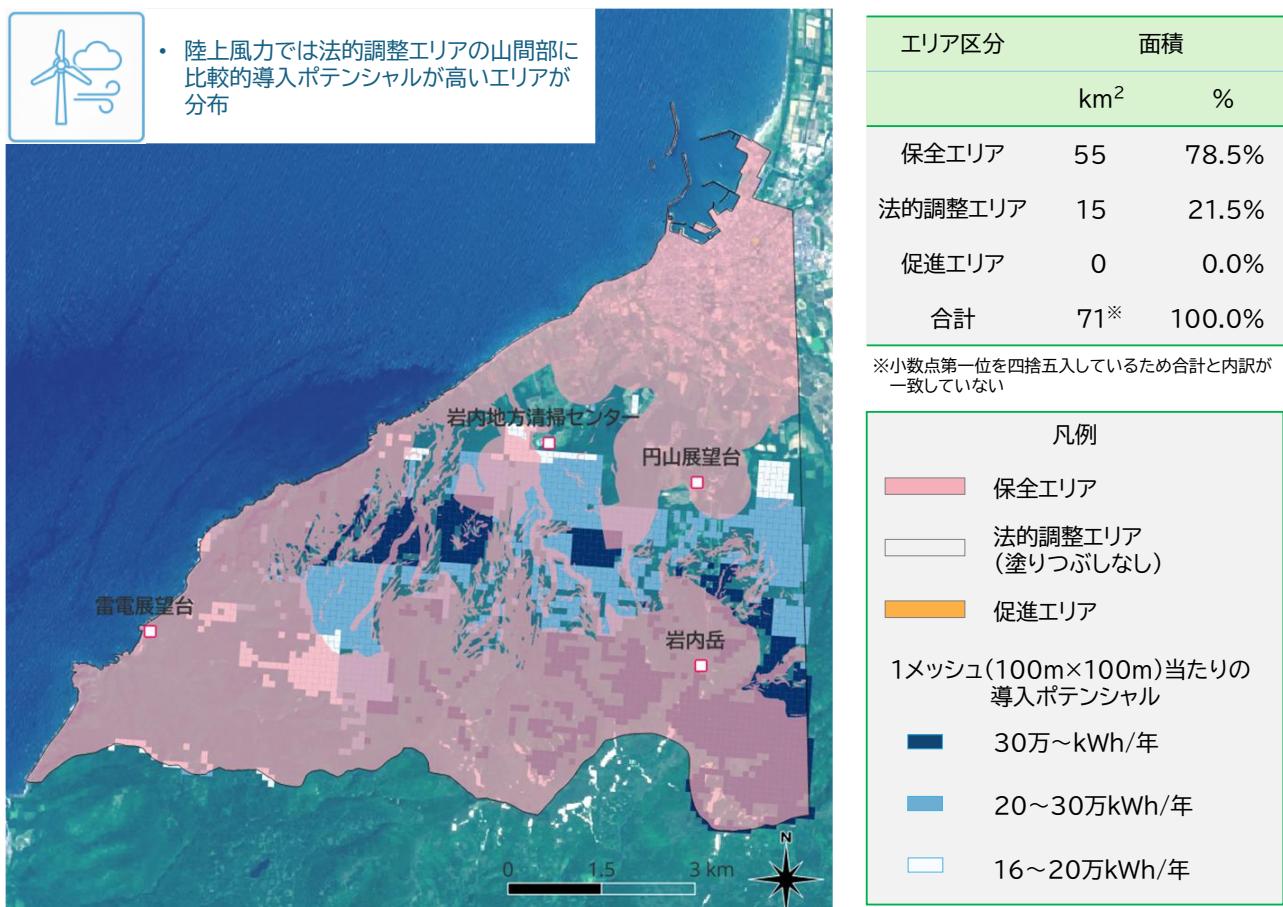
なお、REPOS では、太陽光発電（土地系）の導入ポテンシャルは、「耕地／田・畠」、「荒廃農地／再生利用可能・再生利用困難」、「水上／ため池」、「最終処分場／一般廃棄物」に設置した場合の合算値としており、推計の対象として山林エリアを含んでいません。



(2) 陸上風力発電のゾーニングマップと導入ポテンシャル

本町の陸上風力発電のゾーニングマップにおける法的調整エリア内の陸上風力発電設備導入ポテンシャルを下図に示します。図中のポテンシャルは環境省 REPOS に基づき推計されています。

図より本町の山間部に 1 メッシュ (100m × 100m) 当たりの導入ポテンシャルが 30 万 kWh/ 年以上となる区域が広く存在していることが分かります。こうしたエリアは促進エリアには該当しませんが、地域脱炭素化促進事業制度における「促進区域」の候補になりうると考えられます。



また、NEDO の再生可能エネルギー技術白書（第 2 版）では「風力エネルギーは風速の 3 乗に比例して増大するため、経済性の向上には風況の良い場所の選定が必須であり、その目安は年間平均風速 7m/s 以上とされている」と記載があります。これに基づき本町の風速 7m/s 以上に該当するエリアと陸上風力発電の法的調整エリア重ね合わせたところ、6.0km²（本町全体の 8.5%）が経済性の見込まれる「促進区域候補エリア」となりました（次頁参照）。

なお、上図の 1 メッシュ当たりの導入ポテンシャルが 20 万 kWh/ 年以上のエリアは次頁の風速 6.0m 以上のエリアと概ね合致しています。

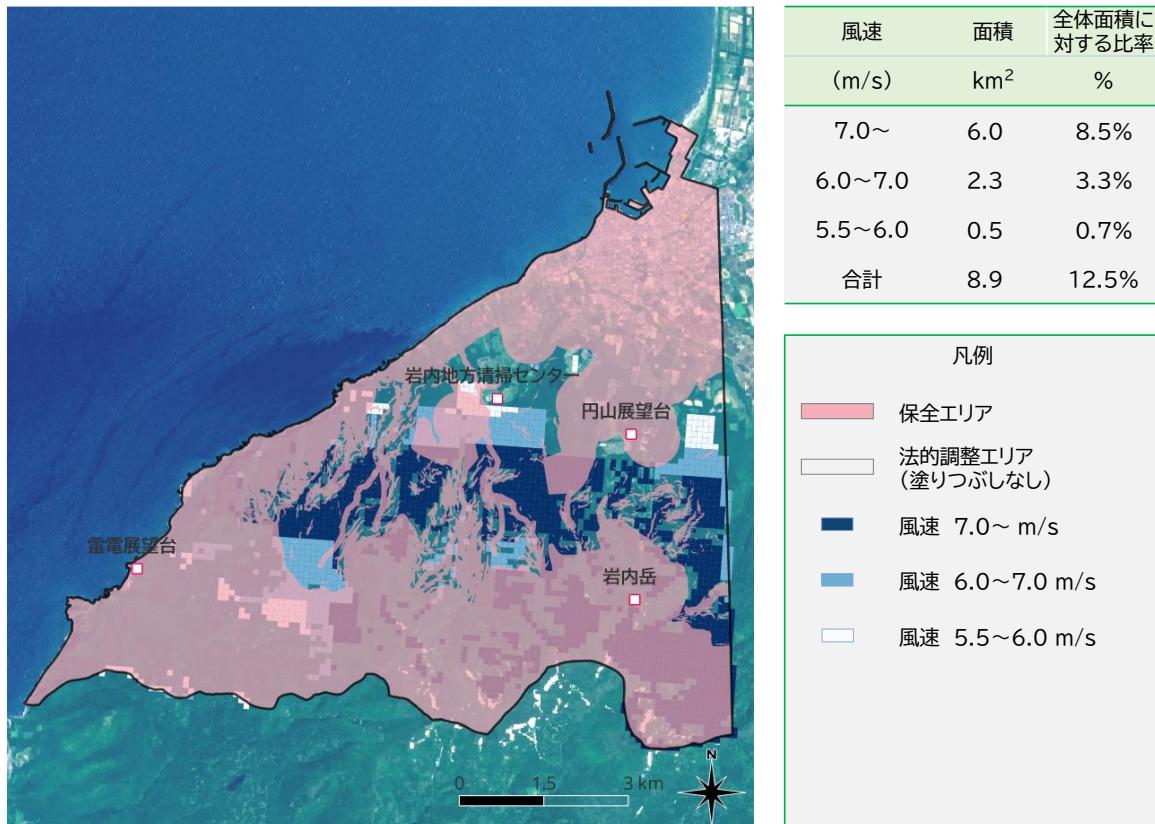


図 36 陸上風力発電の法的調整エリアにおける風況(導入の経済性が見込まれるエリア:6.0km²)
[出典] 環境省 REPOS より作成

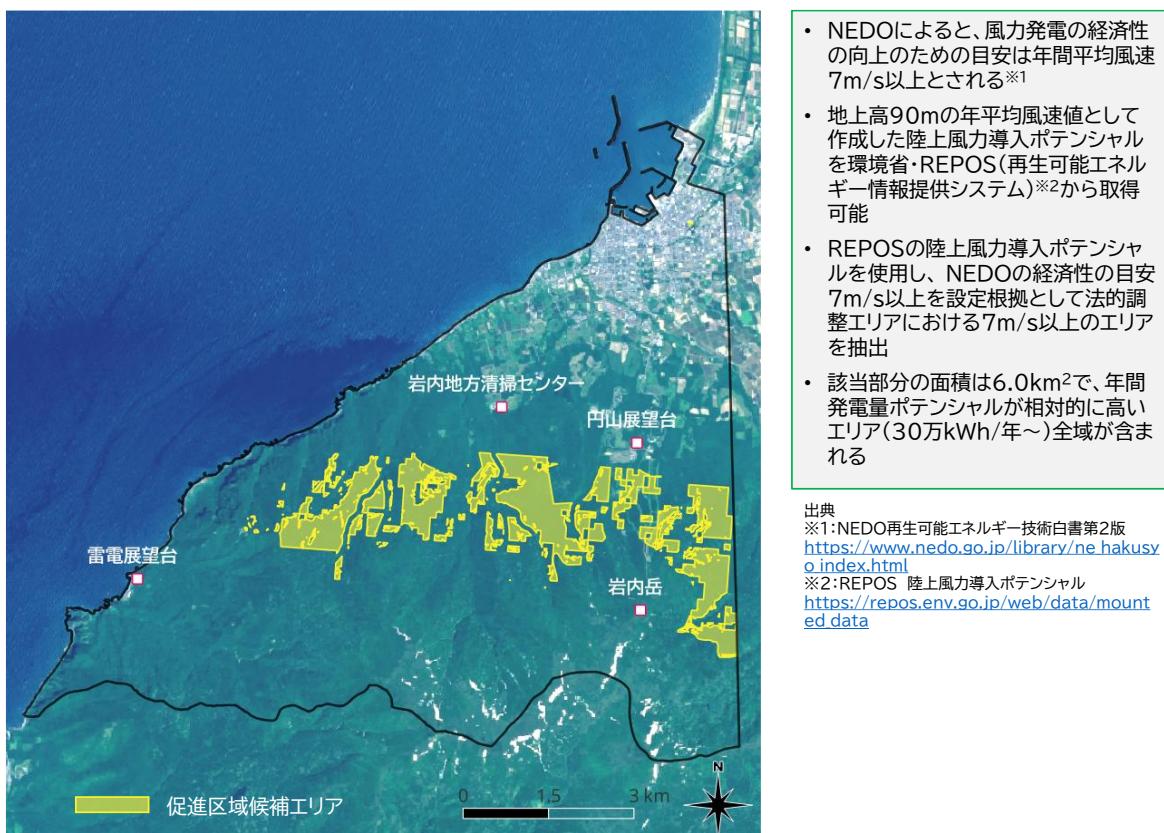


図 37 陸上風力発電の法的調整エリアにおいて導入の経済性が見込まれる促進区域候補エリア
[出典] 環境省 REPOS より作成

(3) 太陽光・陸上風力発電の導入ポテンシャルと岩内町の年間需要電力量

資源エネルギー庁の資料によると、本町の現状の年間需要電力量は、5,730 万 kWh/年となっています。本町の太陽光発電及び陸上風力発電の促進エリア・法的調整エリア内の導入ポテンシャルは年間 32,241 万 kWh/年であり、本町の年間需要電力量の約 5.6 倍に相当します。

今後、法的調整エリアにおいても、太陽光や陸上風力発電の導入ポテンシャルが高く且つ事業性が見込まれるエリアを中心として、地域脱炭素化促進事業制度における「促進区域」の検討を進めていきます。特に陸上風力発電では、前頁に示した風速 7m/s 以上に該当するエリアと陸上風力発電の法的調整エリアが合致する 6.0km² (本町全体の 8.5%) のエリアでは年間発電電力量が 18,006 万 kWh となっていることから「促進区域候補エリア」として検討する予定です。

表 27 本町の太陽光及び陸上風力の促進エリア・法的調整エリアにおける導入ポテンシャル

	太陽光発電			陸上風力発電		
	面積 km ²	設備容量 kW	年間発電電力量 万kWh/年	面積 km ²	設備容量 kW	年間発電電力量 万kWh/年
促進エリア	1	4,771	517	0	0	0
法的調整 エリア	18	66,917	7,248	15	89,163	24,476
計	19	71,688	7,765	15	89,163	24,476

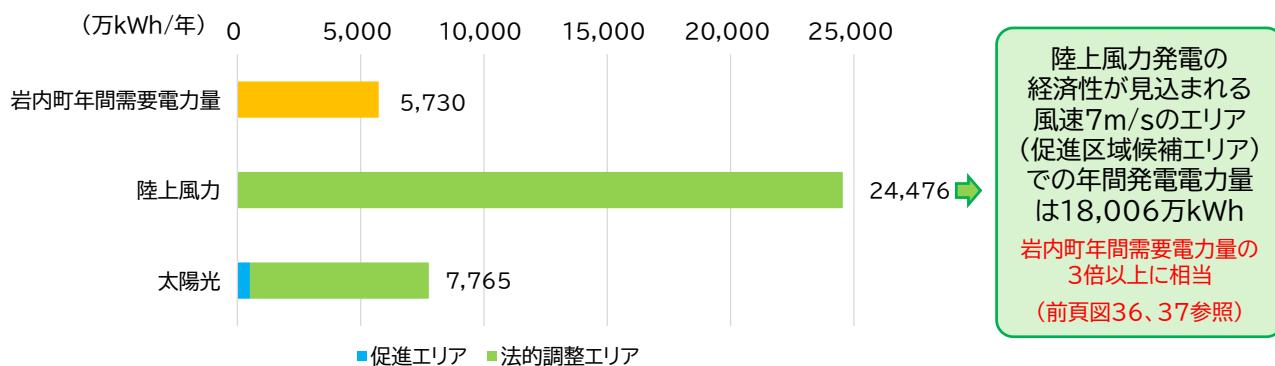


図 38 本町における年間需要電力量と太陽光及び陸上風力発電導入ポテンシャルの比較

[出典] 環境省 REPOS、資源エネルギー庁資料より作成

再エネ施設の導入にあたっての環境配慮事項

前章にてとりまとめた再エネゾーニングマップを礎とし、本町の自然や生活環境等と共生しながら再エネ導入を推進していくため、再エネ事業者が町内で今後事業計画を検討する際に考慮が必要となる、再エネ施設の設置方法、事前調査の実施や地元との合意形成等に関する環境配慮事項を整理します。

本町においては、再エネゾーニングマップにおける保全エリア、法的調整エリア、促進エリアの設定に関わらず、事業計画の検討の際に、これらの事項を遵守することになります。

本町は環境配慮事項を運用する際、①道が定める「環境配慮基準」において本町に該当する項目、②本町独自で設定が必要な「環境配慮事項」を適用します。以下、それぞれの内容について示します。

7.1. 環境配慮事項(北海道基準の適用)

本町では、道の「環境配慮基準」のうち以下の項目に関連する内容を適用します。道の環境配慮基準の詳細は資料編 85~95 頁に掲載します。

環境保全	景観	その他
<ul style="list-style-type: none"> ●水の濁り ●騒音 ●反射光 ●影 ●大気質 ●悪臭 ●土砂災害 ●河川・道路・漁港 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観、眺望 ●自然とのふれあい <p style="text-align: center;">生態系</p> <ul style="list-style-type: none"> ●動物(重要種) ●バードストライク ●植物(重要種) ●湿地・里山 	<ul style="list-style-type: none"> ●公園 ●下水道 ●都市計画区域 ●第1種農地 ●漁業権 ●増殖河川 ●公共海岸 ●学校・病院等

図 39 道の環境配慮基準のうち、本町に関連する項目一覧

7.2. 岩内町独自の環境配慮事項

道の環境配慮基準や町民アンケート及びヒアリング調査結果等を踏まえ、本町において特に配慮すべき事項として「岩内町独自の環境配慮事項」を太陽光発電、風力発電、木質バイオマス発電、温泉熱利用並びに共通項目に区分してとりまとめます。

(1) 太陽光発電

本町では太陽光発電に係る環境配慮事項として、騒音・電磁波、反射光、パネルの処分、敷地境界や道路からの距離に関する項目を設定します。

表 28 太陽光発電(地面設置)に係る本町独自の環境配慮事項

	環境配慮事項
騒音・電磁波	・太陽光発電を設置する際、稼働中にパワーコンディショナーからの騒音や電磁波による電波障害などの影響が発生する可能性があります。周辺の住宅や保全対象施設（学校・病院・福祉施設等）等への騒音・電磁波の影響を予測・評価し、影響の程度に応じた適切な措置を講じてください（周辺の住宅や保全対象施設から極力離れた場所に設置する、防音壁で囲む、コンテナに格納する等）。
反射光の影響	・太陽光パネルの設置の仕方や季節、時間帯により、周辺の住宅や保全対象施設等に對して、一時的に反射光がさす場合があります。こうした反射光の影響を予測・評価し、影響の程度に応じた適切な措置を講じてください（太陽光パネルの方角や配置の検討、反射を抑えた仕様のパネルの採用、植栽による遮蔽等）。
パネルの処分	・事業終了後は、パネルを適切に撤去し、パネルのリサイクルに努めてください。また撤去時等の費用について、事業開始時点で負担の所在を明確化するなど、計画的に確保してください。
道路・敷地境界からの距離	・住宅等との隣接部や道路のすぐわきに太陽光パネルが設置されることにより、その圧迫感や農作業・除雪作業への影響、パネルからの落雪が敷地外に及ぶこと等の問題が発生する可能性があります。影響の程度に応じて敷地境界や隣接道路等から一定の距離を確保するなど、生活環境への影響や車両（農業車両等を含む）の走行、パネルからの落雪、除雪作業等への影響を配慮してください。

(2) 風力発電

本町では風力発電に係る環境配慮事項として、騒音・低周波音、風車の影（シャドーフリッカー）、動植物への影響（バードストライク等）、眺望景観への配慮、漁業資源の保全に関する項目を設定します。

表 29 風力発電に係る本町独自の環境配慮事項

	環境配慮事項
騒音・ 低周波音	・ゾーニングマップにおいて、住宅や保全対象施設等との離隔距離を確保してエリア設定をしていますが、現地の地形や風向き等により音の伝達状況が異なります。採用する風力発電の規模や配置による騒音や低周波音の影響を予測・評価し、影響の程度に応じた適切な措置を講じてください。
風車の影 シャドー ¹ フリッカー	・採用する風力発電の風車の規模に応じて、住宅や保全対象施設等への風車の影の影響（風車の影が住宅等にかかる可能性及び影がかかる時間等）を予測・評価し、影響の程度に応じた適切な措置を講じてください。
動植物への 影響	・鳥類、魚類、植物群落などの生息分布について関係機関へのヒアリングや現地調査を実施し、事業による影響（バードストライク、生息地の改変等）の程度を予測・評価し、重要種等への影響の可能性がある場合には防止策を講じてください。
眺望景観への 配慮 色彩の統一	・町内の主要な視点場から海や山への眺望景観に配慮し、ブレードやタワーなどの外観の色彩は白系に統一してください。
漁業資源の 保全	・洋上風力においては、ウニ・ナマコをはじめ、地図には現れない生息域や漁場が数多く存在するため、漁業協同組合等の関係者へのヒアリングや現地調査を実施し、導入による影響の程度を予測・評価したうえで、影響を回避・低減する措置を講じてください。

(3) 木質バイオマス発電・熱利用

本町では木質バイオマス発電・熱利用に係る環境配慮事項として、騒音・臭気・ばい煙等、燃料の搬入に関する項目を設定します。

表 30 木質バイオマス発電・熱利用に係る本町独自の環境配慮事項

環境配慮事項	
騒音・臭気 ばい煙等	・騒音、振動や臭気、ばい煙、大気質などの影響を予測・評価し、影響の程度に応じて適切な措置を講じてください（資源が町内や周辺市町でない場合は住宅や保全対象施設から極力離れた場所に設置する等）。
燃料の搬入	・燃料の搬入にあたり、周辺環境への影響（騒音、粉じん等）に配慮した搬入ルートを検討してください。

(4) 温泉熱利用

本町では温泉熱利用に係る環境配慮事項として、温泉資源、騒音・振動、温泉事業者との合意形成に関する項目を設定します。

表 31 温泉熱利用に係る本町独自の環境配慮事項

環境配慮事項	
温泉資源	・設備の稼働や導入工事によって、温泉利用に対する影響（湧出量・泉質・温度・濁り等）が生じないよう、適切な措置を講じてください。
騒音・振動	・ヒートポンプ等の稼働時の騒音、振動などの影響を予測・評価し、影響の程度に応じた適切な措置を講じてください。
温泉事業者との合意形成	・周囲の温泉事業者に対し、事業内容の説明を行い、合意形成を図ってください。

(5) 各再エネ共通

本町では各再エネに係る共通した環境配慮事項として、生態系、森林、景観、合意形成、地域貢献、未利用地活用、海上輸送に関する項目を設定します。

表 32 各再エネに共通した本町独自の環境配慮事項

環境配慮事項	
生態系	・有識者や関係団体へのヒアリングや現地調査を実施し、導入による影響の程度を予測・評価したうえで、影響を回避・低減する措置を講じてください。
森林の伐採	・森林地区での導入にあたっては、伐採を最小限の範囲にとどめるよう留意してください（工事や搬入などの整備期間を含む）。
景観	<p>・主要な視点場（※）等からの眺望について、フォトモンタージュを作成すること等により、眺望景観の変化の程度を確認し、町民や関係者等との合意形成を図り、必要に応じた措置を講じてください。</p> <p>※主要な視点場 いわないオートキャンプ場マリンビュー展望台、雷電展望台、円山展望台、岩内岳、岩内港</p> <p>・円山展望台からの夜景は「日本夜景遺産」に指定されており、岩内温泉の魅力の向上に貢献しています。夜景についても変化の程度を確認し、合意形成を図ってください。</p> <p>・特に岩内岳をはじめとする山の斜面や雷電海岸周辺（海域含む）においては、町民から景観の悪化を懸念する声が寄せられていることから、市街地内や主要道路からの眺望についても変化の程度を確認し、合意形成を図ってください。</p>
合意形成	<p>・岩内町や関係行政機関に相談し、地域の実情などを踏まえた内容としてください。</p> <p>・地域や周辺住民、関係団体には、工事中や完成後、処分時など、段階ごとのイメージをわかりやすく示すなど、丁寧な説明・合意形成を図ってください。</p>
地域貢献	・岩内町や関係行政機関に相談し、災害時の対応強化（レジリエンス性向上）や産業振興など、地域への貢献に努めてください。またその内容を地域や周辺住民、関係団体に説明してください。
未利用地の活用時	・耕作放棄地等を活用する際は、農業協同組合等の関係団体へのヒアリングを実施し、将来的な農業利用の予定などを確認してください。
海上輸送	・工事の際の資材の搬入や燃料資源の輸送に海上輸送を用いる場合は、航行環境への影響がないよう、事業計画を具体化する段階から海上保安庁に相談してください。

ゾーニングマップ活用の際の留意事項

本ゾーニングマップを活用する際の留意事項は下記のとおりです。

①再エネ導入に関する事業計画を検討する際、以下に示すような関連法令やガイドライン等を確認し、必要な手続きや措置を講じてください。なお、それぞれ改正・更新されている場合がありますので、必ず最新版をご確認ください。

<主な関係法令>

- ・環境影響評価法
- ・森林法
- ・都市計画法（開発許可制度等）
- ・宅地造成等規制法
- ・景観法
- ・農地法
- ・漁業法
- ・水産資源保護法
- ・港湾法
- ・海岸法
- ・盛土規制法
- ・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律 など

<各種ガイドライン>

- ・「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）
- ・「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁）
- ・「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」（資源エネルギー庁）
- ・「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（環境省）
- ・「風力発電に係る地方公共団体におけるゾーニングマニュアル」（環境省）
- ・「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施の手引き」（環境省）
- ・「鳥類等に関する風力発電施設設立地適正化のための手引き」（環境省）
- ・「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」（北海道）
- ・「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）
- ・「温泉資源の保護に関するガイドライン」（環境省） など

②事業計画の検討にあたり、町役場、関係行政機関等に相談してください。また、各種ガイドラインや環境配慮事項を踏まえた調査や環境影響評価の実施、地域住民や関係者等への丁寧な説明、合意形成に努めてください。なお、町の行政界の周辺で事業計画を検討する際には、隣接する地方自治体、地域住民等に対しても同様に、相談、説明、合意形成をお願いします。

③ゾーニングマップは令和8年1月時点で入手可能な環境情報、地図情報を用いて作成しています。用いた地図情報や分析の密度等により、実際の地形条件や自然条件、住宅の居住実態とは乖離が生じる可能性があります。事業検討の段階においてはより精緻な検討・調査を行い、その結果を踏まえ、ゾーニングマップのエリア設定に関わらず、個別に判断するものとします。

④ゾーニングマップは令和8年1月時点で入手可能な環境情報、地図情報を用いて作成しています。必ず最新の情報を収集、確認の上、事業計画を検討してください。

⑤ゾーニングマップ作成に用いた環境情報や地図情報の中には、詳細な情報が不足しているものがあります。環境配慮事項を参照の上、事業計画の検討段階で必要な調査を実施してください。その上で、想定される環境影響の程度を予測・評価し、地域住民等との合意形成に努め、必要に応じた回避や低減策を検討してください。

資料編

資料編 I. 再エネゾーニングに係る上位・関連計画

再エネゾーニングに係る上位・関連計画のうち、特に関連性の高い計画等について、その概要を整理します。

(1) 岩内町都市計画マスターplan(特定用途制限地域)

都市計画区域のうち用途地域が定められていない区域については、地域に好ましくない建築物等の無秩序な立地を防ぐことを目的に、下記3つの「特定用途制限地域」が指定されています。この地域指定と「岩内町特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例」と合わせることで、市街地の拡大抑制と効率的な市街化形成が図られています。

再エネゾーニングでは、「自然と調和した環境リゾート開発」を掲げるリゾート地区については、現状法規制等の制約がない区域であっても促進エリアとせず、法的調整エリアとすることとしました。一方「自然共生区域」は、「景観・自然環境の保全」が考え方として掲げられているものの、耕作放棄地が点在する実情を踏まえ、法規制等の制限がない場合は促進エリアとしています。

表 I-1 岩内町特定用途制限地域

地区指定	考え方	建築してはならない建築物
①リゾート地区	自然と調和した環境リゾート開発のため、自然環境を損なうおそれのあるような危険性を伴う建物を制限	○キャバレー、料理店 ○畜舎 (15 m ² 超) ○倉庫業を営む倉庫 等
②沿道地区	市街地周辺において一定の土地利用を認めつつ、用途地域内への誘導を図るため、集客性の高い建物を制限	○カラオケボックス ○劇場、映画館、演芸場 ○ホテルまたは旅館 等
③自然共生地区	景観・自然環境の保全のため、地域の環境に影響を及ぼす建物を広く制限	○危険性や環境を悪化させるおそれのある工場 等

[出典]岩内町 HP の情報を基に作成

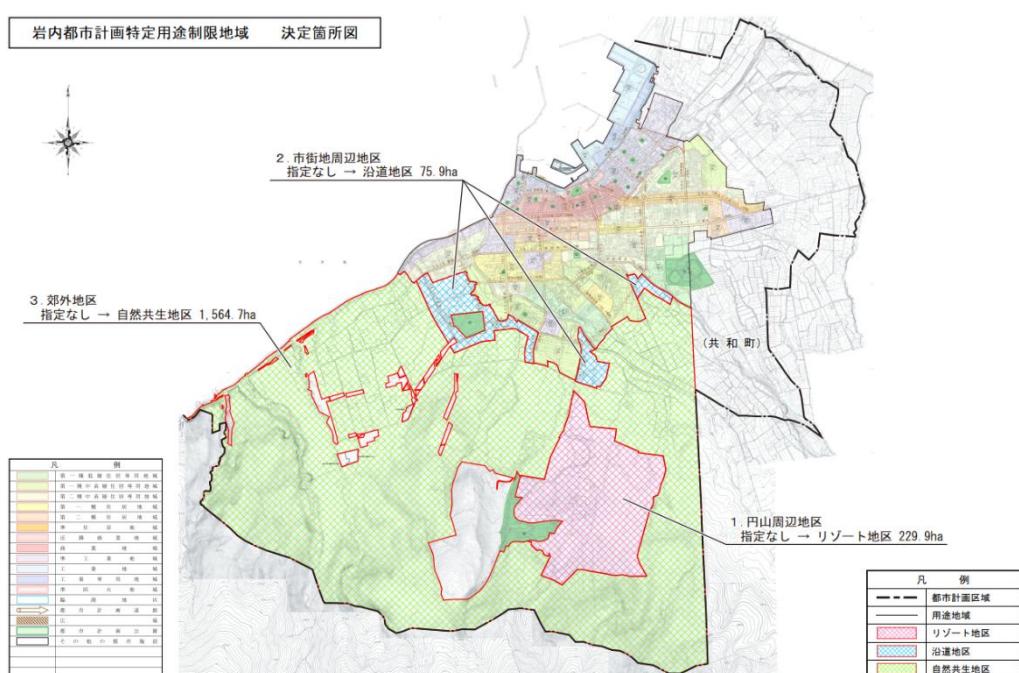


図 I-1 岩内町特定用途制限地域

(2) 岩内町立地適正化計画

人口減少が進行しても、持続可能な都市経営を可能とするため、都市機能を集約化するコンパクトなまちづくりと公共交通による拠点間のネットワーク化を推進するための計画です。下記のとおり居住誘導区域、都市機能誘導区域が設定されています。

再エネゾーニングでは、「居住誘導区域」を市街化区域と同等とみなし、居住誘導区域内を「市街地」として、再エネの導入において居住環境の保全に特に留意するものとします。

表 I-2. 居住誘導区域及び都市機能誘導区域

地区指定	考え方
①居住誘導区域	一定のエリアで人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域
②都市機能誘導区域	居住誘導区域内に設定され、医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域

[出典]岩内町 HP の情報を基に作成

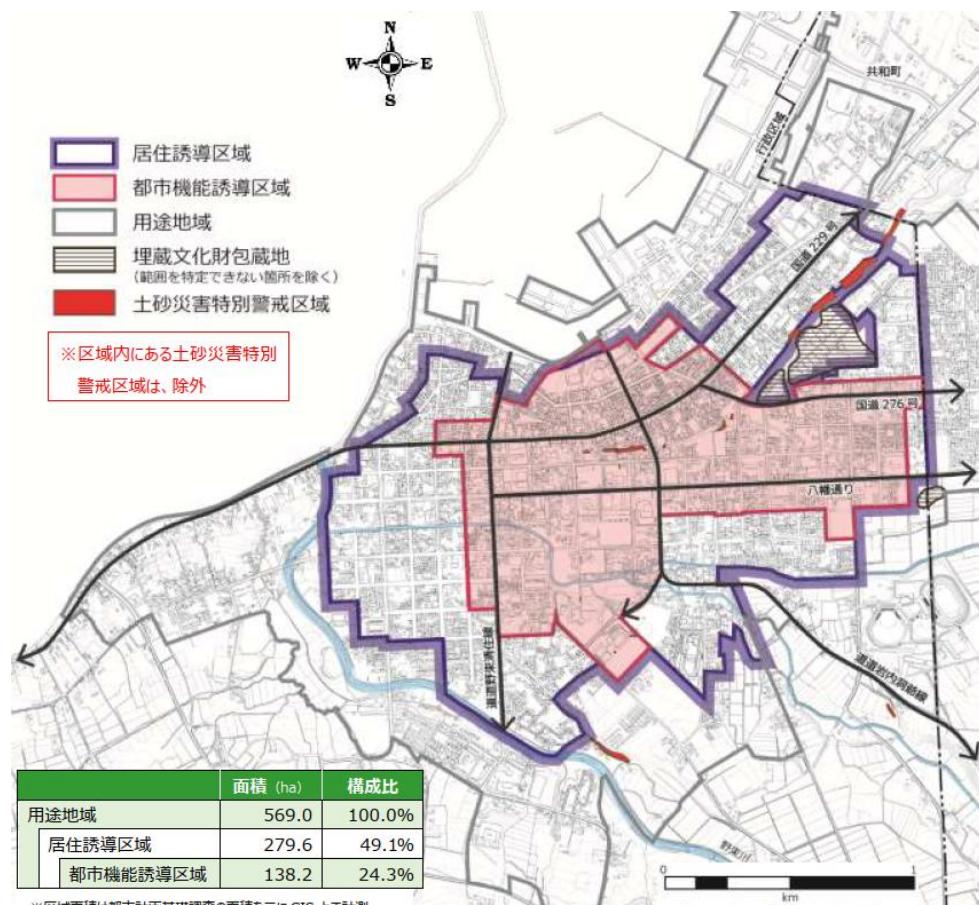


図 I-2 居住誘導区域及び都市機能誘導区域

(3) 北海道景観計画

本町の全域は、北海道が策定する景観計画区域に含まれており、一定規模以上の建築物や工作物を新築する場合、下記の「届出対象行為」に該当する場合は届出が必要となるほか、景観について一定の配慮が求められます。

表 I-3. 主な届出対象行為及び景観形成基準(抜粋)

届出対象行為	規模	景観形成の基準
建築物でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築等	高さ 13m 又は 延べ面積 2,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ○景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、<u>周辺からの眺望に配慮した位置・配置</u>とすること。
工作物でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築等 ウ 風力発電設備 シ 太陽電池発電設備	ウ：高さ 15m シ：高さ 5 m 又は 建築面積 2,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 ○<u>外観には、周辺景観と調和する色彩</u>を用いること。

(4) 岩内町ゼロカーボンビジョン

2050 年カーボンニュートラルを実現するための方針や取り組み等を整理した計画です。基本理念「人と自然にやさしい安心して暮らせる持続可能なゼロカーボン指定の実現」のもと、下表の 4 つの基本方針と、次頁表の 5 つの重点事業を示しています。

再エネゾーニングでは、重点施策の「再エネの最大限導入」を受け、そうした展開が可能なゾーニングを目指します。また、重点施策に寄与する再エネを対象として検討するものとします。

表 I-4. 4つの基本方針

①自立・分散型社会の展開	地域の特性に合わせた分散的なシステムや仕組みの導入を推進することで、地域に新しい産業を興し、既存産業の活性化につなげます。
②地域循環共生圏の基盤強化	地域のヒト・モノ・カネを地産地消することで、地域特有の資源を地域間（町内・域外）で保管し、地域の活力が最大限に発揮される街を目指します。
③観光業・第一次産業等の地場産業の振興	地域資源を有効活用し、再エネの導入や地域循環の仕組みの構築により、事業メリットを継続的に地域循環させ、地場産業の振興を図ります。
④地域住民の安全・安心	避難所などの緊急時に電力を必要とする施設には、再エネ機器の導入や、再エネ電力を供給できるシステムの構築を目指します。

表 I-5. 重点施策

重点施策	具体的内容
①再エネの最大導入	<ul style="list-style-type: none"> ○需給一体型再エネの導入 (PPA による公共施設や遊休地への太陽光発電設備の設置) ○大規模電源の開発 (町による導入可能性調査、民間企業誘致) ○新技術の積極的活用 (企業や研究機関に技術実証の場を提供)
②地産地消型エネルギーシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○温泉熱活用システムを用いた脱炭素地域の構築 (温泉排湯活用型ヒートポンプ、町から温泉事業者へ給湯・暖房用温水の集中配湯) ○再エネ電力を用いた水産養殖事業と地産品の創出 ○ホテル・水産加工業等の食物残渣を活用したメタン発酵発電事業構築 ○避難所における再エネ導入 (太陽光発電設備及び蓄電池を導入) ○公共施設を中心とした再エネ等を活用した脱炭素と防災性向上区域の構築 (再エネ、コーチェネレーションシステム、水素利用設備等導入) ○ごみ焼却排熱を活用した岩宇4町村広域連携を目指した脱炭素地域の構築
③快適性を損なわない省エネ型ライフスタイルの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ゼロカーボン住宅・建物の推進 ○省エネ型機器の購入支援 ○町内モビリティのEV化及び充電インフラ構築 (公用車EV化、再エネ電力活用、EVバス導入) ○自動運転技術を活用した温泉エリアと中心市街地のモビリティインフラ構築 ○環境意識の醸成と行動の推進
④ゼロカーボンを軸としたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○工業団地のゼロカーボン化及び企業の誘致 ○研究機関の誘致と産業の集積による地場産業の競争力強化と定住促進 ○地場産業での再エネ活用による環境教育利用
⑤豊かな自然環境との共生	<ul style="list-style-type: none"> ○温泉リゾートエリア等における持続可能な環境経営の推進 ○地場産業を活用したグリーンインフラの整備推進 (廃棄物のエネルギー利用や農業利用) ○森林資源の維持管理 (町が管理していなかった森林の管理) ○ブルーカーボン (クレジット化・販売、藻場造成の資金調達)

資料編 II. 再エネゾーニングにおける各法規制等に基づく地図情報

再エネゾーニングにおける各法規制等に基づく地図情報を次頁以降に以下の項目順に示します。

【自然条件】国定公園／植生自然度／藻場／生物多様性の観点から重要度の高い海域／河口規制区域

【防災】土砂災害警戒区域／土砂災害危険個所／保安林／国有林、地域森林計画対象民有林

山地災害危険個所／津波浸水想定地域／海岸保全地域

【土地利用】漁業集落境界／農業振興地域／農用地区域／用途地域／特定用途制限地域

立地適正化計画の指定地域／都市公園／墓地

学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設等／河川区域／道路

【生活環境】騒音・振動規制地域／悪臭規制地域／水源保護地域・水源涵養保全地域／避難所

ヘリポート

【景観観光】埋蔵文化財包蔵地／岩内町指定有形文化財等／観光資源・自然景観資源／キャンプ場

海が見える主要な眺望点

【空域水域利用】漁業権／港湾区域、港湾、漁港、海底輸送管

【事業性その他】泊発電所半径 10km 圏／傾斜度／太陽光発電（土地系）年間発電電力量ポテンシャル

陸上風力発電年間発電電力量ポテンシャル／陸上風力発電 風況／点データ

【国定公園】

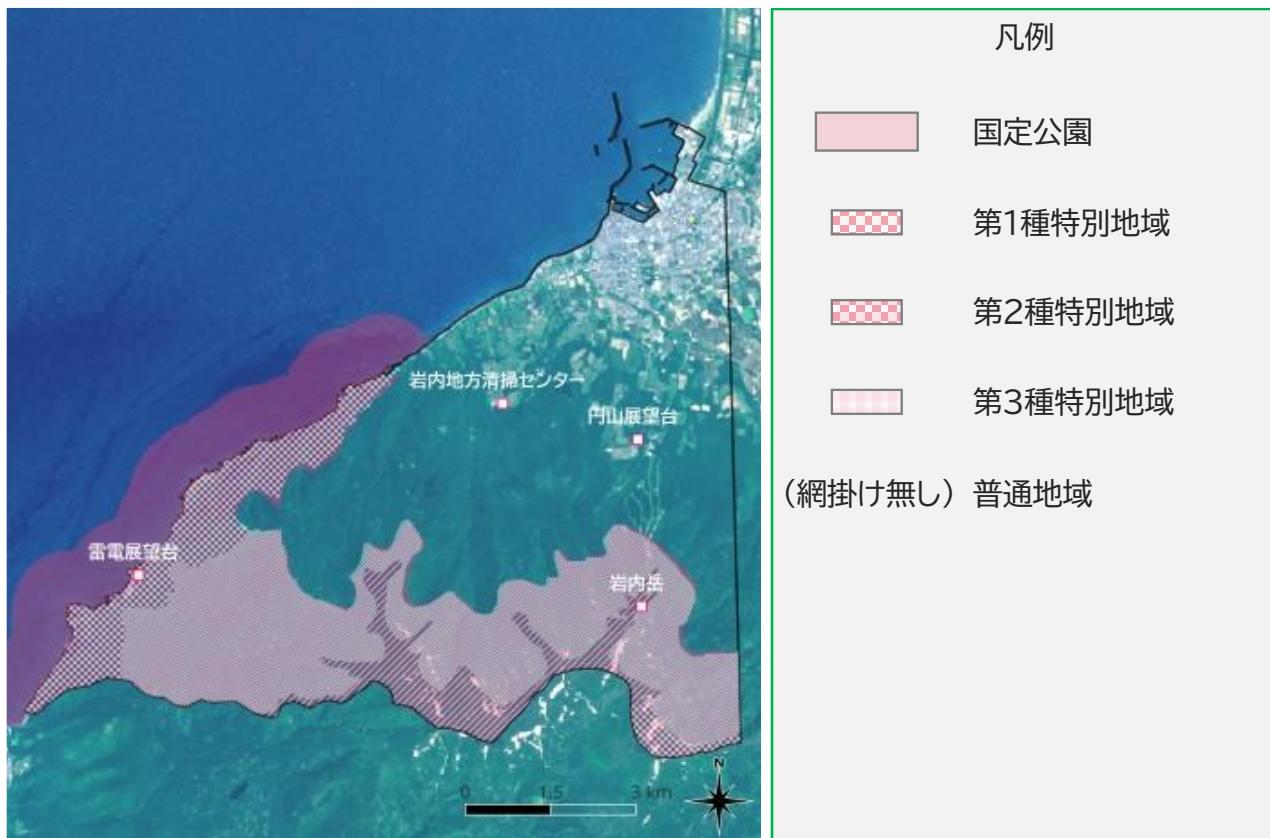


図 II-1 国定公園(第1～3種特別地域を区分)

【植生自然度】

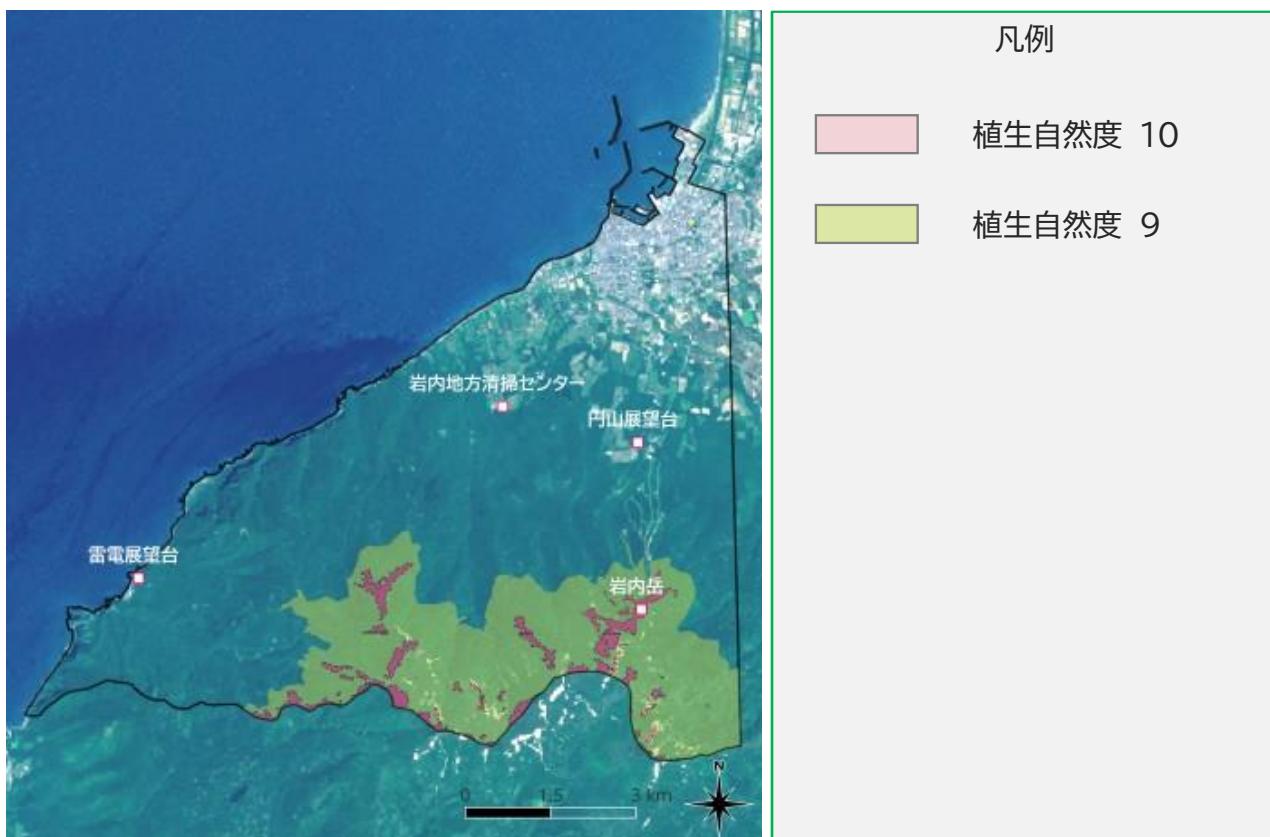


図 II-2 植生自然度(自然保護が求められる 9、10 の地域)

【藻場】

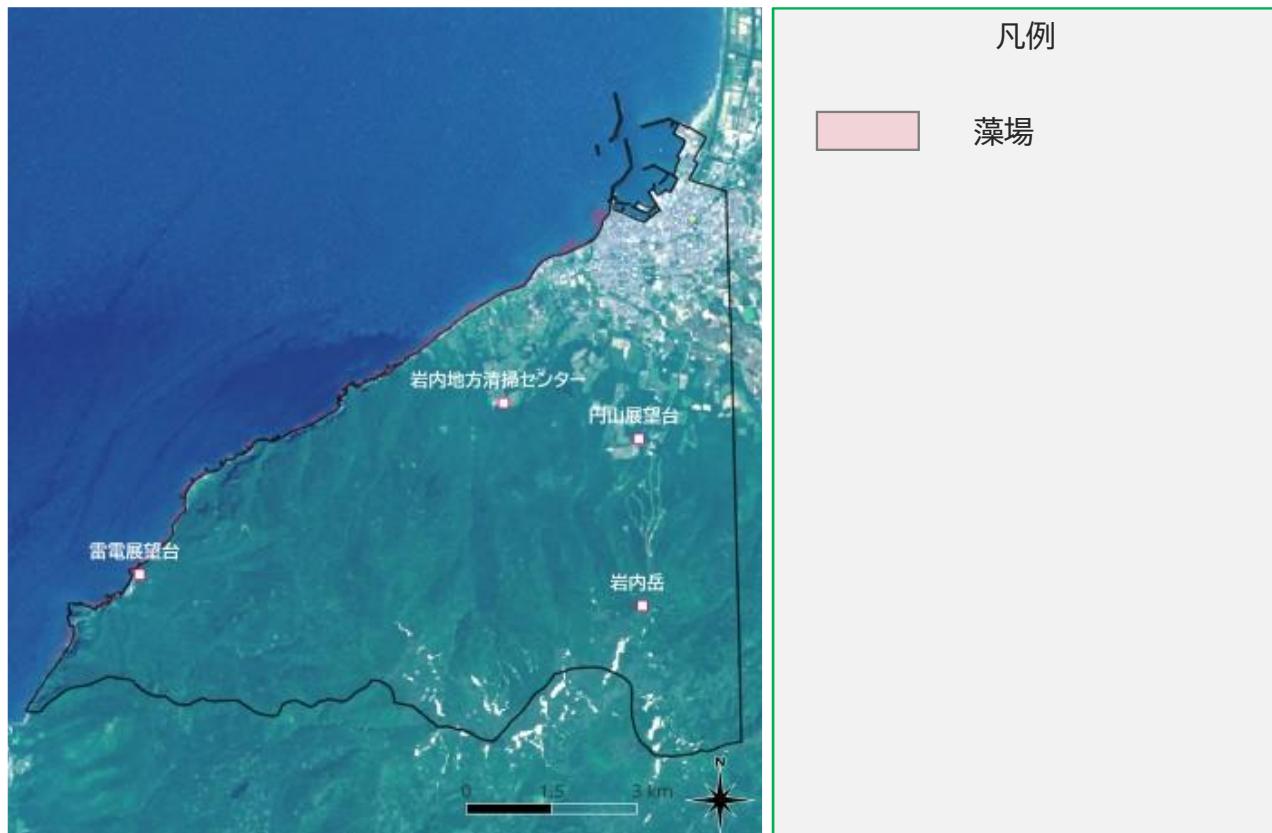


図 II-3 藻場

【生物多様性の観点から重要度の高い海域】

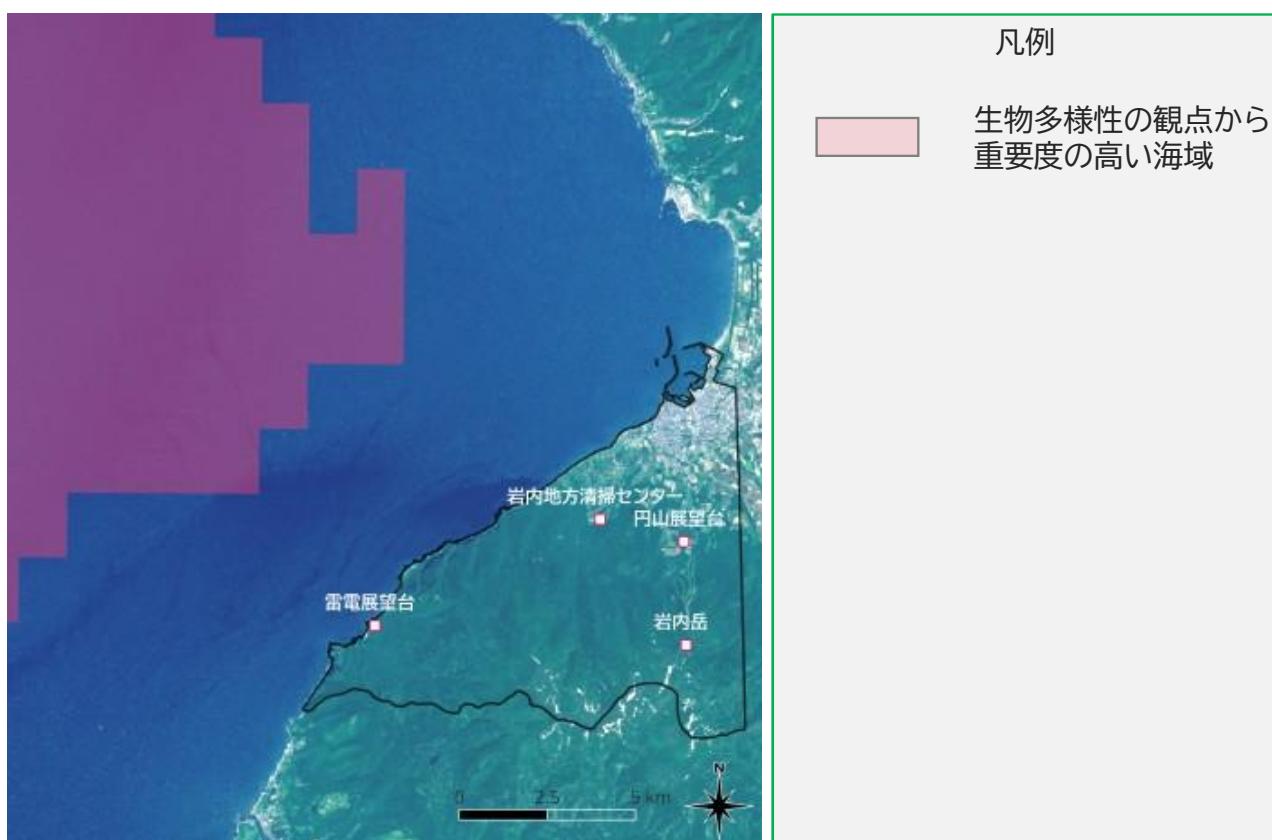


図 II-4 生物多様性の観点から重要度の高い海域

【河口規制区域(さけ・ます)】

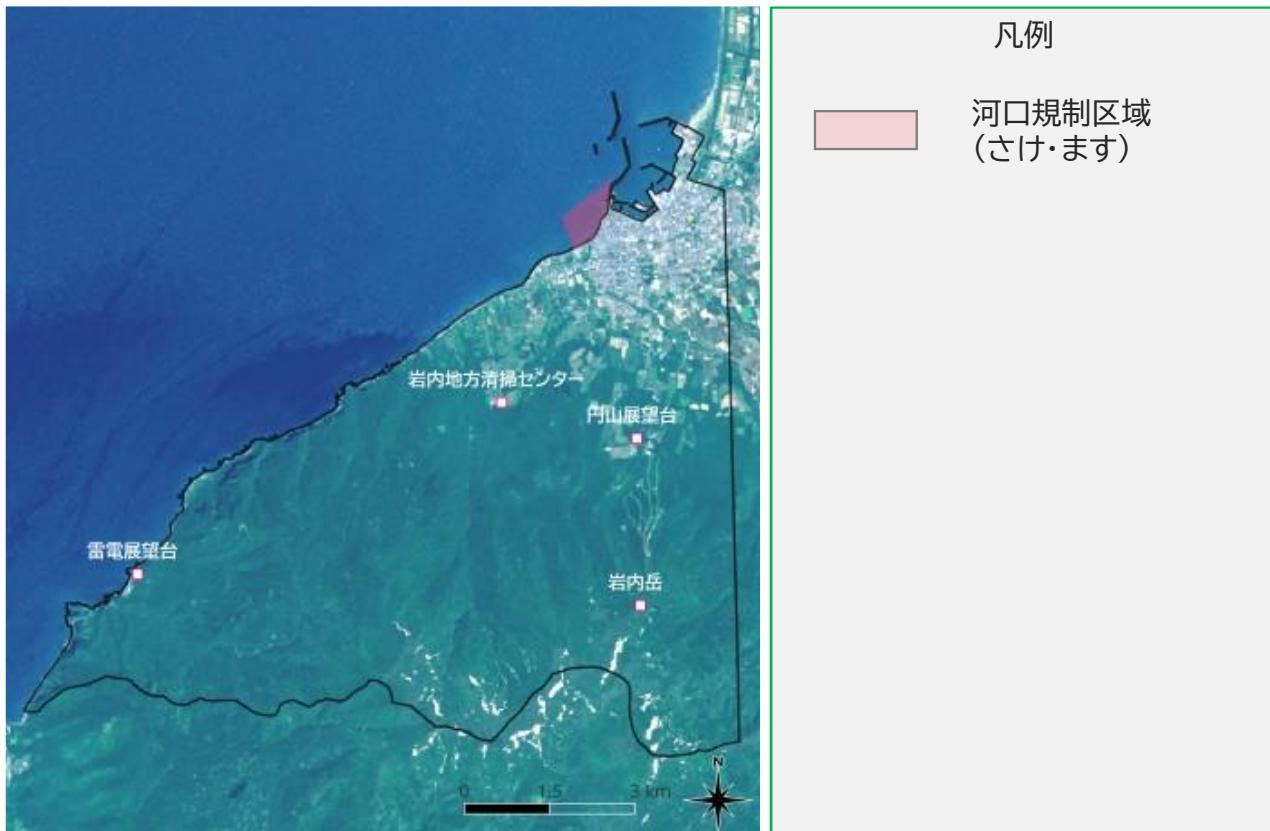


図 II-5 河口規制区域(さけ・ます)

【土砂災害警戒区域】

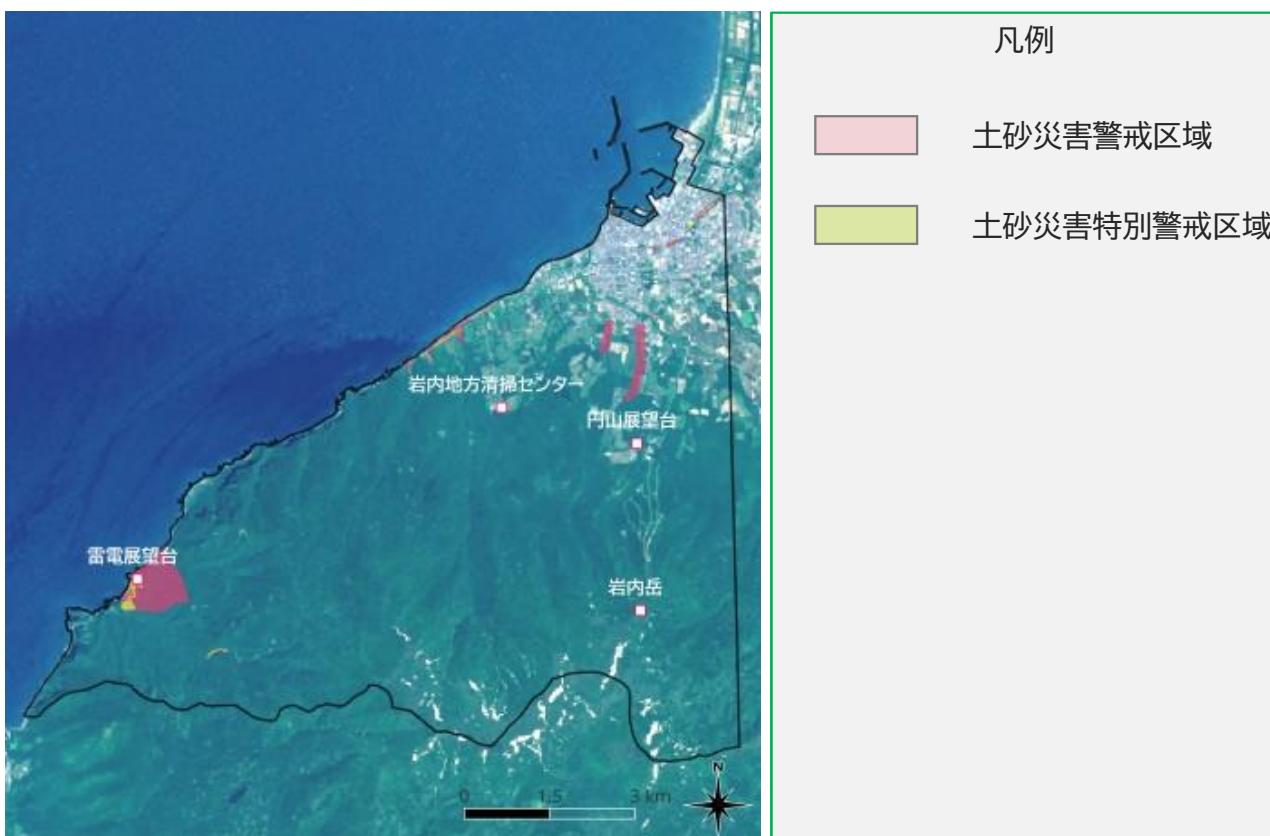


図 II-6 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

【土砂災害危険個所】

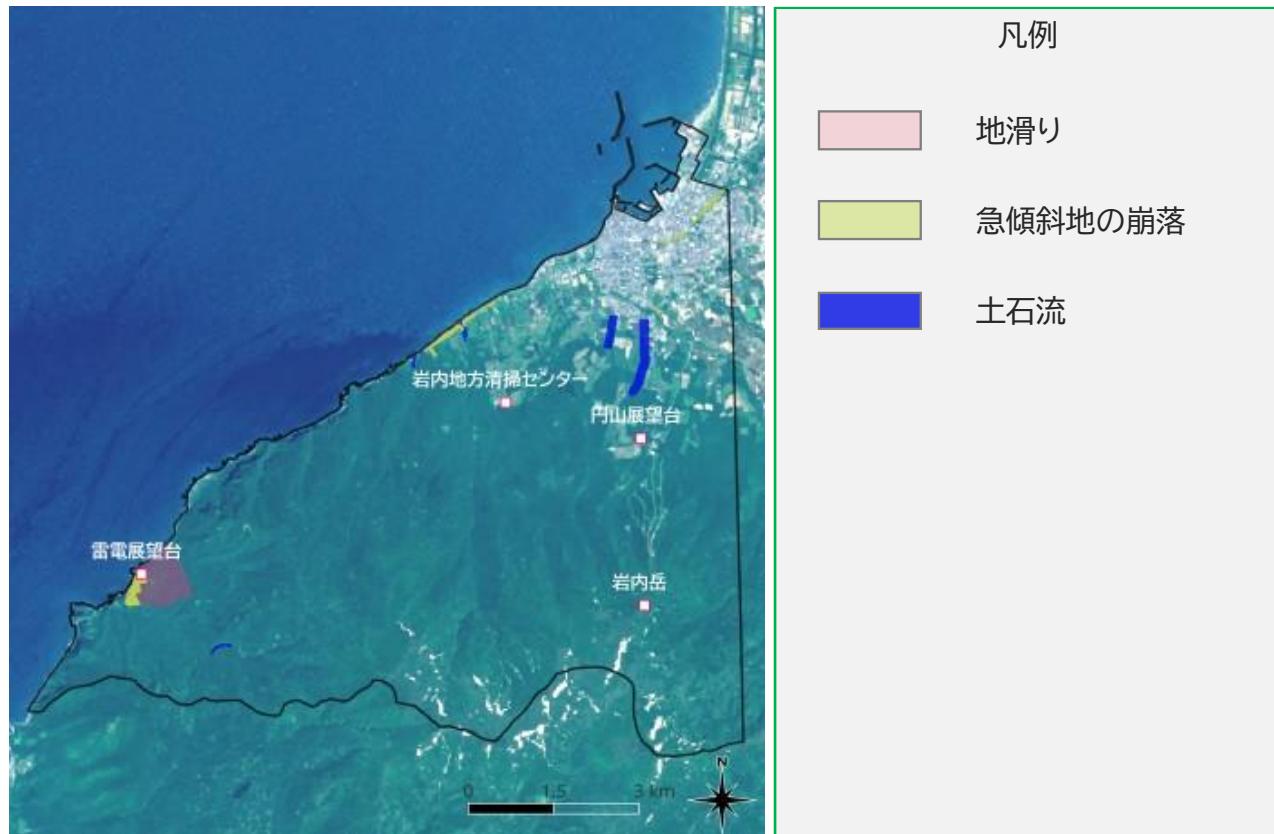


図 II-7 土砂災害危険個所(地滑り・急傾斜地の崩落・土石流)

【保安林】

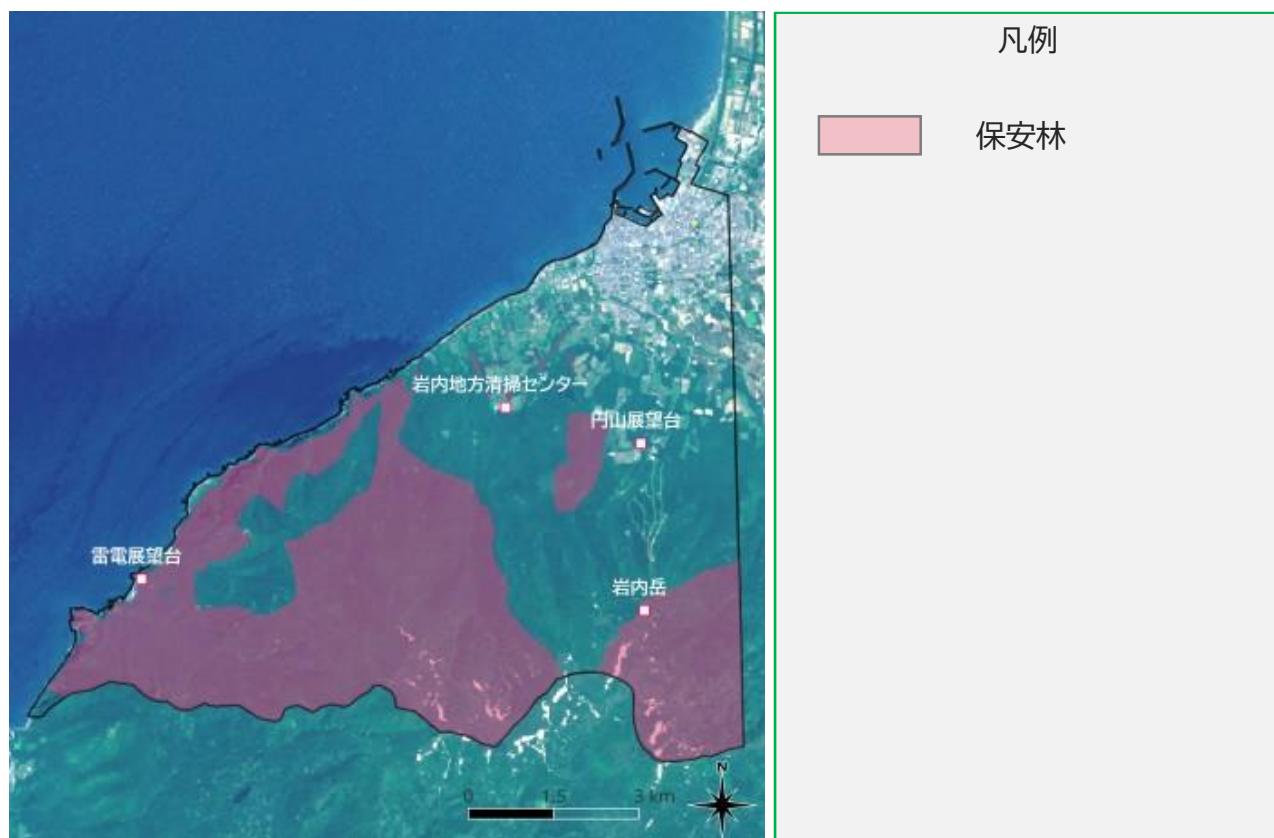


図 II-8 保安林

【国有林・地域森林計画対象民有林】

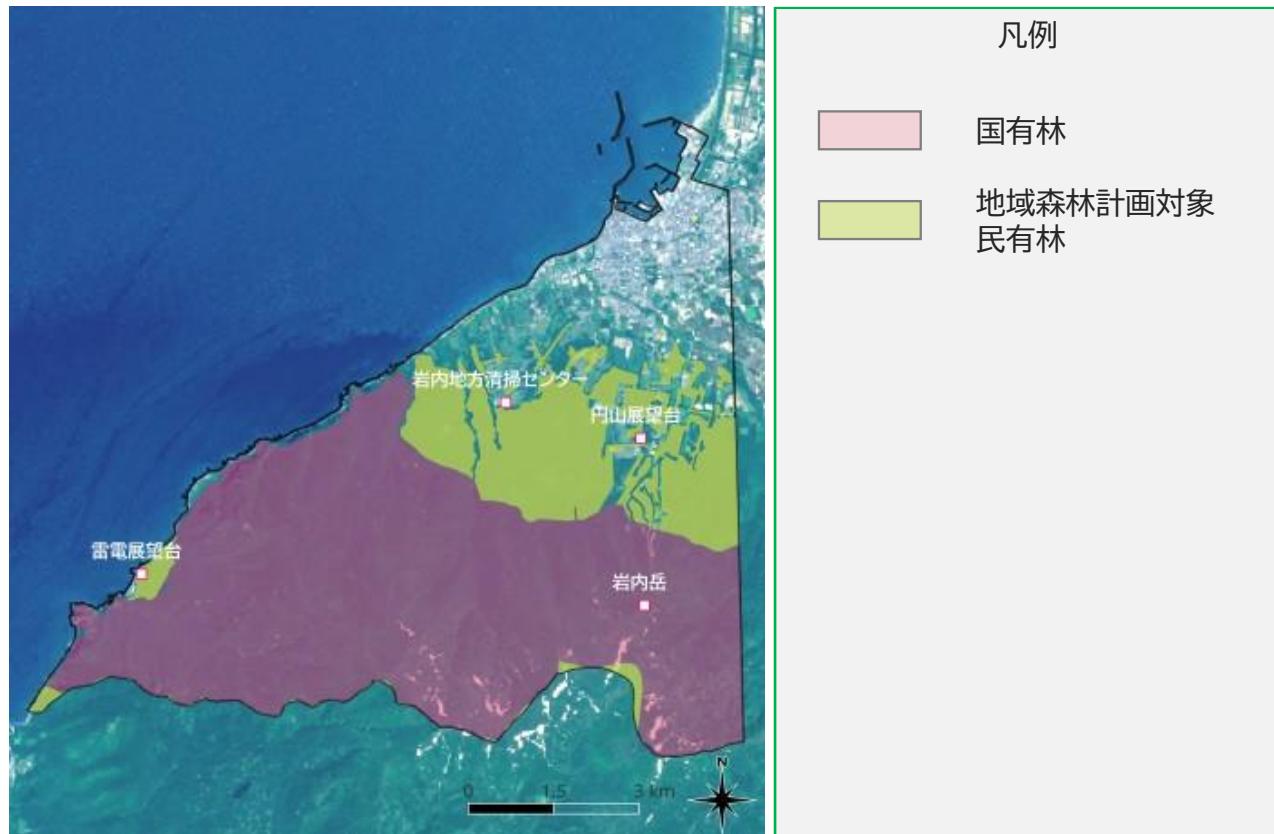


図 II-9 国有林・地域森林計画対象民有林

【山地災害危険個所】

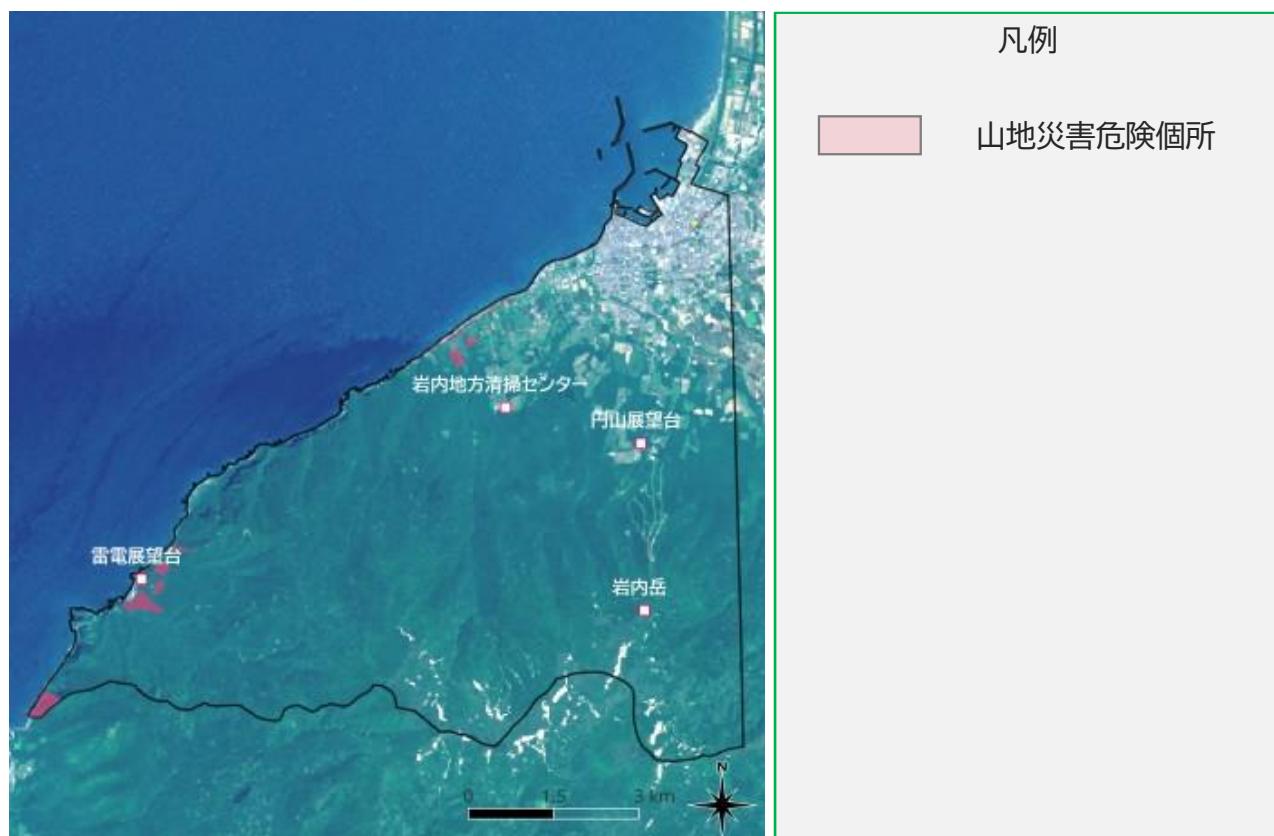


図 II-10 山地災害危険個所

【津波浸水想定地域】

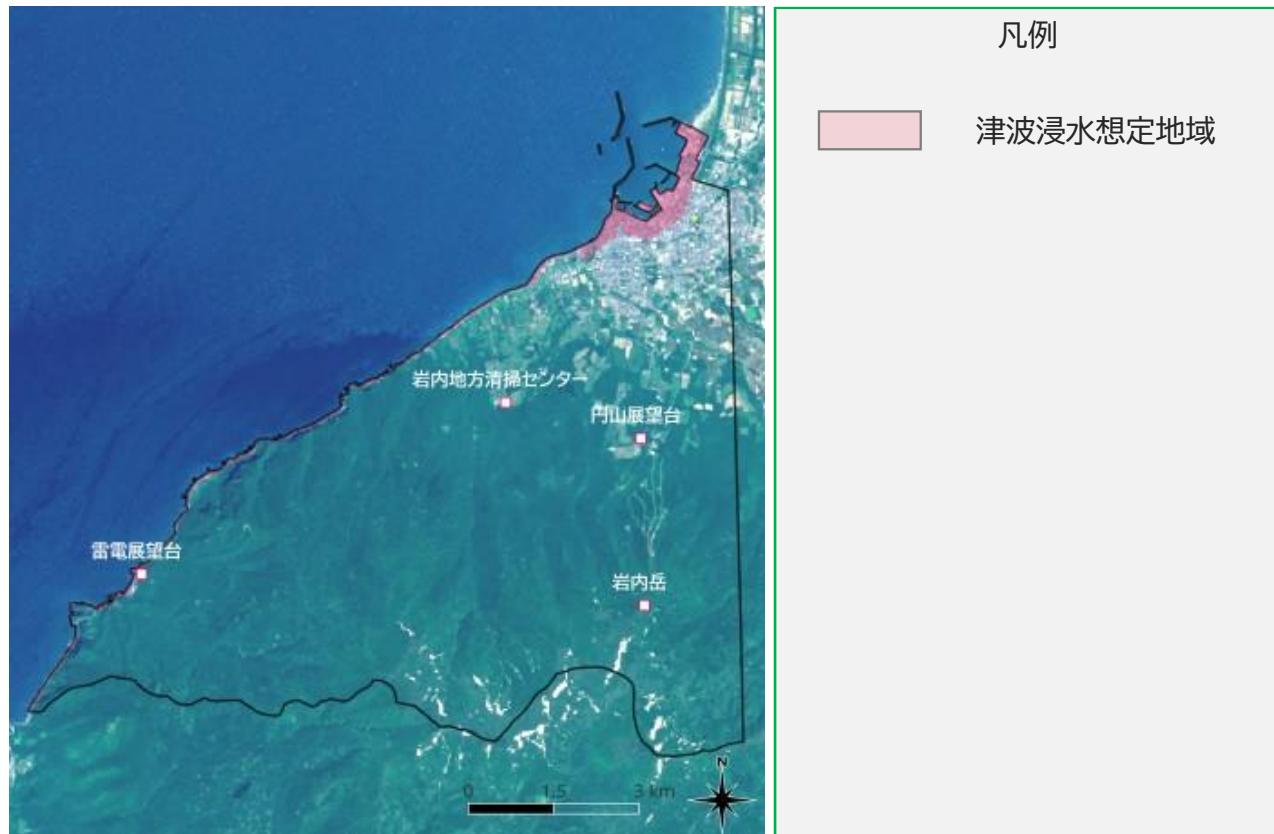


図 II-11 津波浸水想定地域

【海岸保全地域】

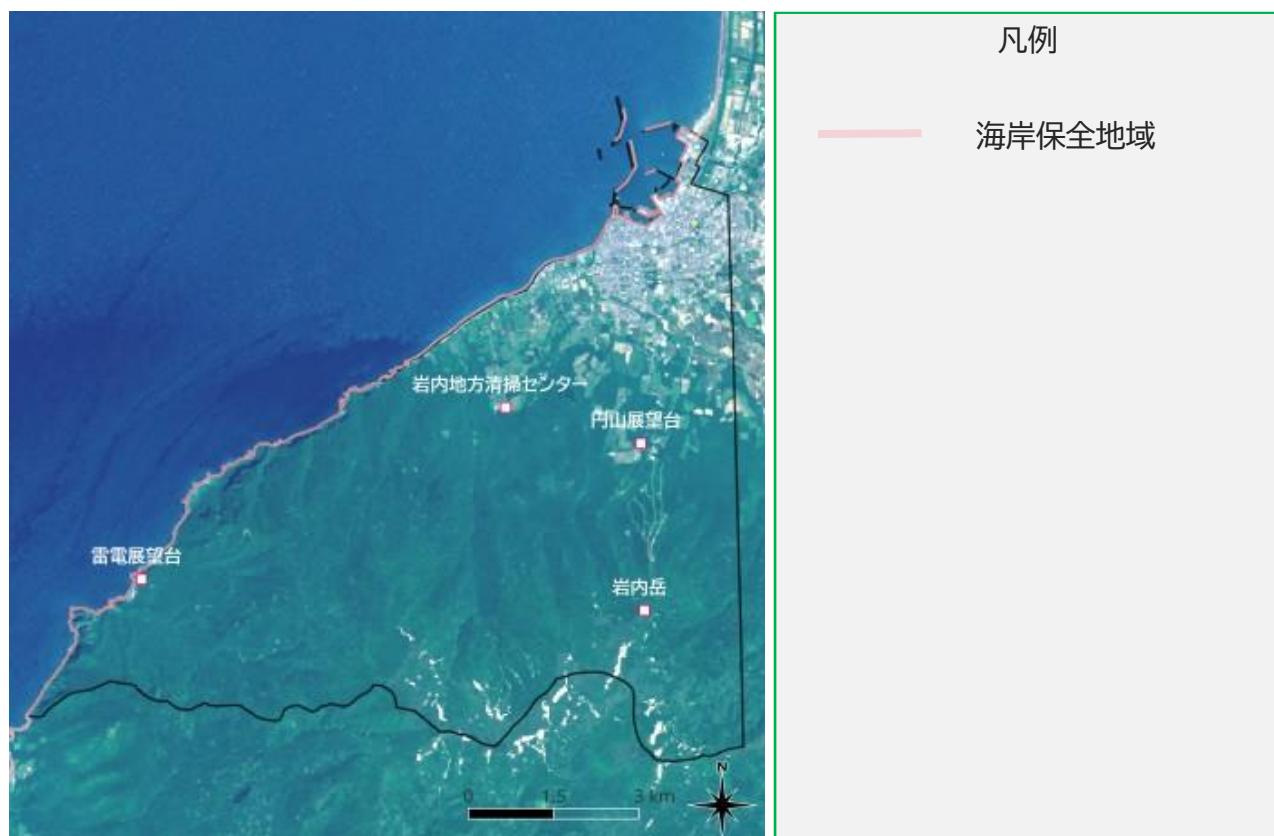


図 II-12 海岸保全地域

【漁業集落境界】

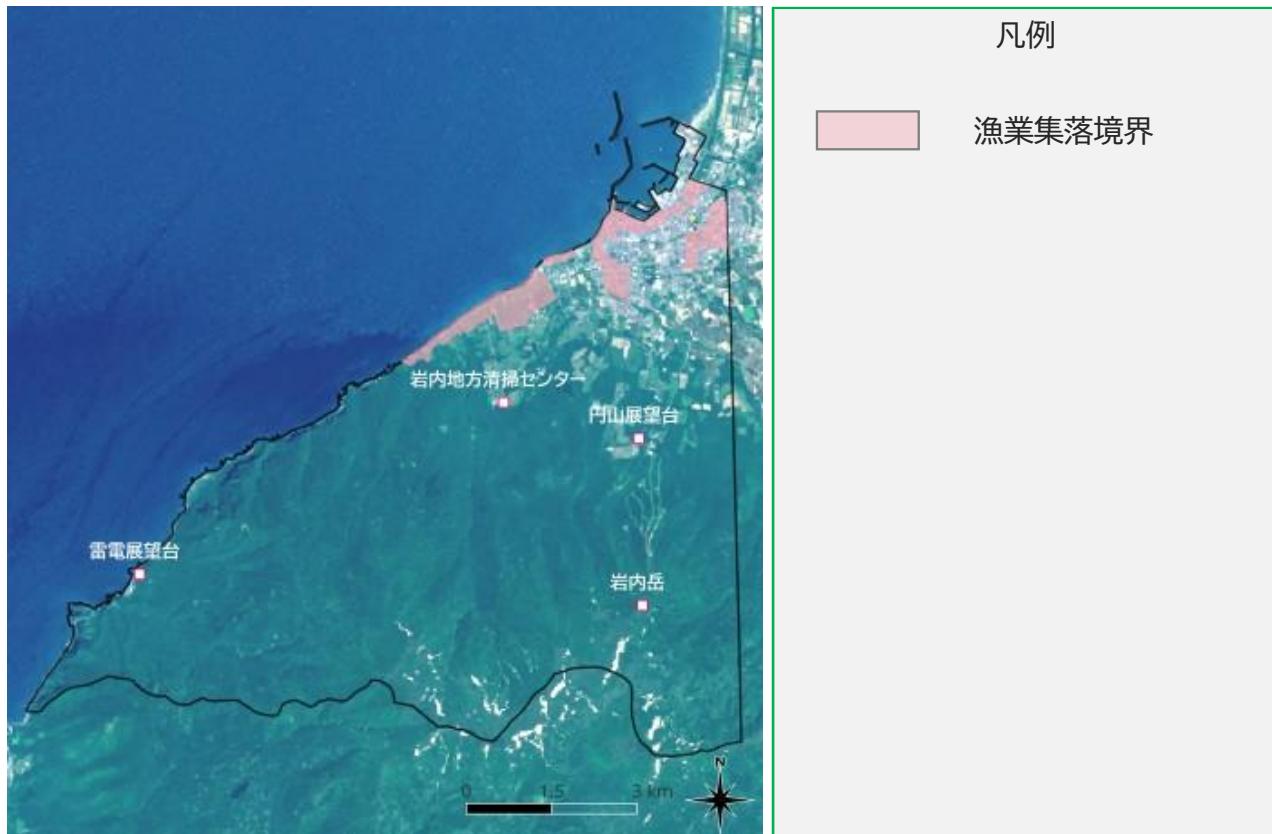


図 II-13 漁業集落境界

【農業振興地域】

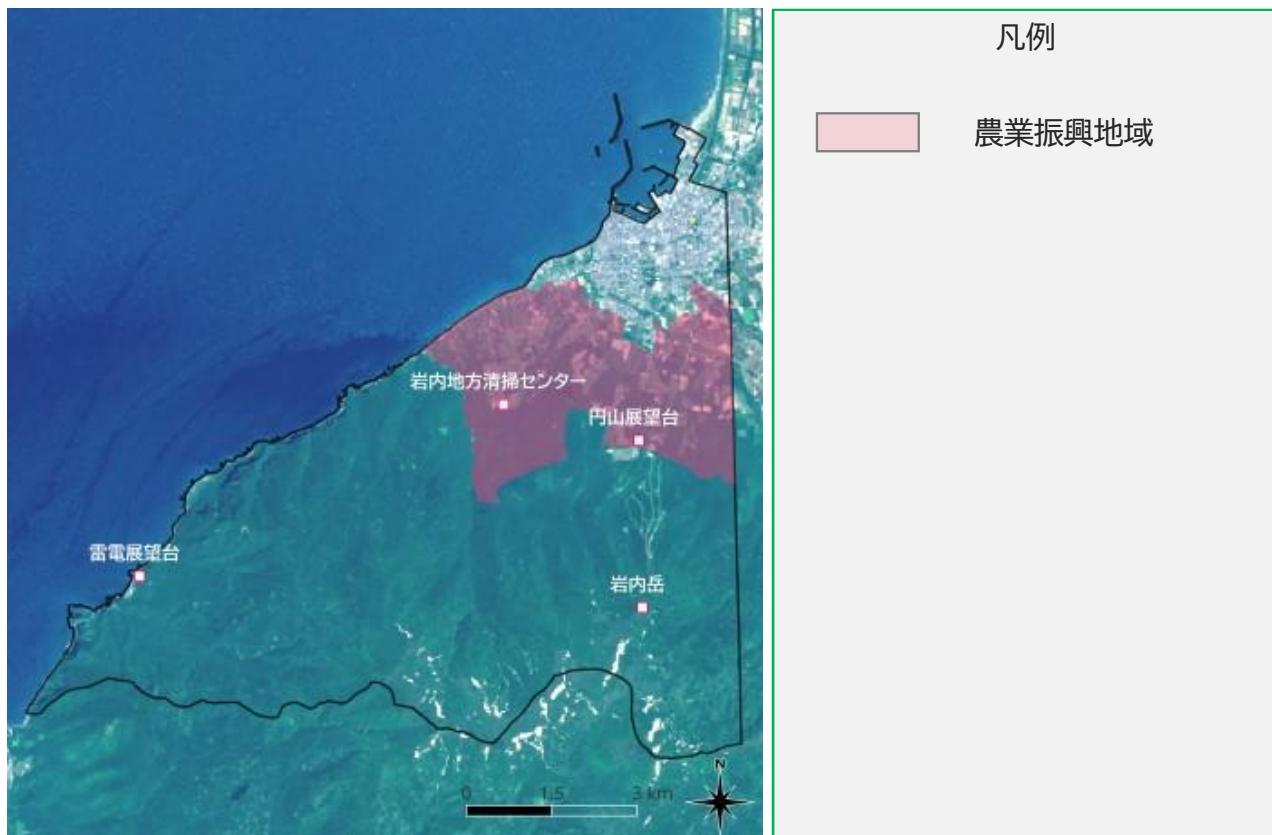


図 II-14 農業振興地域

【農用地区域】

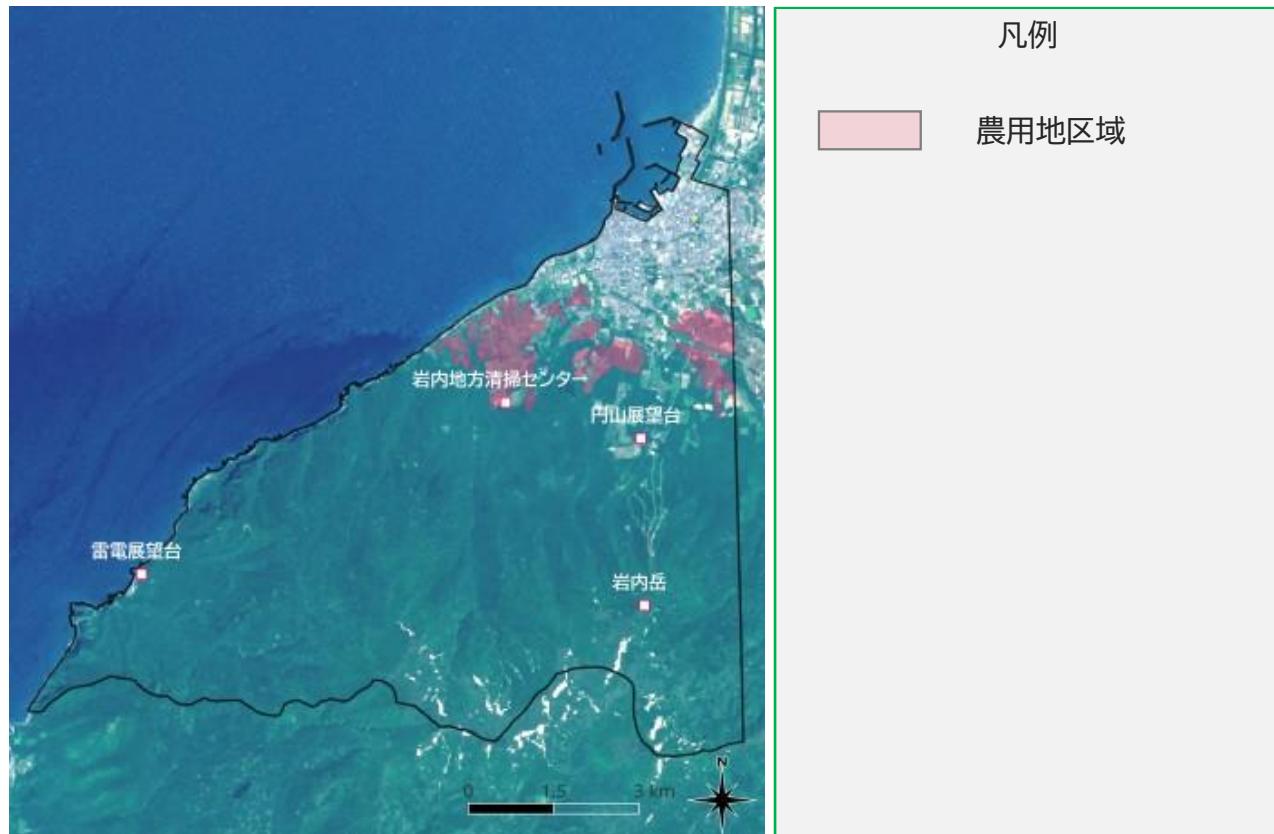


図 II-15 農用地区域

【用途地域】

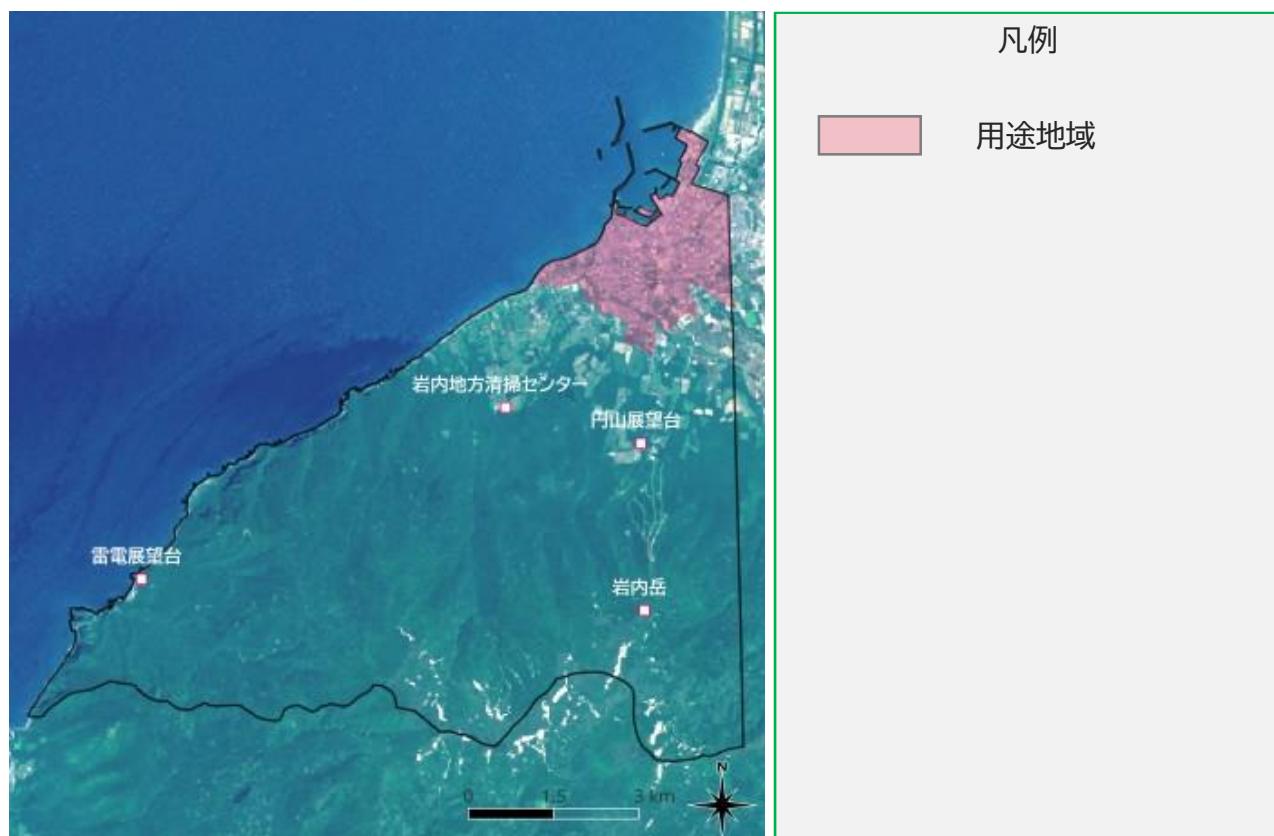


図 II-16 用途地域

【特別用途制限地域】

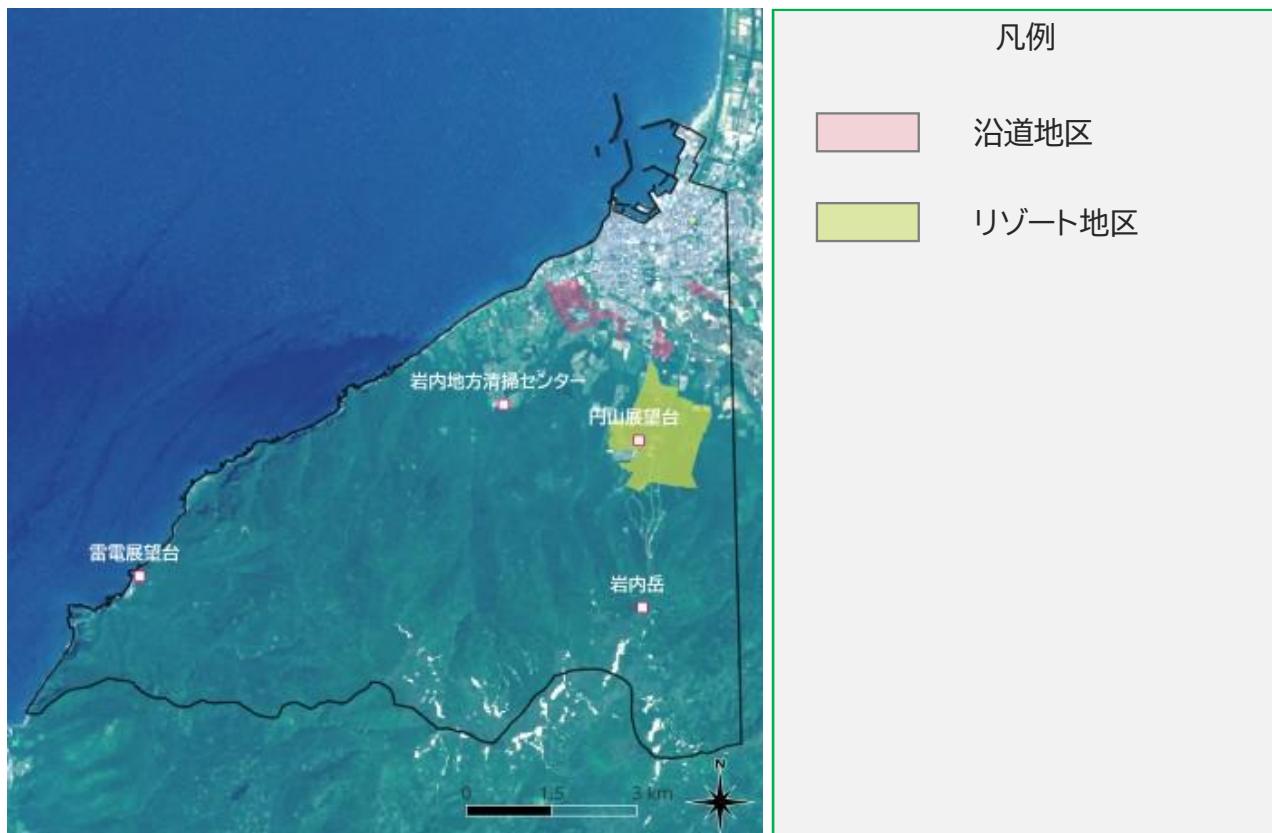


図 II-17 特別用途制限地域

【立地適正化計画の指定地域】

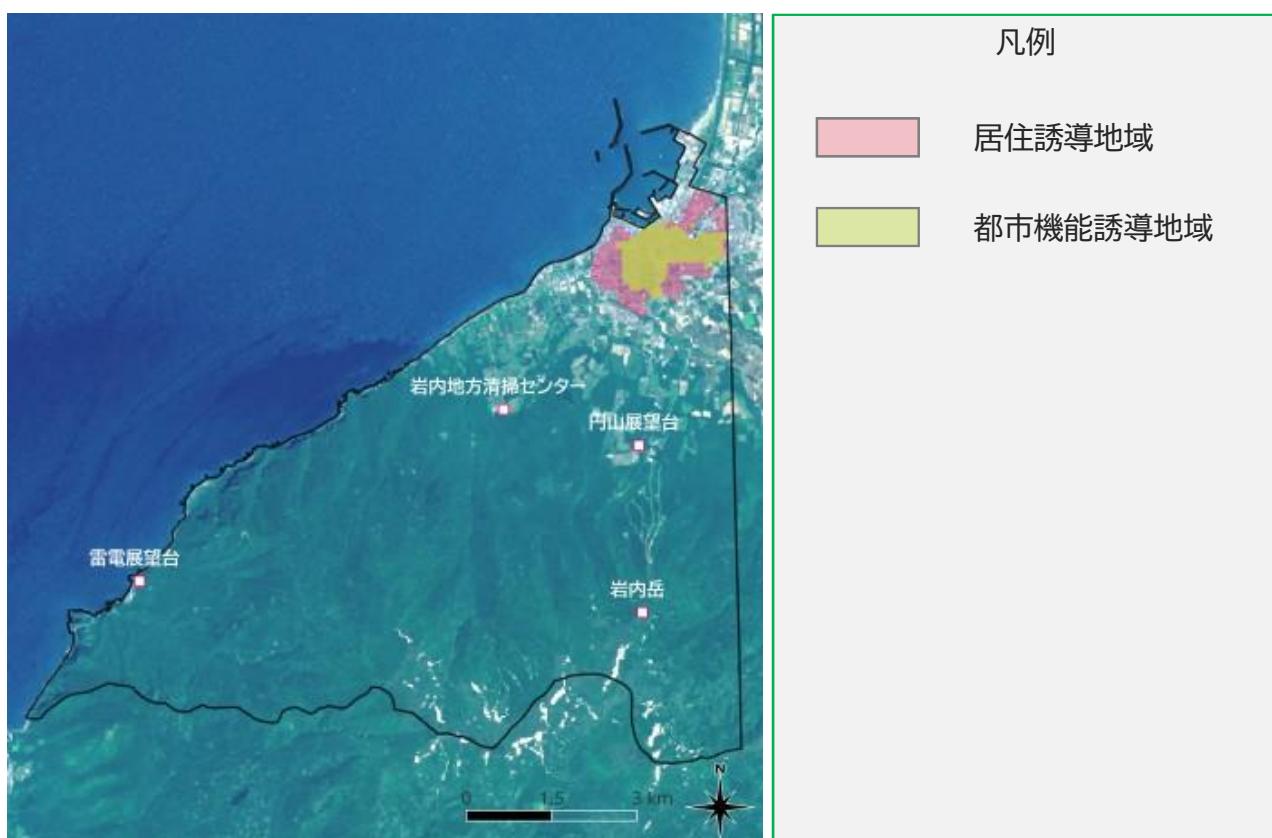


図 II-18 立地適正化計画の指定地域(居住誘導地域・都市機能誘導地域)

【都市公園】

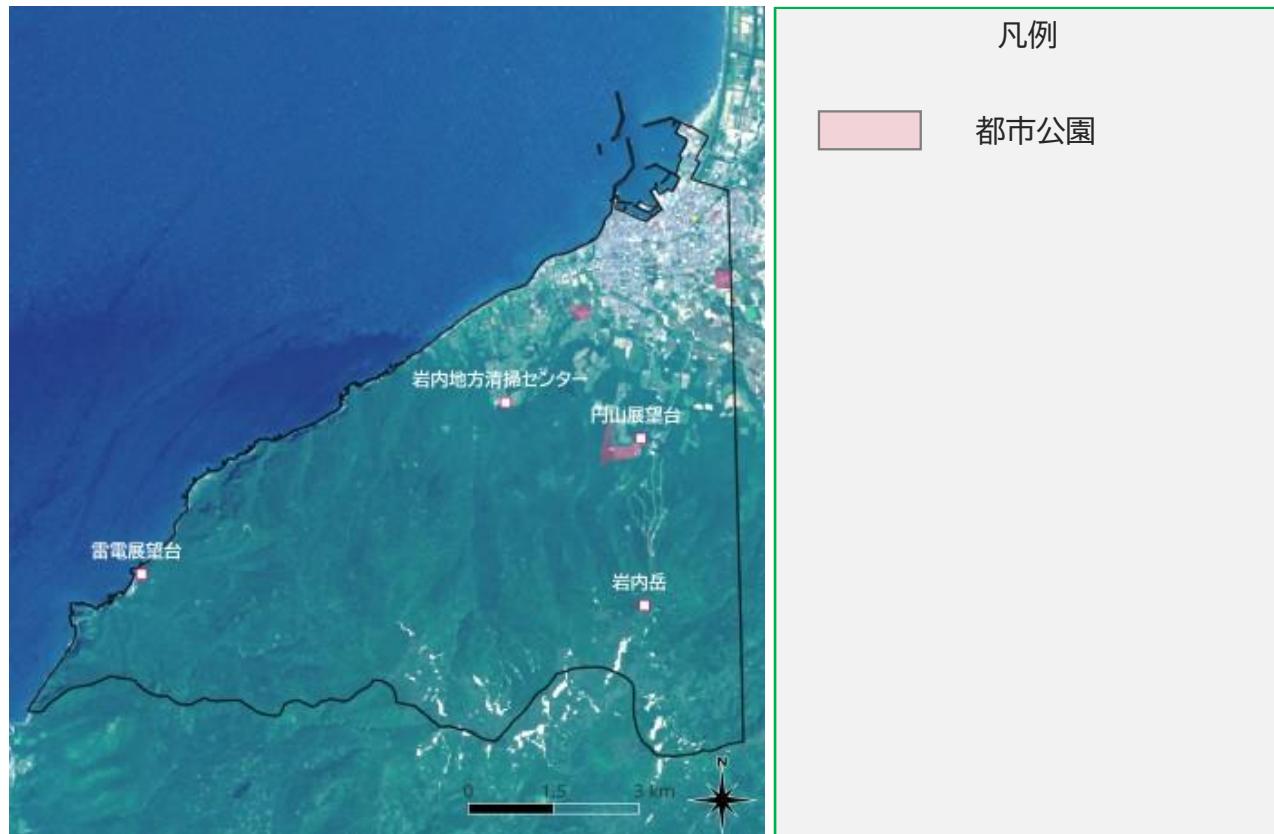


図 II-19 都市公園

【墓地】

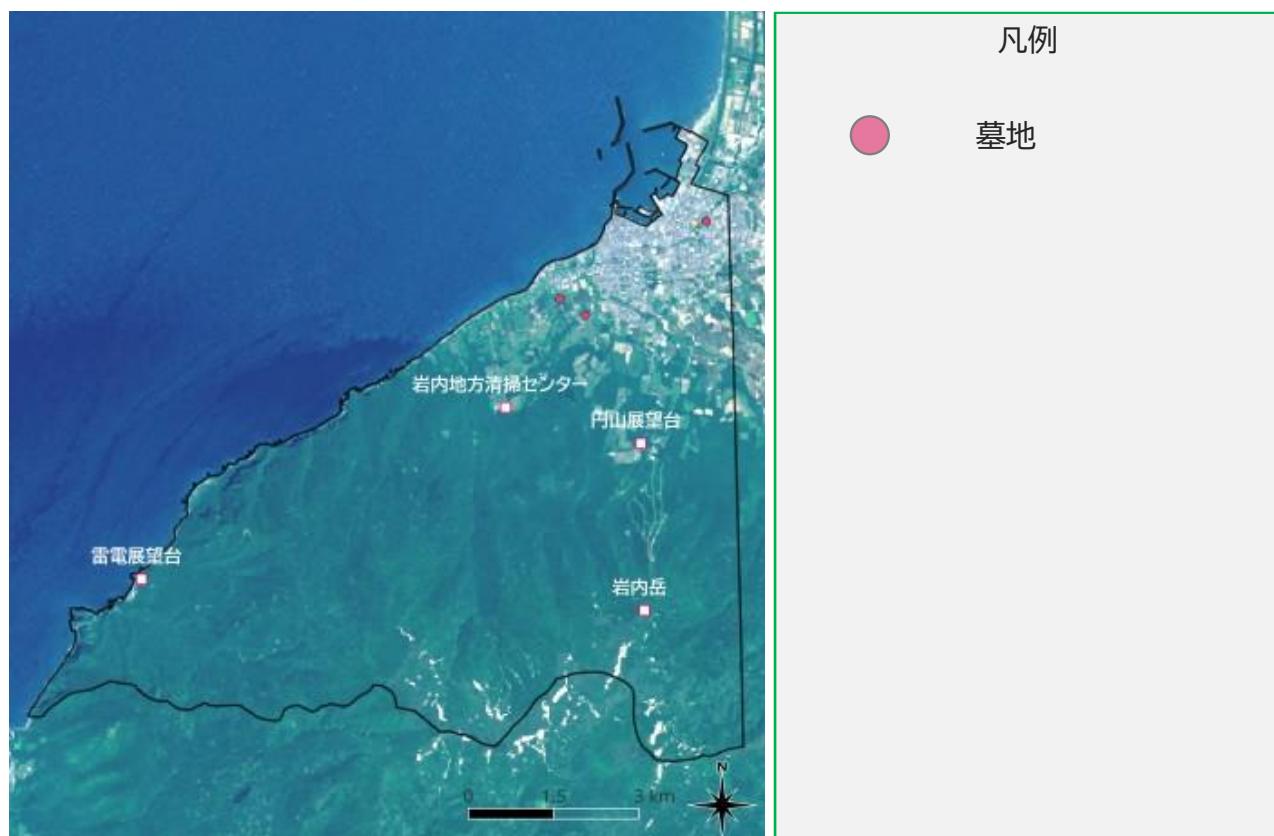


図 II-20 墓地

【学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設等】

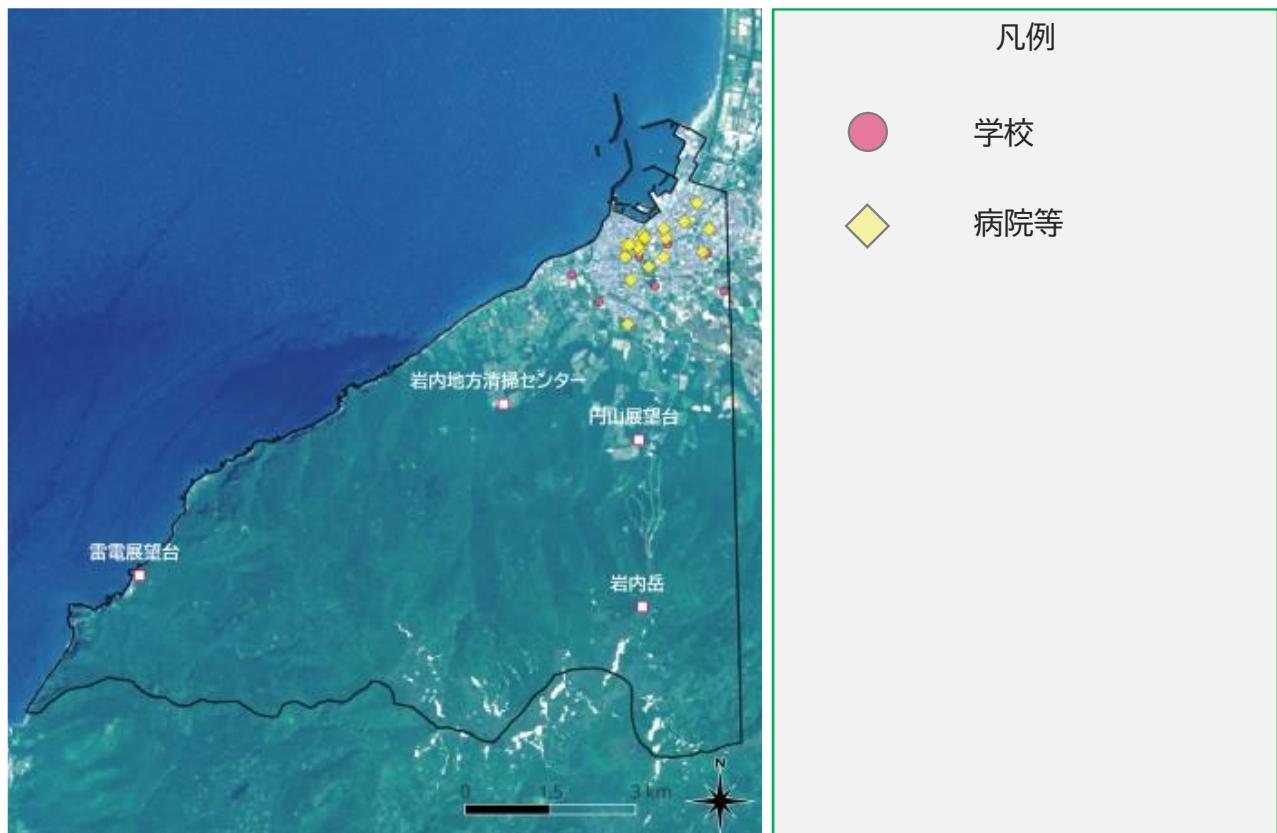


図 II-21 学校・病院等

【河川区域】

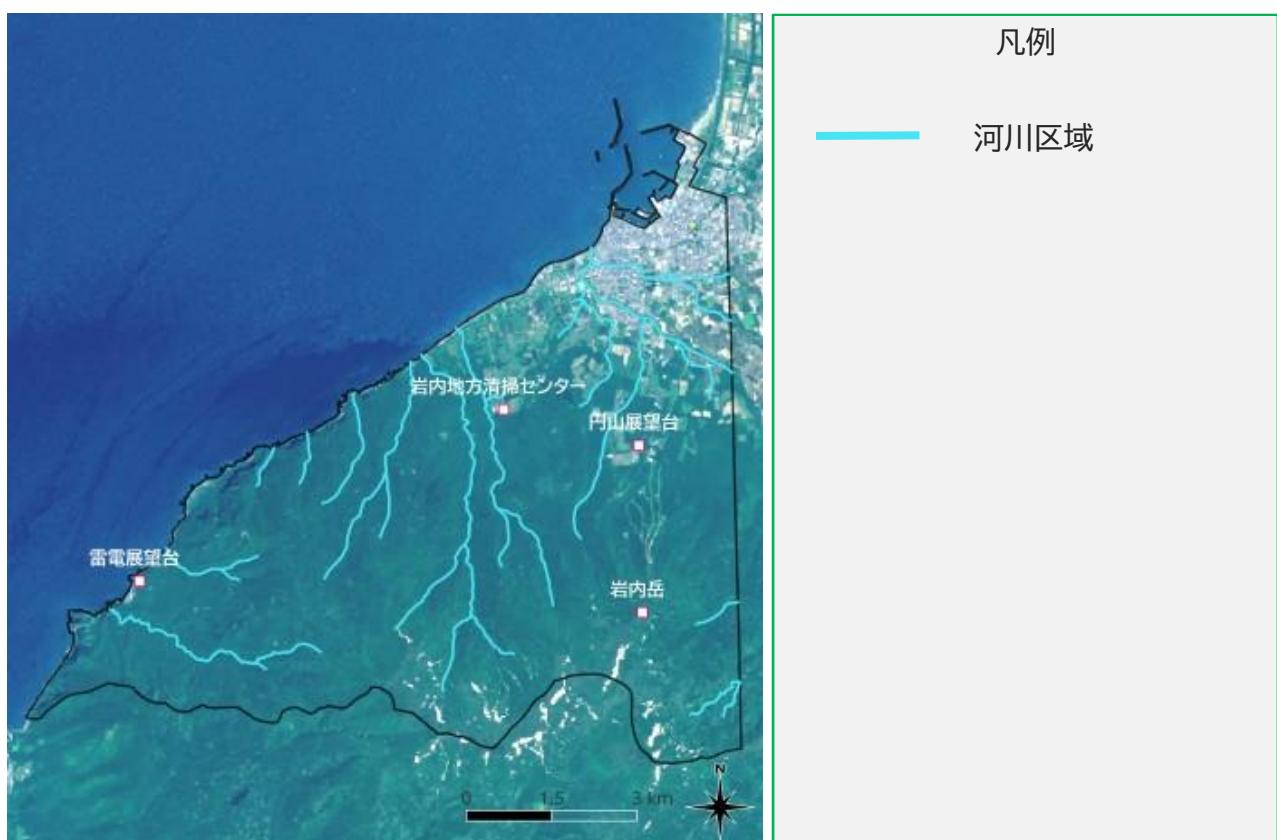


図 II-22 河川区域

【道路】

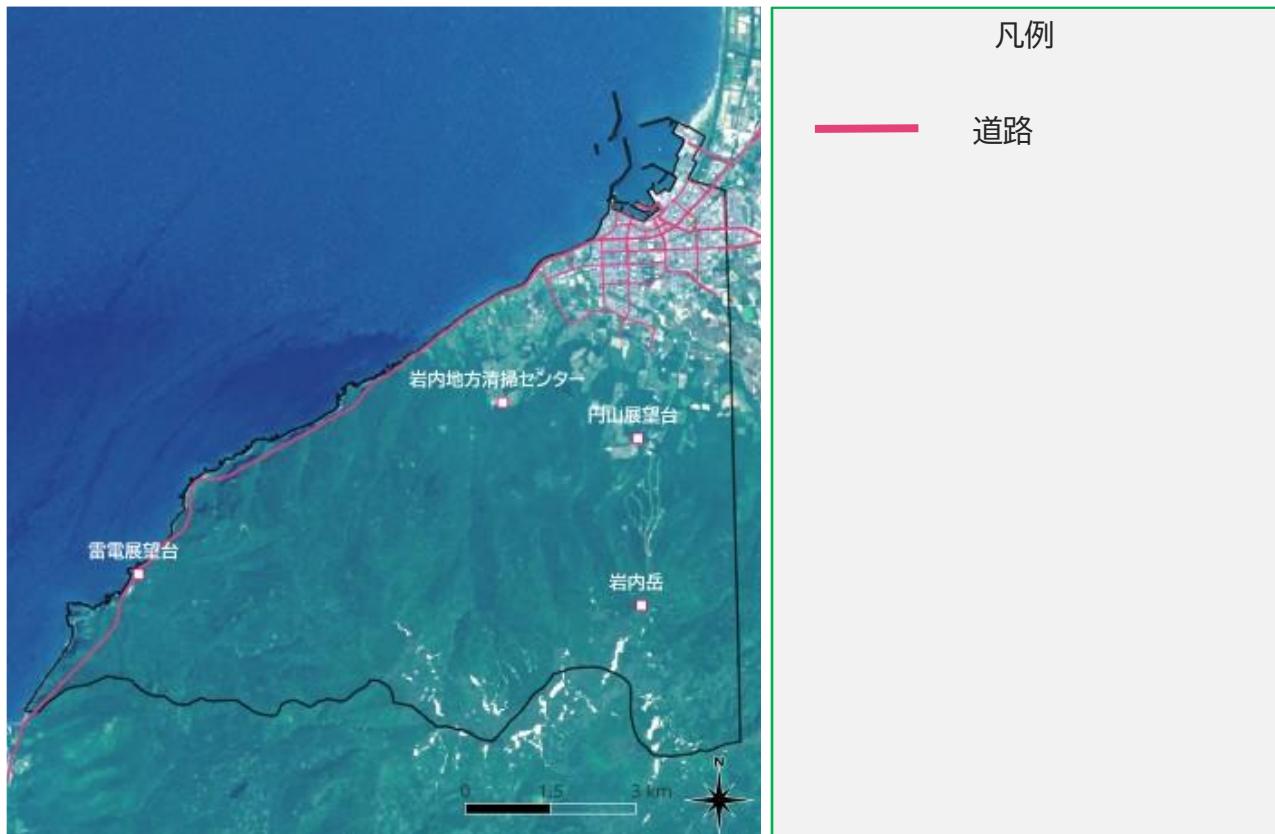


図 II-23 道路

【騒音・振動規制地域】

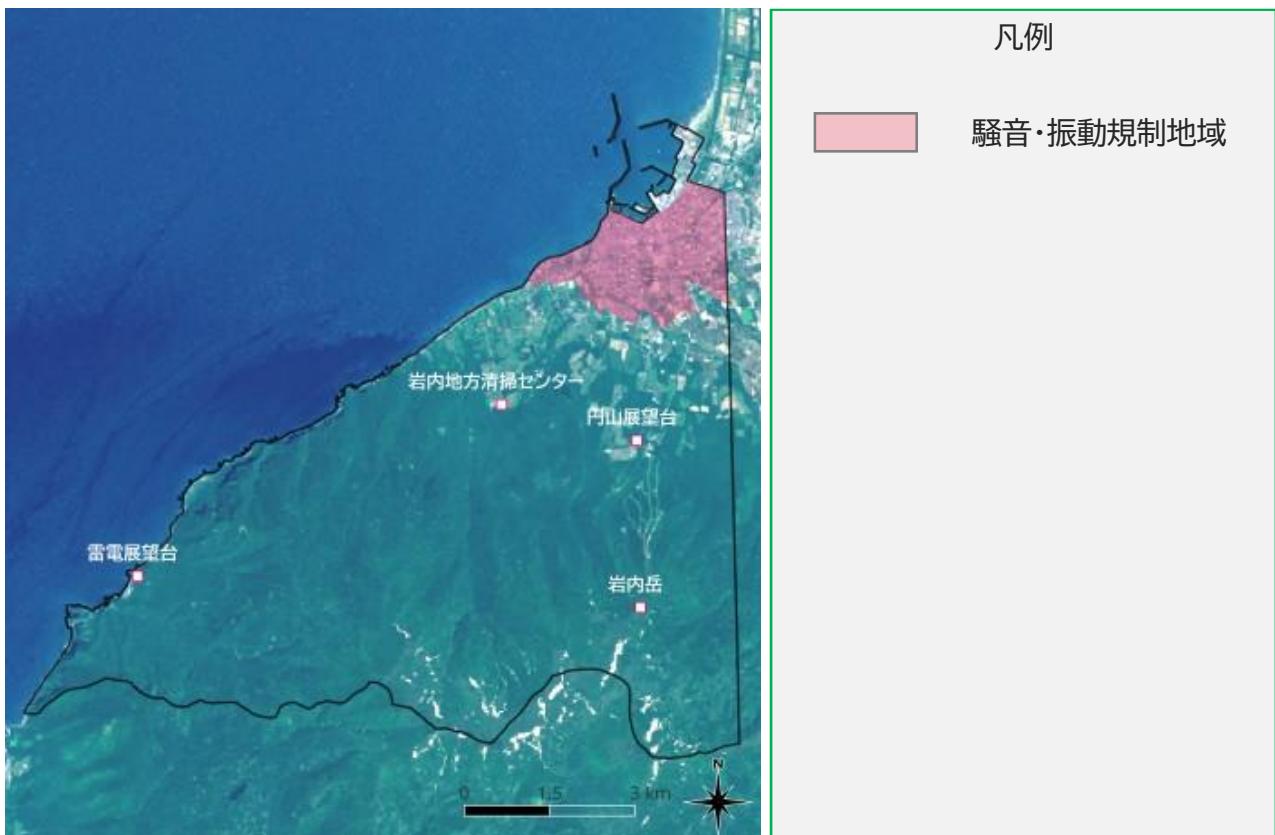


図 II-24 騒音・振動規制地域

【悪臭規制地域】

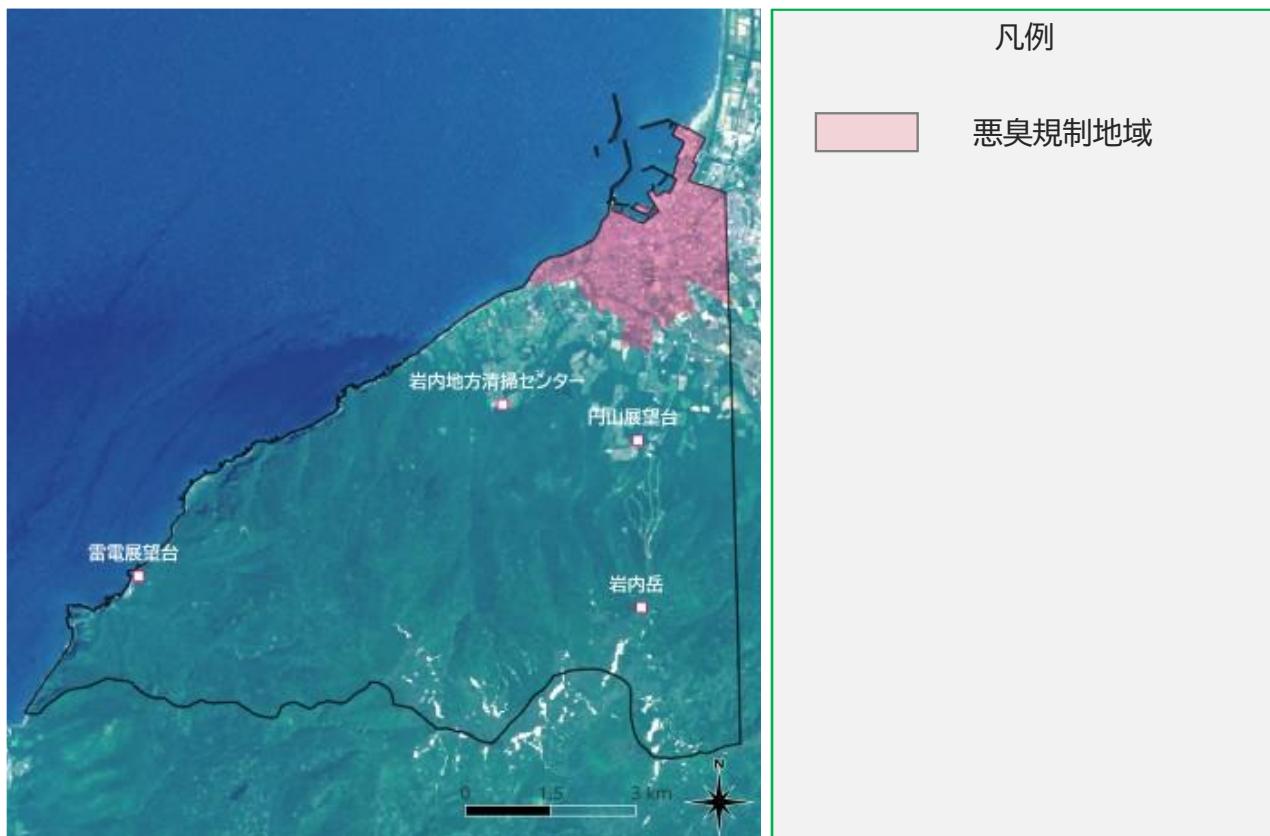


図 II-25 悪臭規制地域

【水源保護地域・水源涵養保全地域】

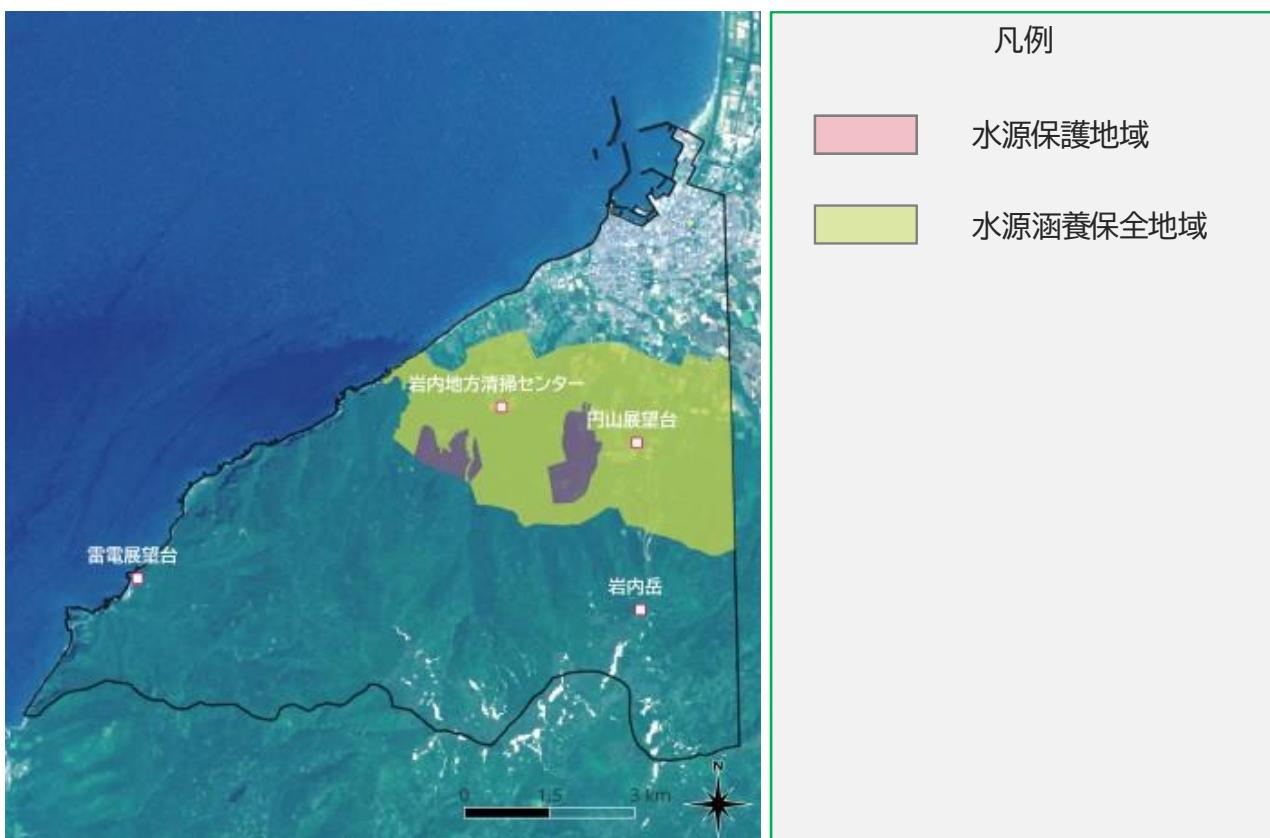


図 II-26 水源保護地域・水源涵養保全地域

【避難所】

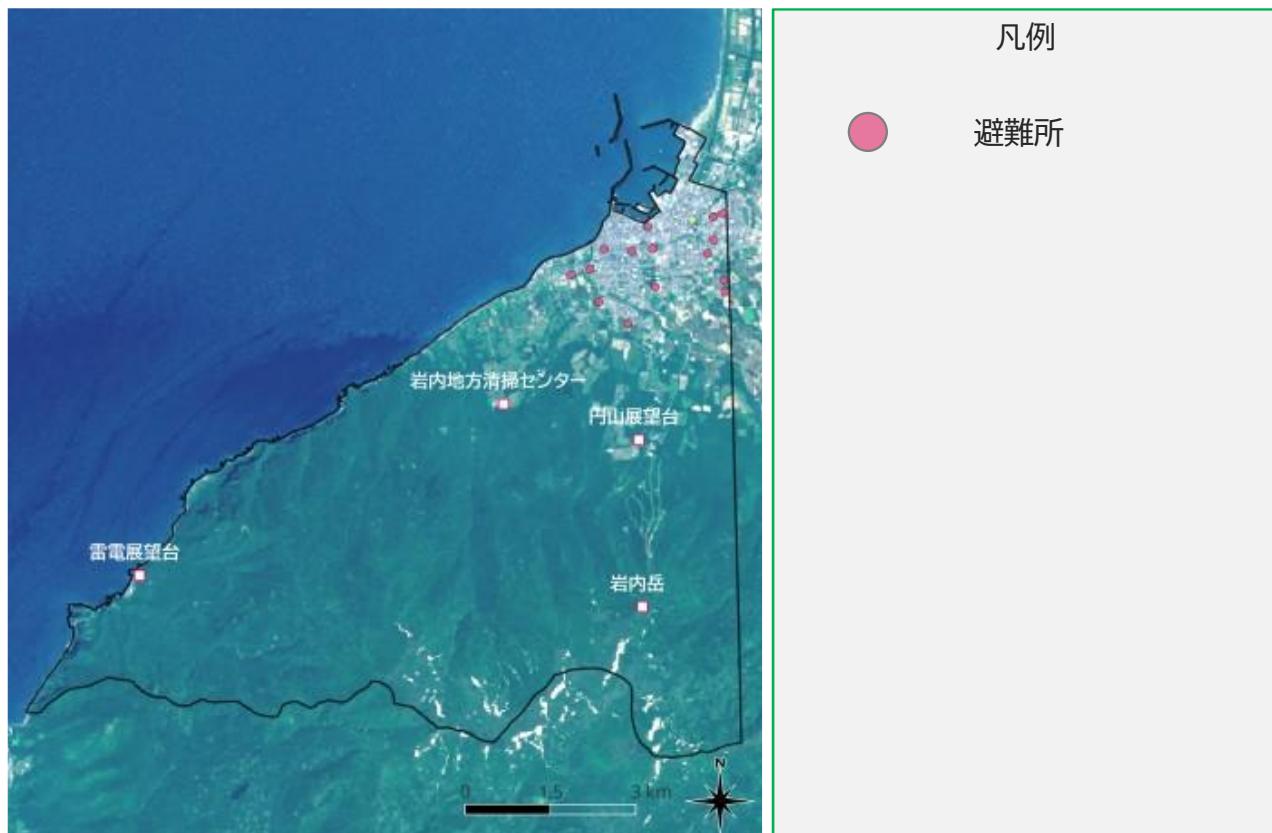


図 II-27 避難所

【ヘリポート】

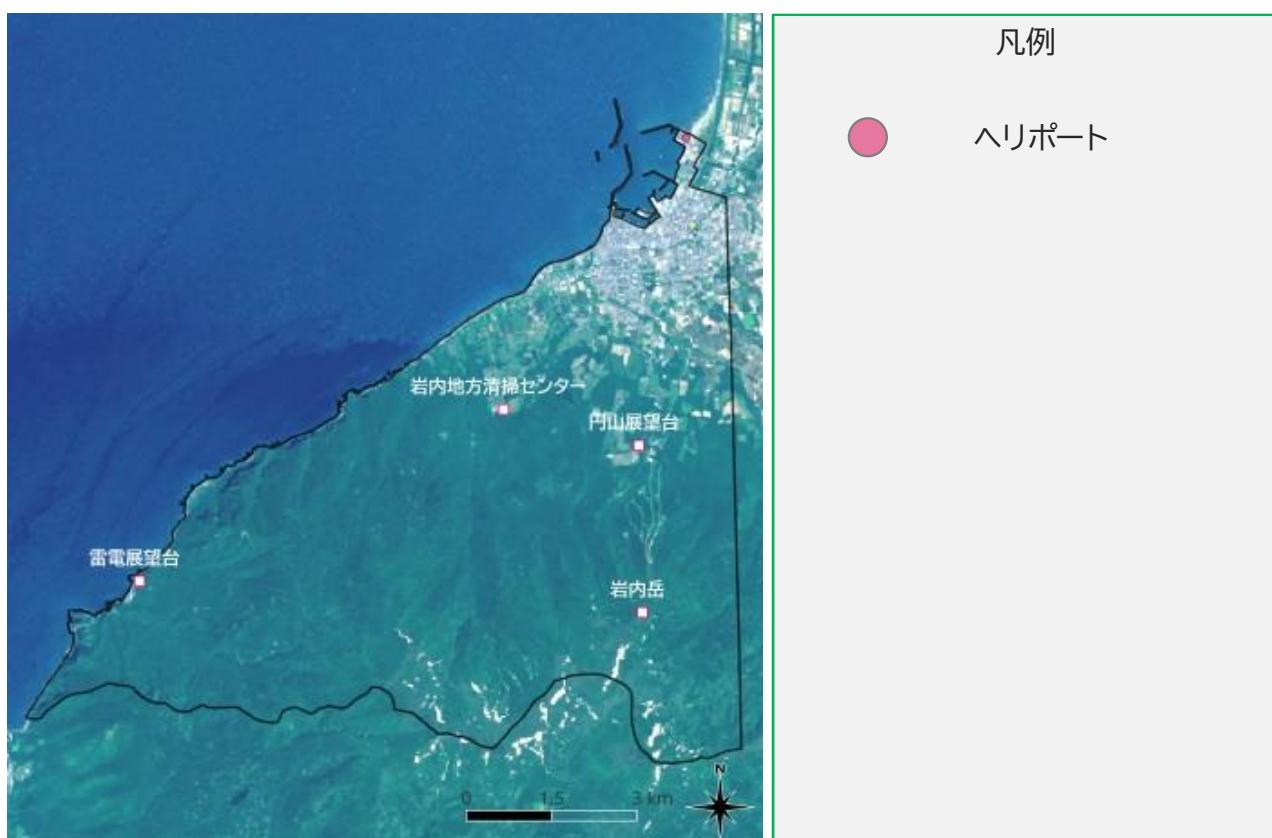


図 II-28 ヘリポート

【埋蔵文化財包蔵地】

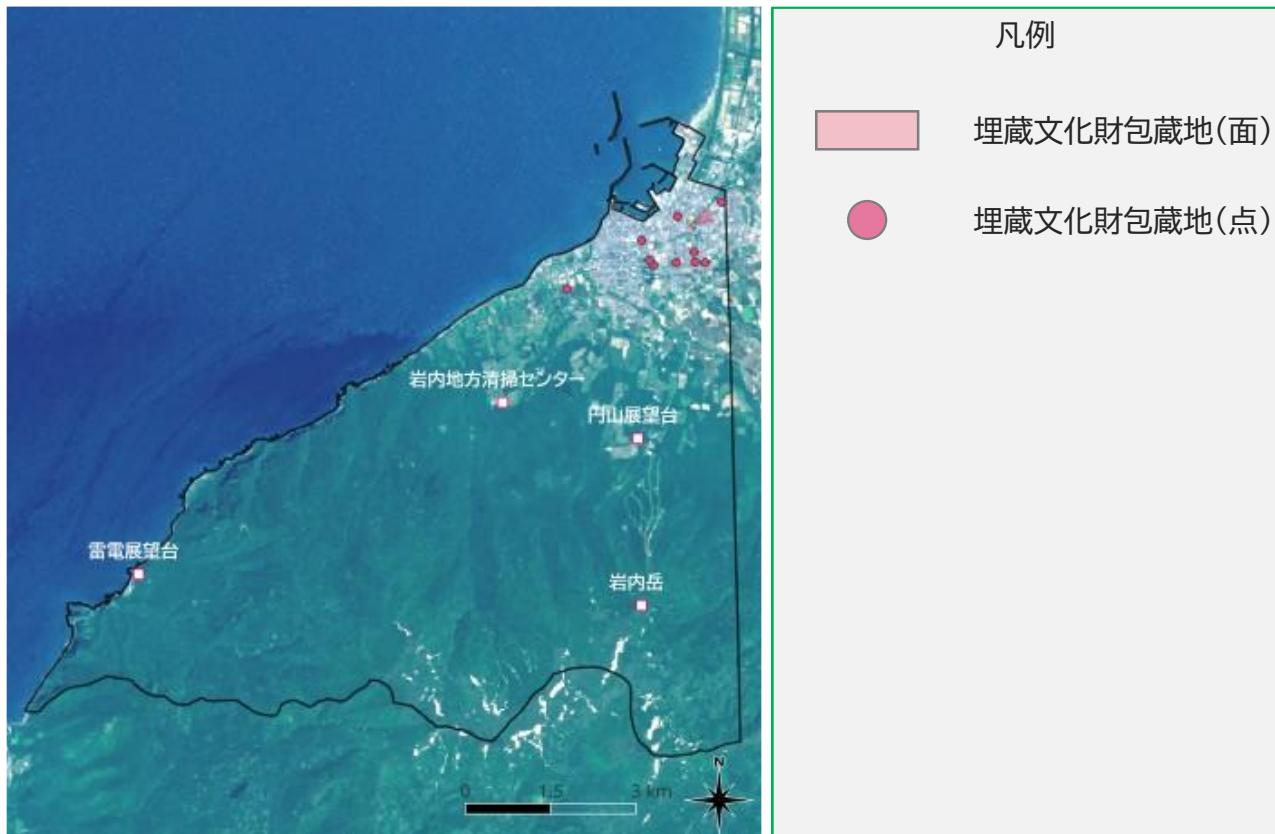


図 II-29 埋蔵文化財包蔵地

【岩内町指定有形文化財等】

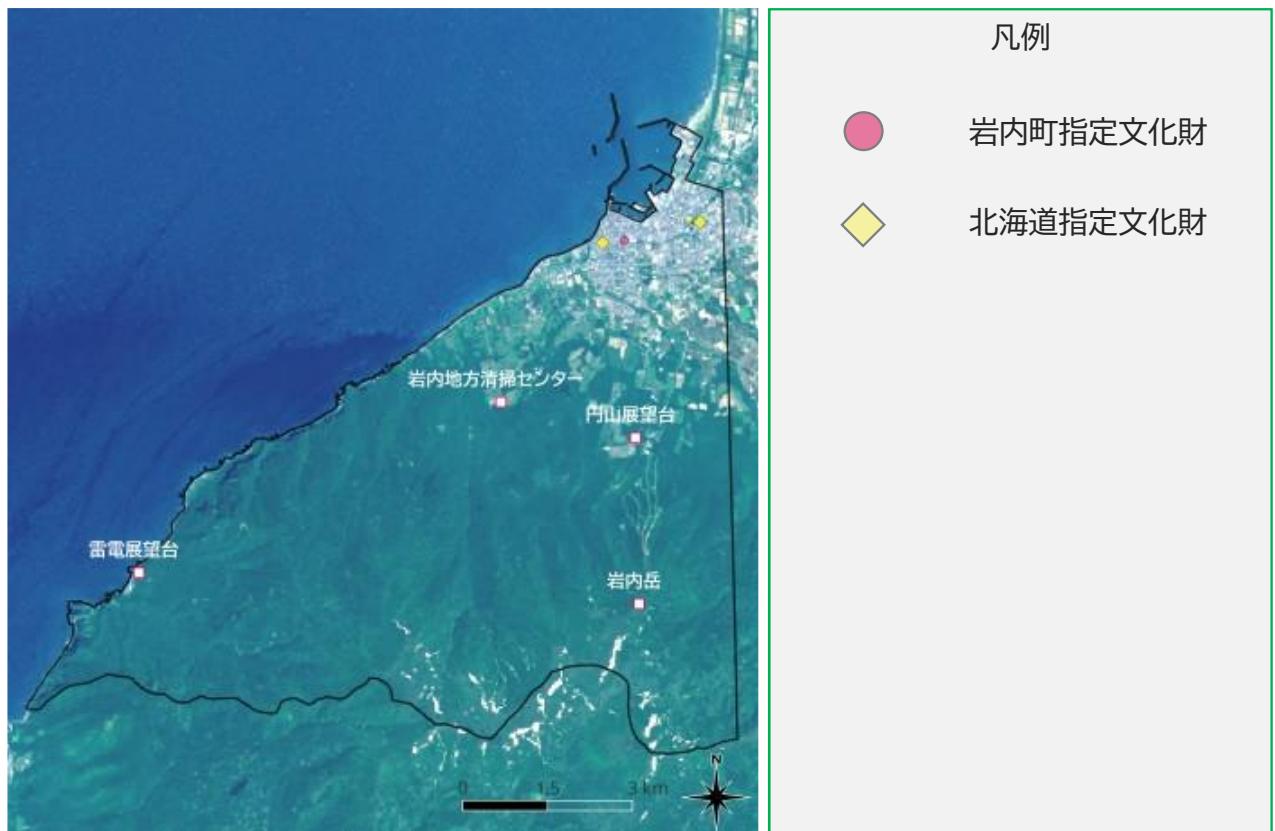


図 II-30 岩内町指定有形文化財等

【観光資源・自然景観資源】

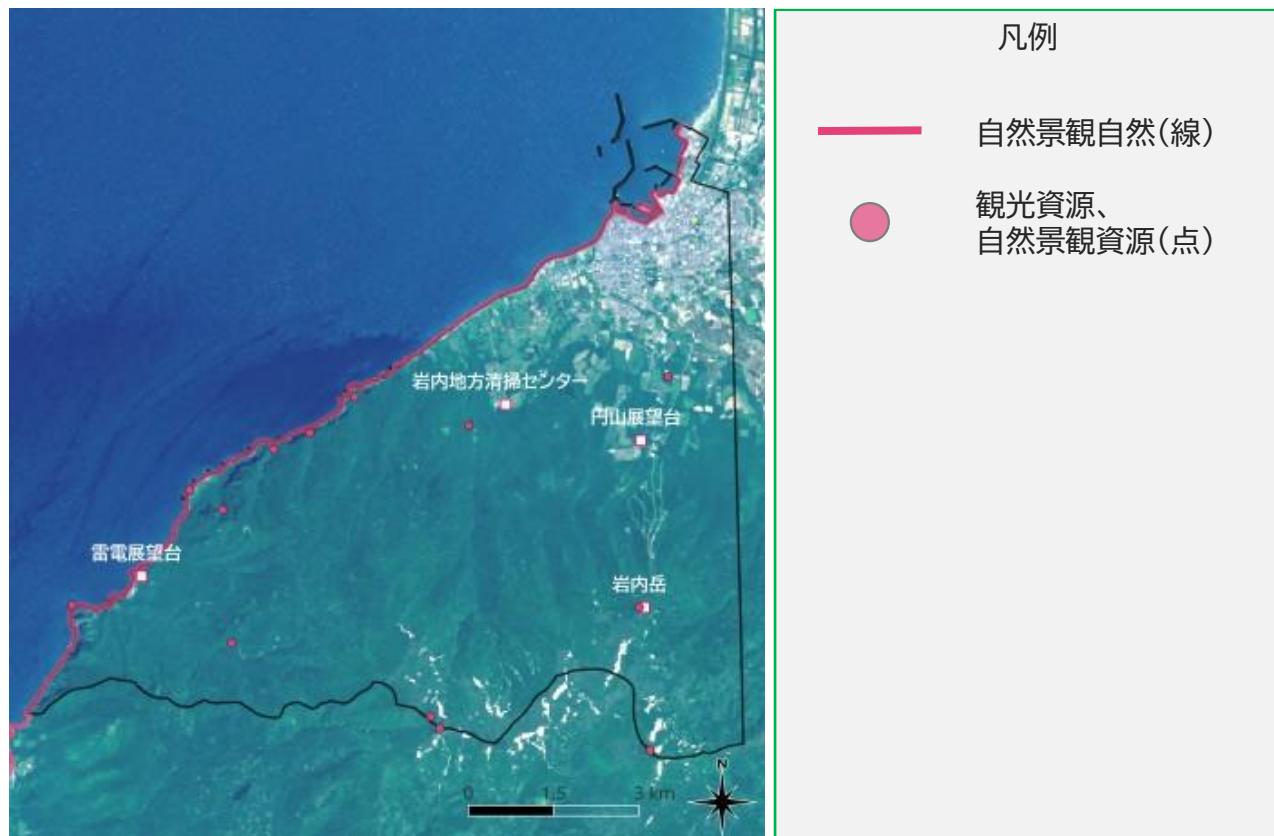


図 II-31 観光資源・自然景観資源

【キャンプ場】

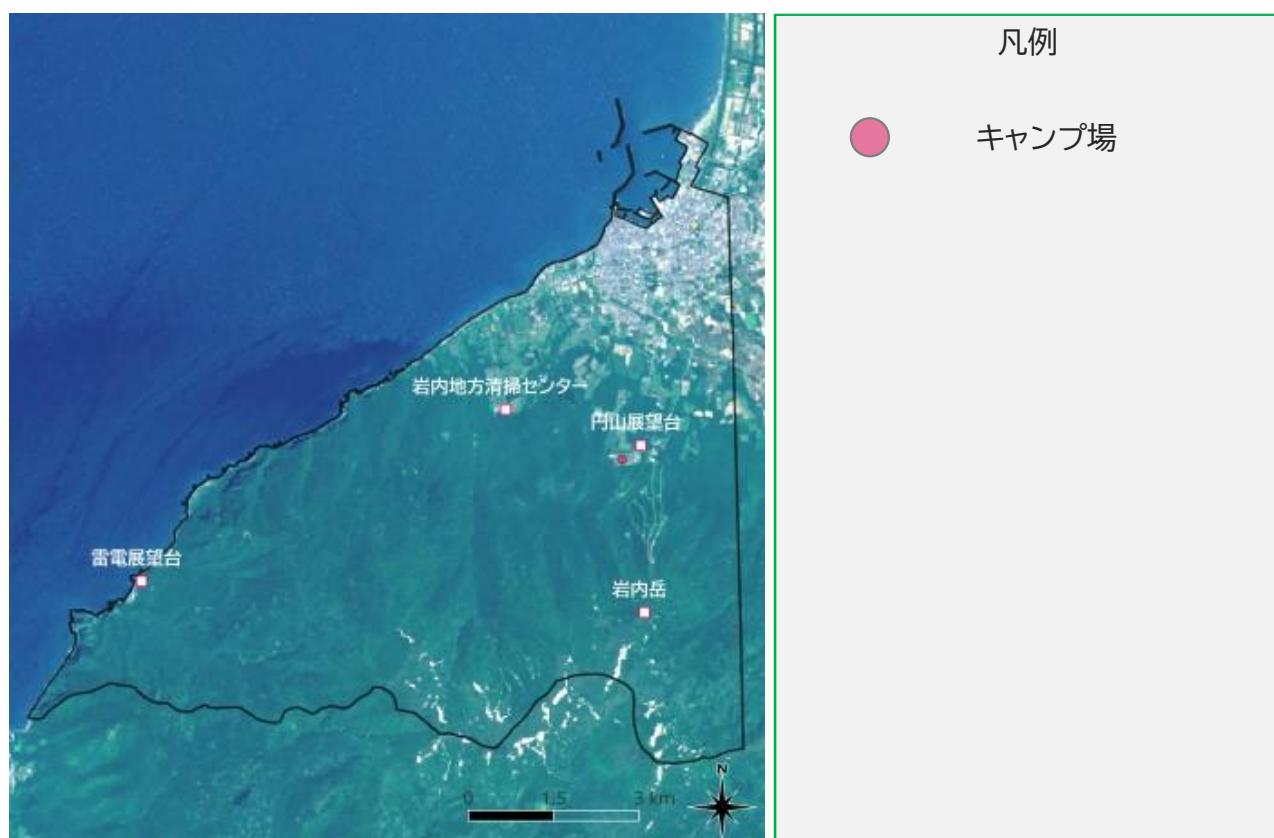


図 II-32 キャンプ場

【海が見える主要な眺望点】

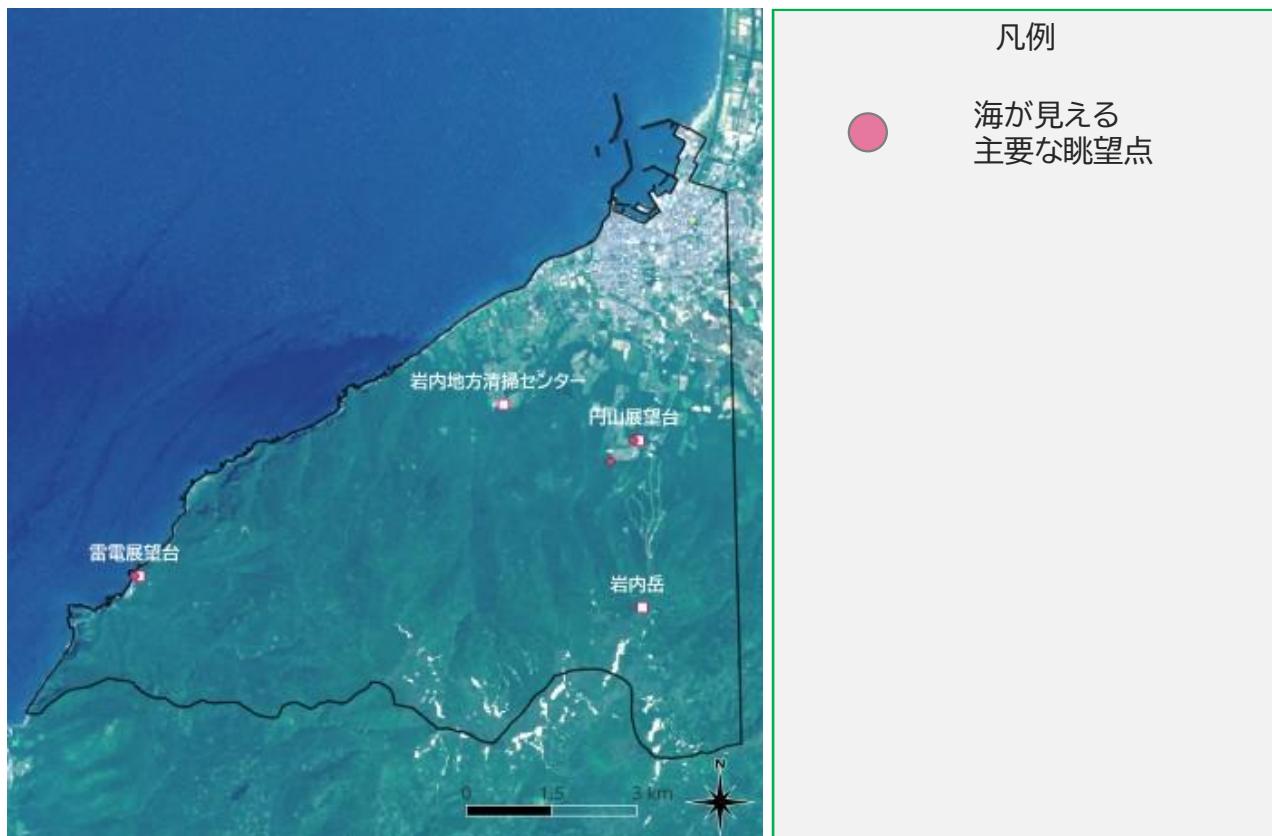


図 II-33 海が見える主要な眺望点

【漁業権】

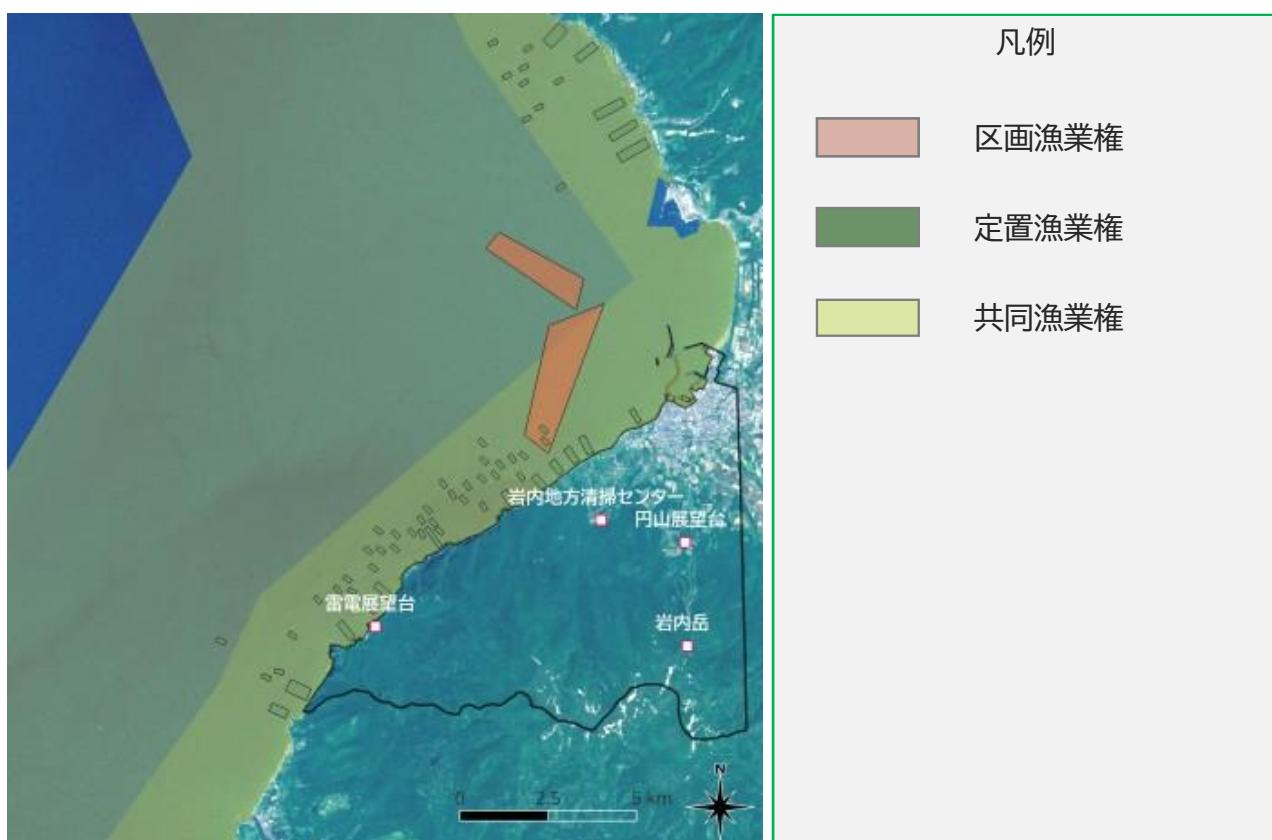


図 II-34 漁業権(区画・定置・共同漁業権)

【港湾区域、港湾、漁港、海底輸送管】

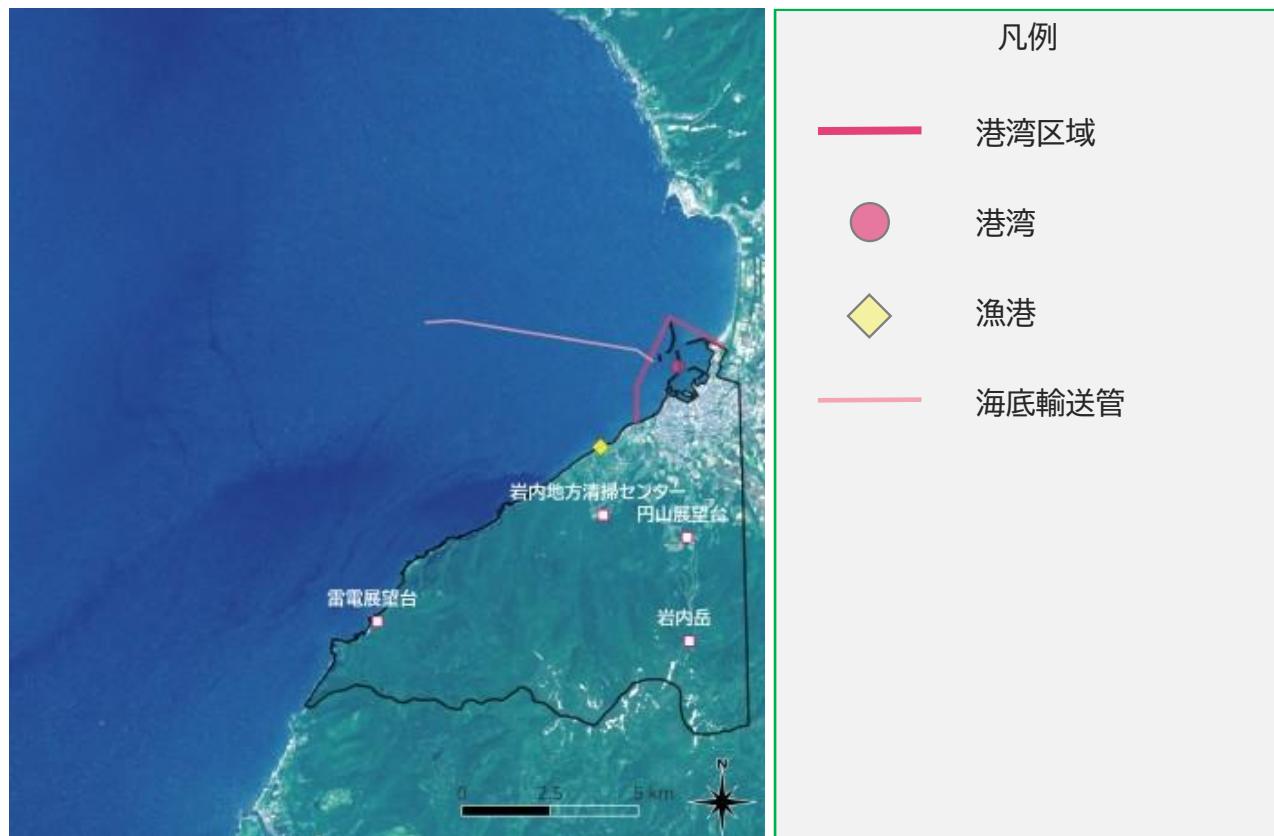


図 II-35 港湾区域、港湾、漁港、海底輸送管

【泊発電所・半径 10km 圏】

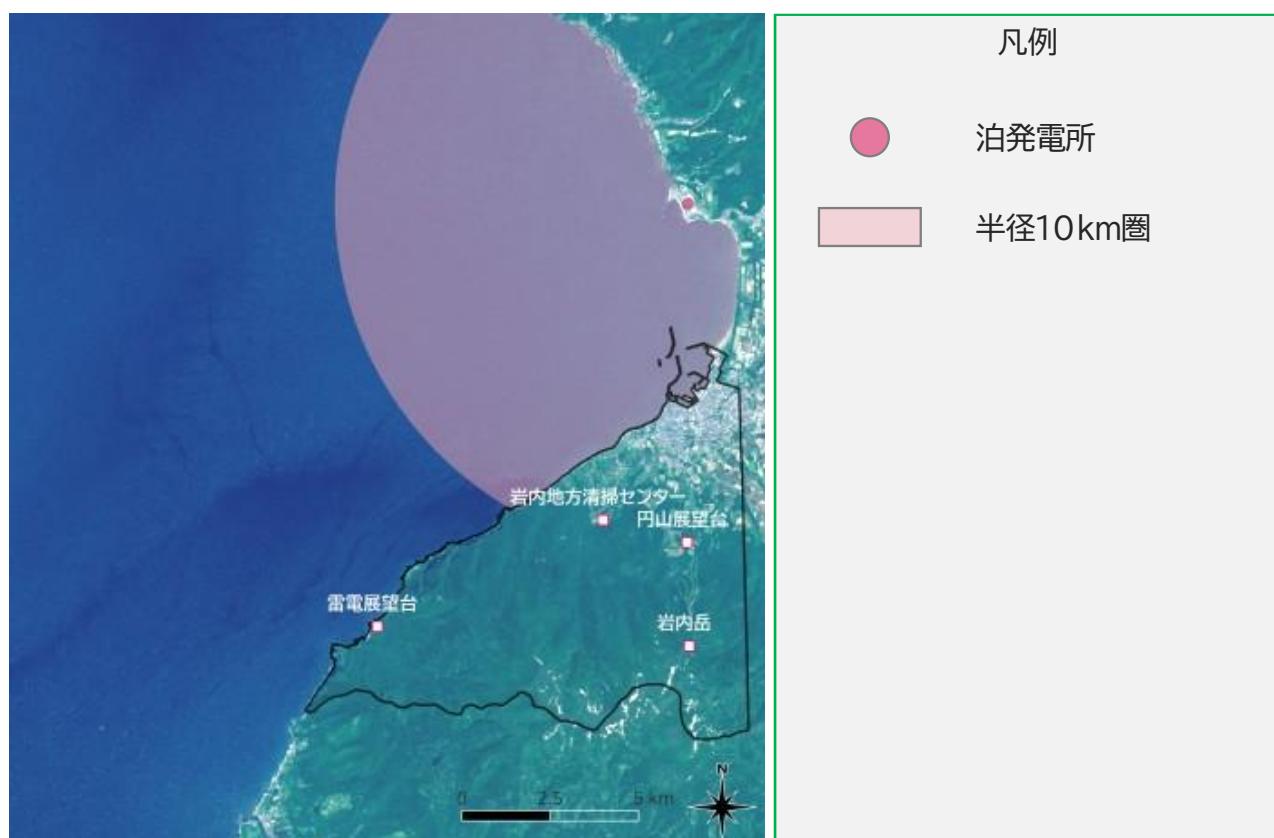


図 II-36 泊発電所・半径 10km 圏

【傾斜度】

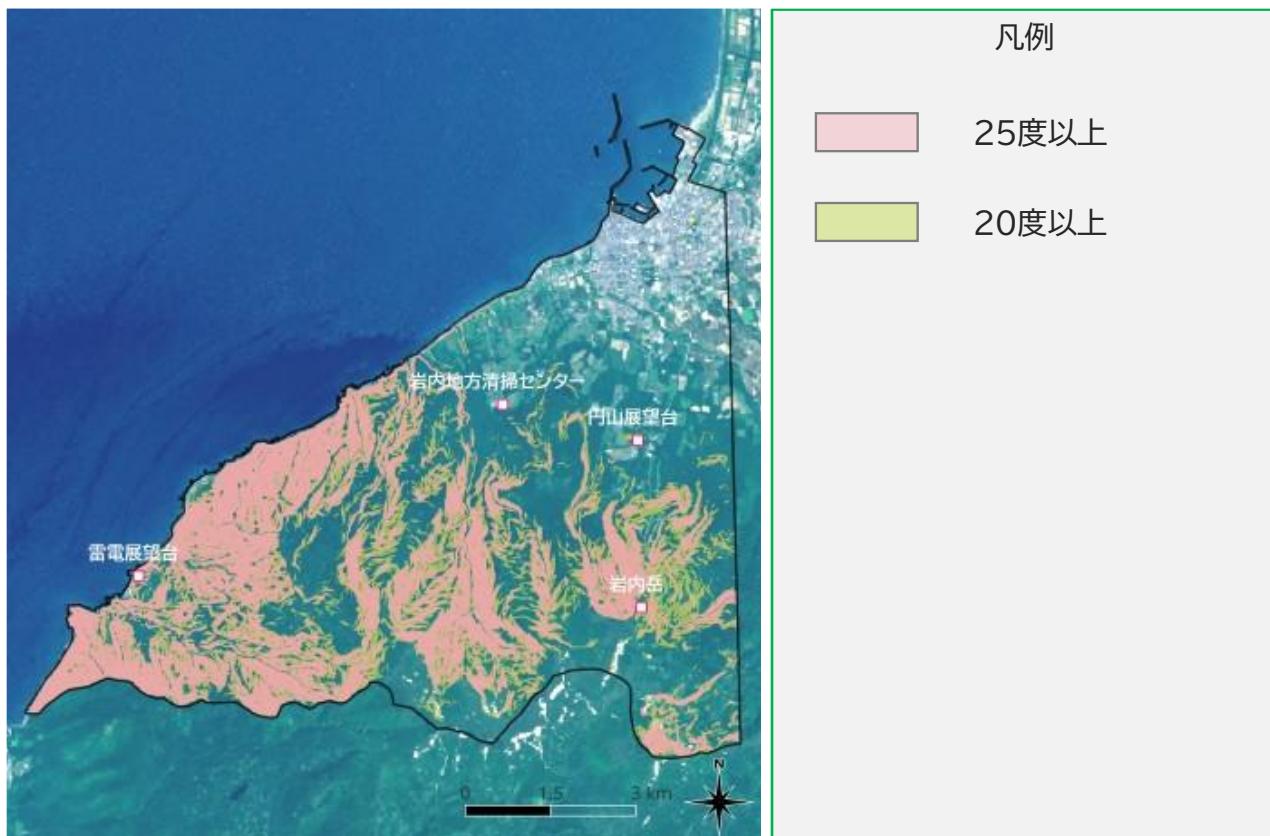


図 II-37 傾斜度(20 度以上、25 度以上)

【太陽光発電(土地系) 年間発電電力量ポテンシャル(万 kWh/年) 500m×500mメッシュ当たり】

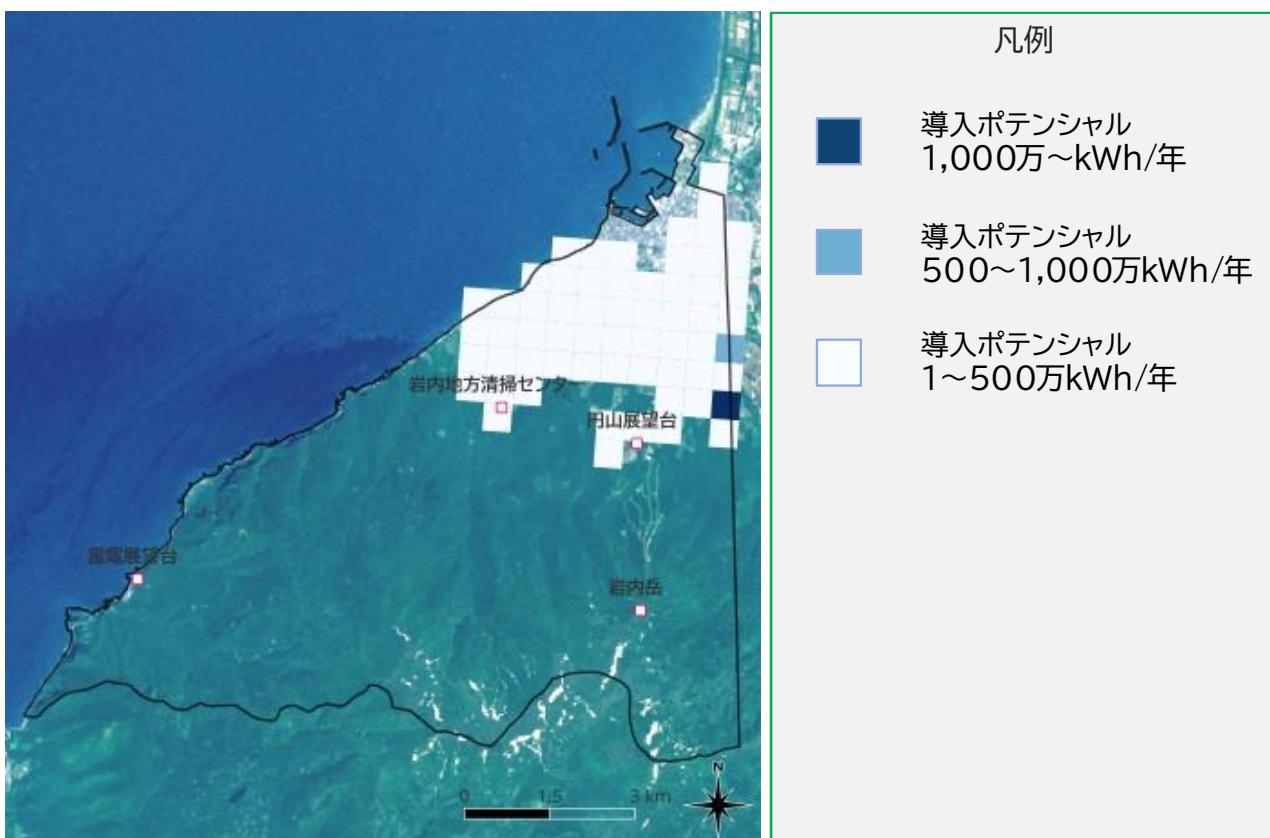


図 II-38 太陽光発電(土地系) 年間発電電力量ポテンシャル(万 kWh/年) 500m×500m メッシュ

【陸上風力発電 年間発電電力量ポテンシャル(万 kWh/年) 100m×100mメッシュ当たり】

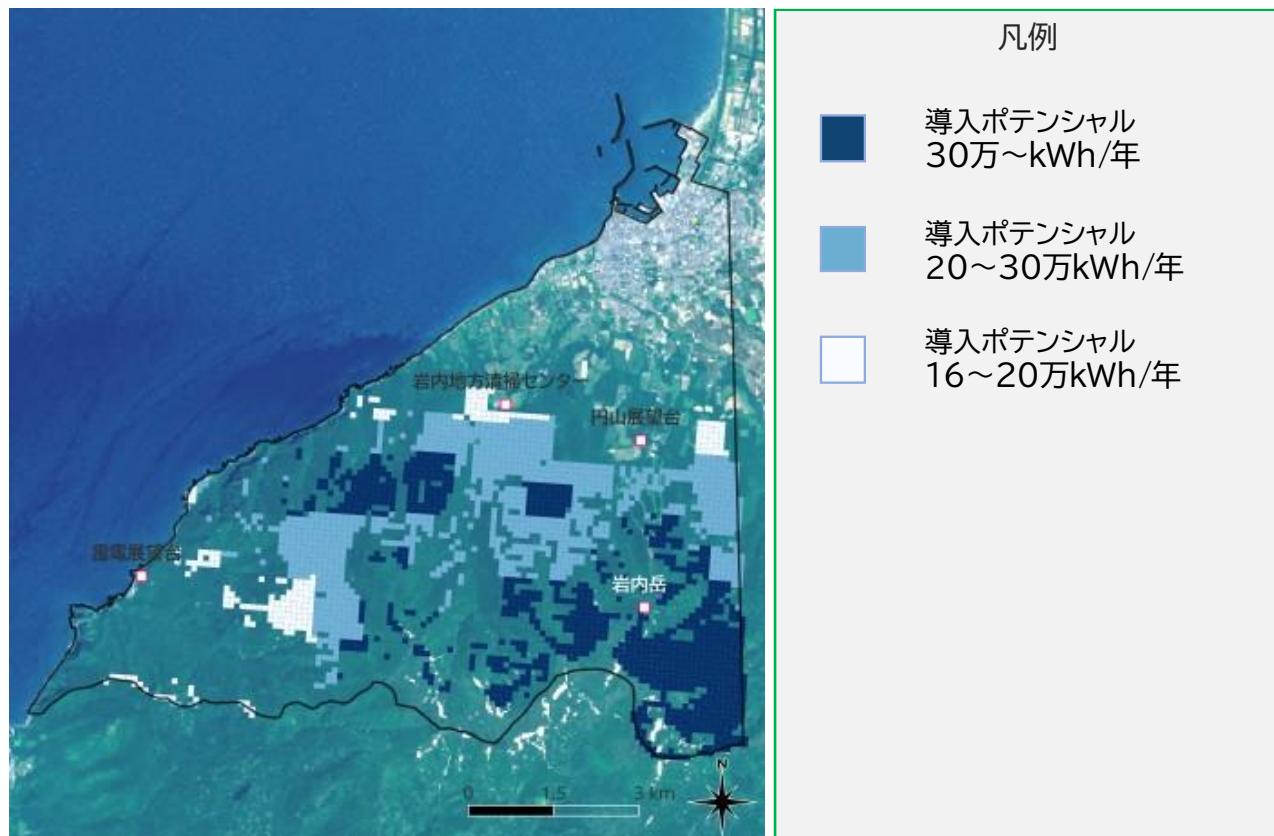


図 II-39 陸上風力発電 年間発電電力量ポテンシャル(万 kWh/年) 100m×100m メッシュ

【陸上風力発電 風況(m/s) 100m×100mメッシュ】

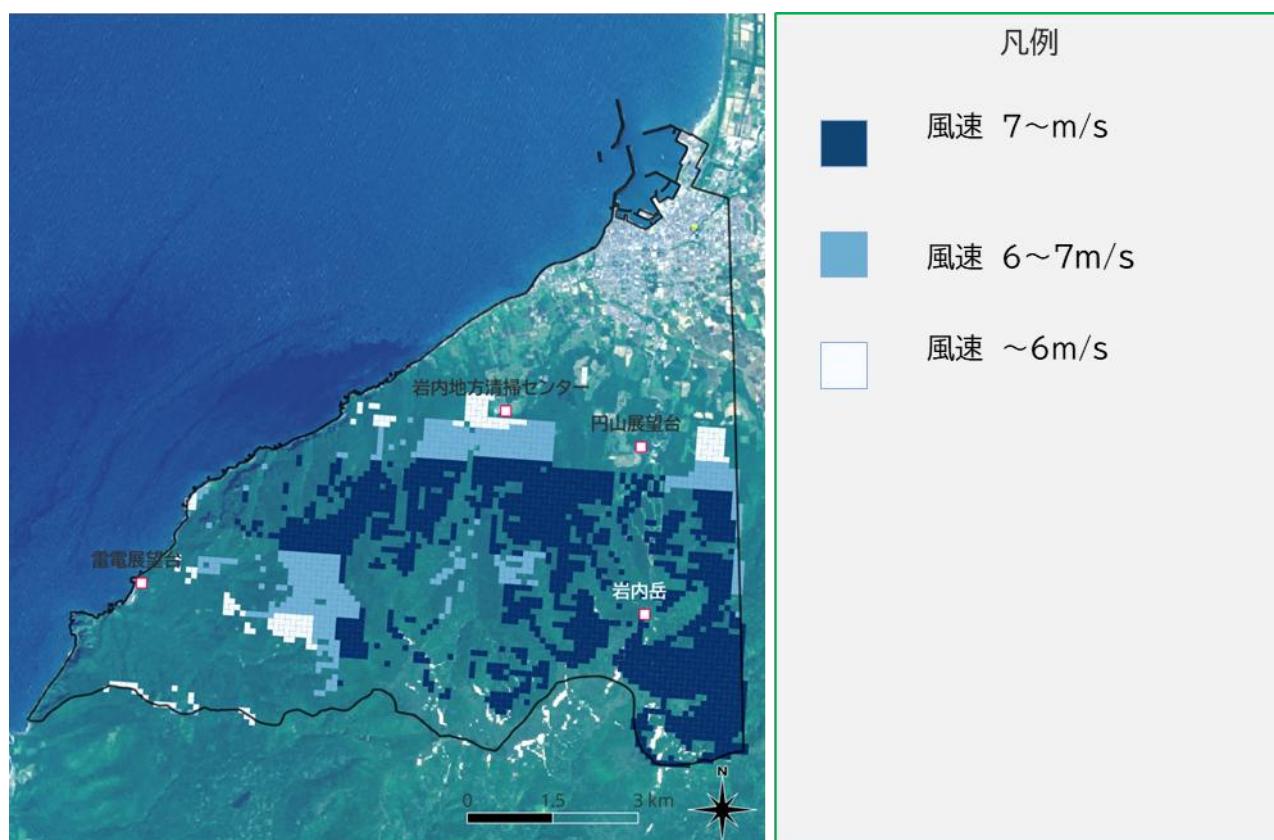


図 II-40 陸上風力発電 風況(m/s) 100m×100mメッシュ

【点データ】

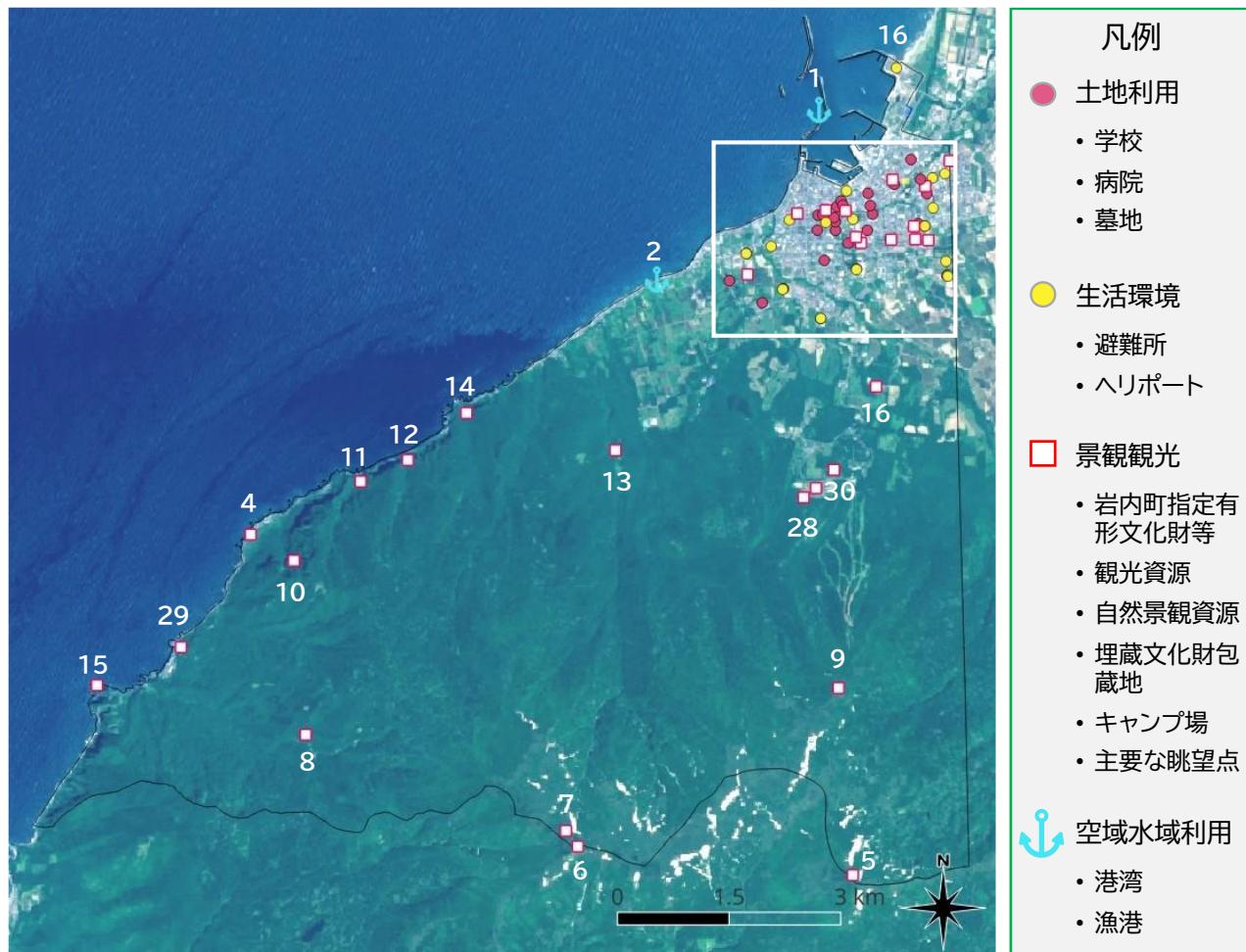


図 II-41 点データ（岩内町全域）



図 II-42 点データ（拡大図）
※土地利用と重複しているため避難所の番号は()内に記載

表Ⅱ-1 点データの詳細

【土地利用】		【生活環境】		【景観観光】	
番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	高田幼稚園	1	岩内地域人材開発センター	1	一本柳
2	岩内幼稚園	2	いわない東保育所	2	岩内東山円筒文化遺跡 出土の遺物
3	町立岩内西小学校	3	町立岩内東小学校	3	岩内東山円筒文化遺跡
4	町立岩内東小学校	4	岩内地方文化センター	4	雷電海岸
5	町立岩内第一中学校	5	働く婦人の家	5	目国内岳
6	町立岩内第二中学校	6	岩内町保健センター	6	雷電山
7	北海道岩内高等学校	7	岩内町老人福祉センター	7	雷電火山群
8	岩内協会病院	8	いわない西保育所	8	朝日温泉
9	青山歯科クリニック	9	北海道岩内高等学校	9	岩内岳
10	みづの歯科医院	10	町立岩内第一中学校	10	雲間の滝
11	水野歯科医院	11	町立岩内第二中学校	11	梯子滝
12	にしざき歯科医院	12	岩内町デイサービスセンター	12	車滝
13	黒田歯科医院	13	町立岩内西小学校	13	鳴神の滝
14	岡崎歯科医院	14	東山公園	14	ビンノ岬海岸
15	井筒歯科医院	15	運動公園	15	刀掛岩
16	北海道岩内保健所	16	新港東埠頭 指定離陸場	16	いわないホースビレッジ
17	岩内ふれ愛の郷 特別養護老人ホーム医務室	【空域水域利用】		17	島野1遺跡
18	万代クリニック			18	高台2遺跡
19	前田医院			19	高台1遺跡
20	大井内科消化器科医院			20	栄3遺跡
21	いわない眼科クリニック			21	栄2遺跡
22	石山内科循環器科クリニック			22	栄1遺跡
23	岩内大浜医院			23	東山3遺跡
24	北内科クリニック			24	大浜1遺跡
25	小林整形外科医院			25	全修寺遺跡
26	岩内町墓園			26	東山5遺跡
27	東山墓地			27	いわないオートキャンプ場 マリンビュー
28	島野墓地			28	いわないオートキャンプ場 マリンビュー展望台

※上記のうち主要なものについて地図上に番号を記載

資料編 III. 北海道の環境配慮基準

道では、「北海道地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」(令和6年11月)において、再エネ種別ごとに「考慮対象事項」を示し、適正な配慮を求めています。これらのうち、本町で適用するものを再エネ種別ごとに示します。

表 III-1 北海道基準に基づく環境配慮事項(太陽光発電)

環境配慮事項	対象エリア	適正な配慮のための考え方
水の濁りによる影響	水資源保全地域	<ul style="list-style-type: none"> 用水取水地点や水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど環境の保全に必要な措置を講じること
	水道原水取水地点	
	公共用水域の水質測定点	
	さけますふ化場・養殖場	
騒音による生活環境への影響	保全対象施設(学校・病院・福祉施設・住宅地等)	<ul style="list-style-type: none"> 設置物等に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること 事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること
土地の安定性への影響	土砂災害危険箇所 山地災害危険地区	<ul style="list-style-type: none"> 当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること 切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な措置を講じること
	河川保全区域 河川予定地	<ul style="list-style-type: none"> 当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること 治水上又は利水上の支障が生じない、他の工作物に悪影響を与えない、河川における一般の自由使用を妨げない、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的・社会的環境を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること 水の確保の影響を抑えるために必要な措置を講じること
	道路区域	<ul style="list-style-type: none"> 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること 当該区域の改変が避けられない場合は、道路法その他の法令規則で定められた基準に適合するよう必要な措置を講じること
	漁港区域	<ul style="list-style-type: none"> 漁港区域内の水域又は公共空地においては漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用、その他漁港の保全に必要な措置を講じること

環境配慮事項	対象エリア	適正な配慮のための考え方
反射光による生活環境への影響	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように、事業地の周囲に植栽する、反射を抑えた仕様の資材を採用することなどの措置を講じること ・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に生育する種又は土地本来の種とすること
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	動物の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、暁（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること ・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること
	レッドリスト掲載種 指定希少野生動植物種	<ul style="list-style-type: none"> ・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること ・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること
植物の重要な種及び重要な群落への影響	特定植物群落 植生自然度8・9の区域 レッドリスト掲載種 指定希少野生動植物種	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
地域を特徴づける生態系への影響	植生自然度8・9の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること

環境配慮事項	対象エリア	適正な配慮のための考え方
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること 事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること 周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に生育する種又は土地本来の種とすること 構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること
	景観計画区域 (北海道景観計画)	<ul style="list-style-type: none"> 施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること 事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	身近な自然地域 (ニセコ積丹小樽海岸国定公園)	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること 施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること 事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
その他北海道が必要と判断するもの	公園	<ul style="list-style-type: none"> 施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること
	下水道	<ul style="list-style-type: none"> 施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること
	都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 当該区域の指定理由を踏まえ、用途地域による居住や商業などの市街地環境を損なわない等の環境保全に必要な措置を講じること 建築基準法による用途規制に適合すること
	第1種農地	<ul style="list-style-type: none"> 農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること

環境配慮事項	対象エリア	適正な配慮のための考え方
	漁業許可 (各種) 漁業権	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）
	増殖河川	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること
	一般公共海岸区域	・当該区域の趣旨を踏まえ、海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがないと海岸管理者が認める事業計画とすること
	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること

表 III-2 北海道基準に基づく環境配慮事項(風力発電)

環境配慮事項	対象エリア	適正な配慮のための考え方
騒音による生活環境への影響	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> ・設置物等に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること
土地の安定性への影響	土砂災害危険箇所 山地災害危険地区	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること ・切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な措置を講じること
	河川保全区域 河川予定地	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること ・治水上又は利水上の支障が生じない、他の工作物に悪影響を与えない、河川における一般の自由使用を妨げない、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的・社会的環境を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・水の確保の影響を抑えるために必要な措置を講じること
	道路区域	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、道路法その他の法令規則で定められた基準に適合するよう必要な措置を講じること
	漁港区域	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港区域内の水域又は公共空地においては漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用、その他漁港の保全に必要な措置を講じること
影による影響	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電（施設）の影が、保全対象施設に長時間重ならない、住民などに不快感を与えないなど環境の保全に必要な措置（配置）を講じること
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	動物の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、暁（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること ・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合

環境配慮事項	対象エリア	適正な配慮のための考え方
植物の重要な種及び重要な群落への影響	レッドリスト掲載種 指定希少野生動植物種	は、環境の保全に必要な措置を講じること ・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること ・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること
	風力発電における鳥類のセンシティビティマップ	・注意喚起レベル A1・A2・A3 の区域は、対象種の確実な生息地情報を得た上で、専門家の意見を聴取し、影響のある範囲では事業を原則実施しないこと ・注意喚起レベル B・C の区域や事業の実施を避けられない場合は、対象種の確実な生息地情報を得た上で、専門家の意見を聴取し、影響のある範囲を避けること
地域を特徴づける生態系への影響	特定植物群落 植生自然度 8・9 の区域	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
	レッドリスト掲載種 指定希少野生動植物種	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	重要海域（沖合海底域） 植生自然度 8・9 の区域	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度 1～7 の地域	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること ・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に生育する種又は土地本来の種とすること ・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮す

環境配慮事項	対象エリア	適正な配慮のための考え方
	景観計画区域 (北海道景観計画)	ること ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	身近な自然地域 (ニセコ積丹小樽海岸国定公園)	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
その他北海道が必要と判断するもの	公園	・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること
	下水道	・施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること
	都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）	・当該区域の指定理由を踏まえ、用途地域による居住や商業などの市街地環境を損なわない等の環境保全に必要な措置を講じること ・建築基準法による用途規制に適合すること
	第1種農地	・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること
	漁業許可 (各種)漁業権	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）
	増殖河川	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること
	一般公共海岸区域	・当該区域の趣旨を踏まえ、海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがないと海岸管理者が認める事業計画とすること

環境配慮事項	対象エリア	適正な配慮のための考え方
	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> 施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること 事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること

表 III-3 北海道基準に基づく環境配慮事項(木質バイオマス熱利用)

環境配慮事項	対象エリア	適正な配慮のための考え方
騒音による生活環境への影響	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> ・設置物等に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること
大気質への影響	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は地域住民の健康被害の防止など環境の保全に必要な措置を講じること
	北海道の大気環境（二酸化硫黄、一酸化窒素、窒素酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の大気環境を調査し、環境を悪化させないための必要な措置を講じること ・地域住民の健康、被害者を保護するために必要な措置を講じること
悪臭による影響	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> ・地形や風向きに応じたガスの流れを調査し、周辺に与える影響を抑えるなど環境の保全に必要な措置を講じること ・周辺への悪臭を抑えるなど環境の保全に必要な措置を講じること
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	動物の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、壠（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること ・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること
	レッドリスト掲載種 指定希少野生動植物種	<ul style="list-style-type: none"> ・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること ・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること

環境配慮事項	対象エリア	適正な配慮のための考え方
植物の重要な種及び重要な群落への影響	特定植物群落 植生自然度8・9の区域 レッドリスト掲載種 指定希少野生動植物種	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
地域を特徴づける生態系への影響	植生自然度8・9の区域	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること 事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること 周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に生育する種又は土地本来の種とすること 構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること
	景観計画区域 (北海道景観計画)	<ul style="list-style-type: none"> 施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること 事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	身近な自然地域 (ニセコ積丹小樽海岸国定公園)	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること 施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること 事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること

環境配慮事項	対象エリア	適正な配慮のための考え方
その他北海道が必要と判断するもの	公園	・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること
	下水道	・施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること
	都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）	・当該区域の指定理由を踏まえ、用途地域による居住や商業などの市街地環境を損なわない等の環境保全に必要な措置を講じること・建築基準法による用途規制に適合すること
	第1種農地	・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること
	漁業許可（各種）漁業権	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）
	増殖河川	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること
	一般公共海岸区域	・当該区域の趣旨を踏まえ、海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがないと海岸管理者が認める事業計画とすること
	保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること

岩内町再生可能エネルギーゾーニングマップ作成業務委託
報告書

発行年月:2026(令和8)年2月

発行:岩内町 民生部 町民生活課

※ 本ゾーニングマップは、環境省「令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（第4号事業）」を活用し
て作成しています